

放送法案提案理由説明

昨今議題となりました放送法案の提案理由を御説明申し上げます。
現在の放送事業の主体であります社団法人日本放送協会は、民法の決定に基づいて設立されておりますが、その施設については無線電波法の規定に基づき、通信大臣の許可の下に運営されておるのであります。しかし、無線電波法の規定は極めて簡單でありまして、殊に同法は一事業一を規律するものではありませんので、今日の如く発達した放送事業を適切に規律いたします上は極めて不備の点が多いため、通信大臣に包括的権限の委任をいたします点は、新憲法の精神にもそまいませんことにも相成るのであります。

又放送事業は、現在におきましては事實上日本放送協会がその経営を独占しておるのでありますが、日本放送協会の性格は単なる私的機関たる民法上の社団法人にすぎないのであります。この様を覆脱して社会生活のあらゆる面に重大なる影響力をもつてゐる放送事業を法律的な根拠もなく事実上独占せしめてゆくことはこれ又新憲法の精神にそまないのであります。この際日本放送協会の性格を公的を機関に改組して國民全般の福祉に奉仕せしめることを明定する必要があらはかりでなく、最近におきましては、新たに放送事業の経営を希望する向も多いため、最近におきまして、この際放送事業の在り方並びにこれの監督機構について全般的にこれを法制化する必要が生じやうなのであります。

かかる見地から、今日放送法を制定せんをいたしましたのであります。本法案に規定してあります主要なる内容について申し上げます、
先ず、第一に放送政策に関する三原則をいしませ、

1 放送業務が情報及び教育の手段として、又國民文化の媒体として、國民に最大の效用と福利をもたらすことを保障すること。

2 放送を自由な表現の場として、その不偏不党と眞実と自衛とを保障すること。

3 放送に携わる者の國民に対する直接の責任を明かにすることを以てして、放送が健全なる民主主義に奉仕し、且つそれを育成するよりなること。

を明かにし、この法律の範囲内で番組編集、放送受信、表現等が自由であることを明かにしたことであります。

第二のいたしましては、放送を規律し、監督する行政機関として、総理府の外局たる放送委員会の設置を規定いたしましたことであり、す。乃ち、この委員会には法律で定める権限の行使につきましては、全く独立してこれを行うこととし、電波監理の技術的事項以外は他の如く何なる機関、組織、団体等にも支配されないものでありまして、委員会を構成する委員数は五人とし、内閣総理大臣が国会の承認を経て任命する仕組みとしてあります。

第三に、さきほど、申し上げました如く、現在の社団法人日本放送

協会を公的な機関に改組せんとすることであり、乃ち新協会は、この法律によつて設立する公的機関でありまして、協会の理事七人は放送委員会が国会の承認を経て任命するのであります。その他協会は官利行為を行うことが出来ないこと、協会は聴取料を徴収することが出来るものであること、協会は基本金をもたず、社

債によつて必要な資金を賄うものであること、また協会には課税しないこと等を法定いたしました次第であります。

第四のいたしましては、協会以外の者も委員会の免許を受けて放送事業を行うことが出来る途を開いたのであります。これによりまして、日本に国籍を有しない者、外国政府又はその代表者等の如きものを除きましては、凡そ法律の規定する條項により審理の上、放送局を開設することが出来るよう規定したのであります。

以上申し上げました外、放送に関する一般的制限事項、審理手続、不服の審理及び訴訟に関する事項並びに所要の罰則を規定いたしました。ると共に、この法律施行後五年以内に、内閣総理大臣は、特別の審議会を設置して、この法律の存続、改正又は廃止についての勧告を求めんといたしましたことが本法条の重要な條項となつております。

以上本法条発表の趣旨及び本法条の大要を御説明申し上げた次第であります。但し、何とぞ充分御審議の上速かに御賛成下さるようお願いいたします。

放送法案正誤表

- 一 第二條第一項第八号中「放送設備とその保守運用に必要な委員の組み合せをいう。」を「放送設備とその保守運用に必要な委員を備えた施設をいう。」に改める。
- 二 第四條第二項中「時譽評議、」を削る。
- 三 第四條中第三項中「直接関係者」を「直接関係人」に改める。
- 四 第六條中「放送を受信することができる。」を「放送の受信をすることができる。」に、「提供する放送を受信する」を「提供する放送の受信をする」に、「支拂わねばならない。」を「支拂わなければならない。」に改める。
- 五 第七條中「放送及びその受信」を「放送の送信及び受信」に改める。
- 六 第九條第一項第二号中「高基準」を「高度の基準」に、「運営の統制」を「運用の統制」に改める。
- 七 第九條第一項第十三号(四)中「放送設備、放送業務」を「放送業務、放送設備」に改める。
- 八 第九條第三項中「第一項第五号の調査又は同項第六号の検査」を「第一項第六号の検査又は同項第十一号の調査」に改める。
- 九 第二十條第一項中「内閣総理大臣が」を「内閣総理大臣が、」に改める。
- 十 第二十五條第三項中「協会の剰余金その他の収入」を「協会の収入及び剰余金」に改める。
- 十一 第三十八條第二項中「第六十二條」を「第六十三條」に改める。
- 十二 第五十三條中「開設」を「設置」に改める。
- 十三 第六十五條中「その政見を放送」を「政見放送」に、「他の候補者に対しても、申出により同一設備を使用し、」を「他の候補者に対しても申出により同一放送設備を使用し、」に改める。

十四 第八十一條第二項中「昭和二十三年法律第 号」を「

昭和二十三年法律第八十一号」に改める。

十五 第九十九條表題「この法律の改廃」を「この法律の改廃の手続」に改める。

十六 第九十九條第二項中「意見を徴す」を「意見を徴すに改める。

十七 第百二條第一項中「日本放送協会」を「協会」に改める。

十八 第百五條中「昭和二十三年法律第 号」を「昭和二十三年法律第百十号」に改める。

放送法案修正事項

昭和二三、十一、二
逓信省

「放送法」は
「電氣通信法」
に改正する
こととする

第二條第十項第二号中「放送を目的とする電氣通信」を「放送番組」に、同項第八号中「放送設備とその保守運用に必要な要員の組み合せをいう。」を「放送設備とその保守運用に必要な要員を備えた施設をいう。」に改める。

第四條第二項中「時事評論」を削る。 *時事評論、時事分析、時事解説*

第四條第三項中「直接関係者」を「直接関係人」に改める。

第六條中「放送を受信することができる。」を「放送の受信をすることができる。」に、「提供する放送を受信する」を「提供する放送の受信をする」に、「支拂わねばならない。」を「支拂わなければならない。」に改める。

第七條中「放送及びその受信」を「放送の送信及び受信」に改める

第九條第一項第二号中「高基準」を「高度の基準」に、「運管の統制」を「運用の統制」に改める。

第九條第一項第五号を次のように改める。
兵部省のため。放送事業者に対し、必要な報告、資料、帳簿その他の記録の提出を命じ、又は所部の職員をして業務の状況若しくは帳簿その他の物件を検査させること。並びに受信設備の設置者より必要な報告を徴すること。

第九條第一項第十三号中「放送設備、放送業務」を「放送業務、放送設備」に改める。

第九條第一項第十四号を次のように改める。

十四 所管の放送行政に関する法令を立案すること。

第二十條第一項中「内閣総理大臣が」を「内閣総理大臣が。」に改める。

X 十一、 第二十一條第三項を次のように改める。

3 放送委員会の会議の議事は、委員長を加え、出席委員の過半数をもつてこれを決する。

X 十二、 第二十五條第一項第一号を次のように改める。

一 全国的、地域的及び地方的放送を行うため、放送局を設置し、維持し、及び運用すること。

同第二号を次のように改める。

X 二 国際放送を行うため、放送局を設置し、維持し、及び運用し、

又は政府の提供する施設を使用しこれを運用すること。



十 第二十五條第三項中「協会の剰余金その他の収入」を「協会の受信料その他の収入及び剰余金」に改める。

X 十 第三十六條に次の一項を加える。

2 前項の場合を除く外、役員は、その意に反して解任されることはない。

O 十 第三十八條第二項中「第六十二條」を「第六十三條」に改める。

X 十六、 第四十一條^{又も}「(貸借対照表等の承認)」を「(貸借対照表等の提出)」に改める。

X 十七、 第四十八條中「營業廣告を放送し」を「他人の營業に関する廣告を放送し」に改める。

十八、 第五十三條中「開設」を「設置」に改める。

十九、 第六十五條中「その政見を放送」を「政見放送」に、「他の候補者に対しても、申出により同一設備を使用し、」を「他の候補者に対しても申出により同一放送設備を使用し、」に改める。

二十、 第六十八條第一項第一号の次に左の一号を加え、第二号以下を順次繰下げる。

X 二 第六十條に規定する免許状記載事項に違反した場合

二十一、 第七十五條第二項中「出席委員の過半数をもつて、」を「委員長を加え出席委員の過半数をもつて、」に改める。

X 員長を加え出席委員の過半数をもつて、」に改める。

二十三 第八十一條第二項中「(昭和二十三年法律第 号)」を「(昭和二十三年法律第八十一号)」に改める。

二十四 第九十九條表題「(この法律の改廢)」を「(この法律の改廢の手続)」に改める。

二十五 第九十九條第二項中「意見を徴す」を「意見を徴する」に改める。

二十六 第二百二條第一項中「日本放送協会」を「協会」に改める。

二十七 第二百五條中「(昭和二十三年法律第 号)」を「(昭和二十三年法律第百十号)」に改める。

二十八 第三十九條中「逓信省」を「郵政省」に改める。

(總替規定)

第百六條 逓信省の再組織に関する法律が制定施行されるまでは、この法律の規定中「電波廳」及び「郵政省」とあるを「逓信省」とする。

「電波廳地方電波管理局」とあるのを「逓信局」と読み替えるものとする。

裏面白紙

逓信省

放送法改正案

昭三三、九、一〇
逓信省

「第二條第二号中「放送を目的とする電氣通信」を「放送番組」と改める。

「第二條第八号中「放送設備とその保守運用に必要な要員の組み合わせをいう。」を「放送を行うに必要な人的物的施設の総合組織をいう。」と改める。

「第六條中「該放送を受信することができる。」を「放送の受信をすることができる。」と、「提供する放送を受信する。」を「提供する放送の受信をする。」と、「支拂わねばならない。」を「支拂わなければならない。」と改める。

「第七條中「放送及びその受信」を「放送の送信及び受信」と改める。

「第九條第一項第二号中「高基準」を「高度の基準」と、「運営の

統制」を「選出の統制」と改める。

六 第九條第一項第五号中「調査のため」を削り、「提出を命ずること」と改める。

七 第九條第一項第十号中「放送を受信し」を「放送の受信をし」と改める。

八 第九條第一項第十四号を次のように改める。

十四 所管放送行政に関する法令を立案すること。
九 第十四條第二項の次に左の一項を加える。

3 国会閉会の場合又は衆議院解散の場合に、委員の任期が満了したとき又は欠員を生じたときの措置については、政令をもつてこれを定める。

七 第二十二條を次のように改める。

十一 第三十三條第二項の次に左の一項を加える。

3 国会の閉会の場合又は衆議院解散の場合に役員が任期が満了

裏面白紙

選信省

したとき又は欠損を生じたときの措置については、政令をもつてこれを定める。

十三第三十七條「民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四條、第五十條」の次に「第五十一條」を加え、「第五十四條及び第五十七條」を「第五十四條、第五十七條及び第五十九條」と改める。

十四第四十一條「（貸借対照表等の承認）」を「（貸借対照表等の提出）」と改める。

十五第四十八條中「営業廣告を放送し」を「他人の營業に關する廣告を放送し」に改める。

十六第五十二條を次のように改める。
協会の解散する場合、別に法律でこれを定める。

十七第六十五條中「その政見の放送」を「政見放送」と、「他の候補者に対しても申出により同一設備を使用し、」を「他の候補者に対しても申出により同一放送設備を使用し、」と改める。

裏面白紙

十、第六十八條第一項第一号の次に左の一を^付加え、第二号以下を
一号宛繰下げる。

二、第六十條に挿定する免許狀記載事項に違反した場合
十八條八十一條第二項中（昭和二十三年法律第 号）を、（昭和二

十三年法律第八十一号）と改める。
十九條第九十九條表題「（この法律の改定）」を「（この法律の改定
の手続）」と改める。

二十六條九十九條第二項中「意見を徴す」を「意見を徴する」と改め
る。

二十一、第五百五條中（昭和二十三年法律第 号）を、（昭和二十三年
法律第百十号）と改める。

二十二、第百和條の次に左の一條を加える。
（附帯規定）

第百和條 逓信省の再組織に関する法律が制定施行せられるま

昭和二十三年
法律第百十号

では、この法律の規定中「郵便局」とあるのを「逓信省」と、「
郵便局」とあるのを「逓信局」と読み替えるも
とする。

裏面白紙

一、(政府修正)

第二條第一項第二号中「放送を目的とする電氣送達」を「放送番組」と、同條同項第八号中「放送設備とその保守運用に必要なる要員の組合せをいう」を「放送を行うに必要なる人的物的施設の総合的組織体をいう」と改める。

三、第四條は修正の要はないものと見られる。

三、(国会修正)

第四條第三項の次に左の一項を加える。

前項の規定は、民法の規定による損害賠償の請求を妨げるものではない。

四、(政府修正)

第六條中「放送を受信することが出来る。」を「放送の受信をすることが出来る。」と、「提供する放送を又受ける」を「提供する放送の受信をする」と、「支拂わねばならない。」を「支拂わなければなら

ない。」と改める。

五、(政府修正)

第七條中「放送及びその受信」を「放送の送信及び受信」と改める。

六、第八條の「独立して」は修正の要はないものと見られる。

七、(政府修正)

第九條第一項第二号中「高標準」を「同程度の標準」と、「運用の新制」を「運用の研削」と改める。

八、(政府修正)

第九條第一項第五号中「突出を命ずること。」を「突出を命じ又は自ら調査すること。」と改める。

九、第九條第一項第十二号は修正の要はないものと見られる。国会におかれ研究せられたい。

六、(政府修正)

第九條第一項第十四号を次のように改める。

十四 所管放送行或は函する法令を立案すること。

十二(国会修正)

第九條第四項中「簡裝、上装、」を「座装、」と改め、「裝裝、」を削る。

六、版送委員会の委員の数については、修正の要はないものと想はれる。

十三(国会修正)

第十一條第二項第六号の政見の範囲及びこれを政令で定めるところの可否については、国会において研究修正せられたい。

十四(国会修正)

第十三條を次のように改める。

第十三條 委員は、内閣総理大臣の承認した場合を除く外、他の職に就くことができない。

十五(政府修正)

第二十二條に事務局の内部々局を規定すべきであるが、目下行政官制と打合せ中であるので、別途提出する。

十六(国会修正)

第二十五條第一項第六号を次のように改める。

六 版送の普及増進に必要を出版をし又は版送の受信に關する相談所等を設置すること。

十七(国会修正)

第二十五條第一項第八号を次のように改める。

八 ニユース及び旧報を兼收し、並びにこれを他人に提供し、又はニユースを提供別に參加すること。

十八(国会修正)

第二十五條第三項の次に左の一項を加える。

六 版送委員会は、必要と認めたるは、本條第一項第七号による研究の成果及び第九号による著作物を公開させることができる。

十九（国会修正）

第三十一條第三項を次のように改める。

3 副会長及びその他の理事は、定款の定めるところにより協
会を代表し、且つ会長を補佐して協会の業務を掌理する。

二十（国会修正）

第三十六條に次の項を加える。

2 前項の場合を除く外、役員は、その意に反して解任される
ことはない。

二十一（政府修正）

第三十七條「民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四條、
第五十條」の次に「第五十一條」を加え、「第五十四條及び第
五十七條」を「第五十四條、第五十七條及び第五十九條」と改
める。

二十二（政府修正）

第四十一條表題「（貸借対照表等の承認）」を「（貸借対照表
等の提出）」と改める。

二十三（国会修正）

第四十三條第二項の放送債券の発行額十五億円の増額の件は國
会において研究修正せられたい。

（政府修正）

第四十八條中「營業廣告を放送し」を「他人の營業に關する廣
告を放送し」に改める。

二十四（国会修正）

第四十九條を次のように改める。（第二項を削る）

協会は、放送委員會の認可を受け、放送設備の全部又は
一部を譲渡し、処分し、賃貸し、担保に供し、その運用を委託
し、又は方法の如何にかかわらず他人の支配に属させることが
できない。

二十五（政府修正）

第五十二條を次のように改める。
協会を解散する場合は、別に法律でこれを定める。

二十六（国会修正）

第五十五條第五号中「五分の一」を「三分の一」と改める。

二十七（政府修正）

第六十五條中「その政見の放送」を「政見放送」と、「他の候補者に対しても、申出により同一設備を使用し、」を「他の候補者に対しても申出により同一放送設備を使用し、」と改める。

二十八（政府修正）

第六十八條第一項第一号の次に左の一号を加え、第二号以下を一号宛繰下げる。

二 第六十條に規定する免許状記載事項に違反した場合

二十九（政府修正）

第八十一條第二項中（昭和二十三年法律第 号）を、（昭和二十

三年法律第八十一号）と改める。

三十（国会修正）

第八十八條中公安妨害放送を罰する件については、国会において研究修正せられたい。

三十一（国会修正）

第九十一條一般職員の取扱については、国会において研究修正せられたい。

三十二（国会修正）

(1) 第七章雜則第九十九條の前に次の一條を加え、第九十九條以下の條文を一條宛繰下げる。

（有線放送等）

第九十九條 電線路により公衆に放送番組を傳送する施設については、第三條、第四條、第五條及び第七條の規定を準用する。但し一邸宅内、一構内又は一移動体内に施設する

ものは、この限りではない。

- 2 前項の施設のうち、公衆がその放送番組を電氣的設備により直接受信することを目的とするものについては、放送委員会規則の定めるところにより、この法律の一般放送局に関する規定を準用する。「放送設備によつて、」を夫々、
- (2) 第八十八條第一項及び第二項中「放送設備又は第九十九條の施設によつて、」と改める。

三十三 (政府修正)

第九十九條表題「この法律の改廃」を「この法律の改廃の手續」と改める。

三十四 (政府修正)

第五十九條第二項中「意見を徴す」を「意見を徴する」と改める。

三十五（政府修正）

第二百五條中（昭和二十三年法律第 号）を、（昭和二十三年法律第百十号）と改める。

三十六（政府修正）

第二百五條の次に左の一條を加える。

（謄替規定）

第二百七條 逓信省の再組織に関する法律が制定施行せられるまでは、この法律の規定中「電波廳」とあるのを「逓信省」と、「電波廳地方電波管理局」とあるのを「逓信局」と謄み替へるものとする。

放
送
法
案

Handwritten notes in Japanese, including the characters "放送法" (Broadcasting Law) and "総則" (General Provisions).

放送法目次

第一章 総則

第二章 放送委員会

第三章 日本放送協会

第四章 一般放送局

第五章 審理手続、不服の審理及び訴訟

第六章 罰則

第七章 雑則

附則

放送法

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、左に掲げる原則に従つて、放送を公共の利便、利益又は必要に合致するように規律するとともに、その自由を保障し、その健全な発達を図ることを目的とする。

一 放送が、情報及び教育の手段並びに國民文化の媒体として、國民に最大の効用と福利をもたらすことを保障すること。

二 放送を自由な表現の場として、その不偏不党、眞実及び自律を保障すること。

三 放送に携わる者の國民に対する直接の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義に奉仕し、且つ、それを育成するようにすること。

(定義)

第二條 この法律においては、左の用語を各下記の意義に用いる。

一 「放送」とは、公衆に直接提供する目的で行われる電氣通信の送信及び受信をいう。

放送は、これを左の五種に分ける。

(一) 標準放送 國際條約、協約及びそれらの附屬規則に定める標準放送用周波数を使用する無線電話による

放送

(二) 短波放送 國際條約、協約及びそれらの附屬規則に定める短波放送用周波数を使用する無線電話による

放送

(三) 超短波放送 國際條約、協約及びそれらの附屬規則に定める超短波放送用周波数を使用する無線電話による放送(周波数変調放送を含む。)

(四) 電視放送(テレビジョン) 放送設備による映像又は映像と音声との組み合わせの放送

(五) 模写放送(ファクシミル) 記録の目的をもつてする放送設備による文字、形象、図画又はそれらの組み合わせの放送

二 「放送業務」とは、放送を目的とする電氣通信を創出し、演出し及び廣はんとすること並びにそれらに關す

る施設を運営することをいう。

三 「国内放送」とは、日本の領土内で受信されることを目的とする放送をいう。

四 「国際放送」とは、日本の領土外において受信されることを目的とする放送をいう。

五 「周波数」とは、放送に使用する搬送波の周波数をいう。

六 「放送電力」とは、放送局の送信空中線に供給する電力をいう。

七 「放送設備」とは、放送の送信に使用する無線設備をいう。(演奏室設備、中継連絡設備若しくはそれら

の附属設備と無線設備の組み合わせを含む。)

八 「放送局」とは、^{放送を行うための施設}放送設備とその保守運用に必要な要員の組み合わせをいう。

九 「一般放送局」とは、日本放送協会が施設した以外の放送局をいう。

十 「放送事業者」とは、一般放送局の免許を受けた者及び日本放送協会をいう。

十一 「受信設備」とは、各種の放送の何れか一以上を受信することができる設備をいう。

十二 「放送番組」とは、公衆に直接提供する目的で行われる電気通信の内容をいう。

(放送番組編集の自由)

第三條 何人も、法律に定める権限によるのでなければ、放送番組に干渉し、又はそれを規律することができない。

(ニュース放送)

第四條 ニュース記事の放送については、左に掲げる原則に従わなければならない。

一 厳格に眞実を守ること。

二 直接であると間接であるとかかわらず、公安を害するものを含まないこと。

三 事実に基づき、且つ、完全に編集者の意見を含まないものであること。

四 何等かの宣傳的意図に合うように着色されないこと。

五 一部分を特に強調して何等かの宣傳的意図を強め、又は展開させないこと。

六 一部の事実又は部分を省略することによつてゆがめられないこと。

七 何等かの宣傳的意圖を設け、又は展開するように、一の事項が不当に目立つような編集をしないこと。

(?) (?) は

二 時評討論、時事分析及び時事解説の放送についてもまた前項各号の原則に従わなければならない。

捜入するもの

三 一般放送局の免許を受けた者又は日本放送協会が前二項の放送について真実でない事項を放送した場合において、その事項に関する本人又は直接関係者の請求があつたときは、同一放送設備により相当の方法でその訂正

(通信省)

若しくは取消又は本人若しくは直接関係者の弁明の放送をし又はさせなければならない。請求によらないで、一

般放送局の免許を受けた者又は日本放送協会がその放送について真実でない事項を発見したときも同様とする。

(国際放送)

第五條 国際放送は、国際親善を著するものであつてはならない。外國において放送する目的で、國內で放送番組を編集する場合も同様とする。

(受信の自由)

第六條 無線電信法(大正四年法律第二十六号)第二條の規定にかかわらず、何人も、自由に受信設備を設置し、

放送を受信することができる。但し、日本放送協会の提供する放送を受信することのできる受信設備を設置し

た者は、第三十九條に定める受信料を支拂わなければならない。

二 前項の受信設備は、放送委員会の定める最低技術要件を満たすものでなければならない。

(目的外使用の禁止)

第七條 放送設備及び受信設備は、放送及び受信の目的以外に使用してはならない。

第二章 放送委員会

(設置)

第八條 この法律の公正な実施を確保し、その目的を達成するため、内閣総理大臣の所轄の下に放送委員会を設

く。

二 放送委員会は、独立してこの法律の規定に基く権限を行う。

三 放送委員会が、その権限を行うには、第一條に掲げる原則に従い、第二十一條及び第七十五條に規定する会

議の議決による。

(一) 一般的権限及び職責

第九條 放送委員会は、別に規定するものの外、左に掲げる一般的権限及び職責を有する。

一 この法律の委任により、又はこの法律を執行するため、放送委員会規則を制定すること。放送委員会規則は、官報でこれを公布する。

二 放送局の免許並びに建設及び使用の承認を與え、免許を拒否し、取消し、更新を許可し、又は免許事項の変更を許可すること。この権限の行使については、電波廳と協議するものとする。この場合において、無線電信法及びこれに基く命令の規定にかかわらず、電波廳の権限は、技術的運用の**高標準の確保並びに他の無線通信に対する妨害を防ぐに必要なる放送局の技術的設備及びその運用の統制の範圍をこえることができない。**

三 放送設備及び受信設備に関し、必要な最低技術要件を制定すること。但し、使用電波の型式、周波数の確度、電波の質及び受信設備に関する事項については、少くとも電波廳の定める技術基準を満たすものでなければならぬ。

ればならない。

四 放送に関する國際的又は地域的協定に関する政策を決定し、必要と認めるときは、これに参加すること。

五 關係の**無線電波**放送事業者に対し、必要な報告、資料、帳簿その他の記録の提出を命ずること。

六 放送設備又は受信設備を検査すること。

七 不法に施設された放送設備の除却を命ずること。

八 第三号の最低技術要件を満たさない受信設備の設置者に対し、その受信設備の改修を命ずること及び改修を命ぜられた設置者が、改修を行わず、又は改修を行つても、なお同号の最低技術要件を満たさない場合において、その受信設備の使用を禁止すること。

九 放送に関して、國內及び國外の、時宜に適し、且つ、権威ある情報を入力し、これを第一條に規定する原則に照して分析し、及び解釈すること。

十 この法律に従つて行われる放送**受信**、これを第一條に規定する原則に照して分析し、及び解釈すること。

と。

①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬

十一 この法律の範囲内の事項に関し、自己の発意により調査を行うこと。この場合においては、これを文書とし、調査した案件及びその結論を、関係資料を添附して、記述しなければならない。

十二 放送の発達に関する研究を奨励し、及び援助すること。

十三 現在及び将来の放送政策に関し、左に掲げる問題を調査し、且つ、公衆の利用できる報告書をもつて内閣総理大臣に申し出ること。

(一) 放送地域の拡充及び公衆のあらゆる分野によつて公平に受信されるような放送業務の改善

(二) 放送番組編集の自由を具現する方法及び放送設備を自由な表現を行うための不偏不党且つ公共的な場として、簡易且つ公平に利用できるような方法

(三) 特殊の利益を代表する政治的、経済的、社会的その他いかなる団体にも支配されない放送企業の責任ある経営形態の維持

(四) 放送設備、放送業務及び受信設備の改善に重大な関係のある政府各機関の機能の協調を確保するための方法

(五) 放送に対し政府の行う規律の性質、範囲及び限度に関し改善を要する事項

(六) 教育の目的のためにする放送の利用

(七) 国際放送の業務を管理する目的、組織及び方式

(八) 周波数交調、模写（フアクシミル）、電視（テレビジョン）その他新しい放送業務の開発方策

(九) その他放送委員会が重要と認める放送政策上の諸問題

十四 放送に関する法令を立案し、又はこれを改善することを所管行政機関に提出すること

十五 他の行政機関の所管に属する事項であつて、この法律の目的達成上必要な事項については、所管行政機関に必要な勧告を行い、又はその意見を内閣総理大臣に申し出ること。

十六 所管行政機関に關し、部内の人事、会計及び庶務に関する事務を処理すること。但し、人事に關しては、國家

公務員法（昭和二十二年法律第二十号）に従つて処理しなければならない。

2 放送委員会は、前項第六号の放送設備又は受信設備の検査に関する事務を電波廳に委託することができる。

3 放送委員会が、その職員をして、第一項第六号の調査又は同項第六号の検査をさせる場合には、その身分を示す証票を携帯させ、關係人の要求があつたときは、これを呈示させなければならない。

4 放送委員会は、その職責を果しその事務を行うに当つては、政府又は民間の機關の放送業務、放送設備、受信設備及び資料（統計資料を含む。）を最大限に利用し、商業、工業、金融、労働、農業、教育、地方自治等の團體の代表者等の意見を徴するように努めなければならない。

（構成）

第十條 放送委員会は、委員五人をもつて、これを組織する。

2 委員のうち、一人を委員長、一人を副委員長とする。

（委員の任命）

第十一條 委員は、公共の利益に関して公正な判断をすることができ、且つ、廣い経験と卓越した識見を有する年齢三十五年以上の者のうちから、兩議院の同意を経て、内閣総理大臣がこれを任命する。この場合において、衆議院が同意して参議院が同意しないときは、日本國憲法第六十七條第二項の場合の例により衆議院の同意をもつて兩議院の同意とする。

2 左の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

- 一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者又は第六章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 三 國家公務員であつて懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 日本國憲法施行の日以後において、日本國憲法又はその下に成立した政府を、暴力で破壊することを主張する政党その他の團體を結成し、又はこれに加入した者

五 国会議員

六 政党の役員（任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む。）但し、役員の間は政令でこれを定める。

七 放送用送信機若しくは受信機の製造業者若しくは販賣業者、放送事業者、放送設備の所有者又はこれらの者が法人であるときはその役員（名称の如何にかかわらずこれと同等以上の職権若しくは支配力を有する者を含む。以下本條中同じ。）若しくはその事業の株式の十分の一以上を所有する者（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）

八 前号に掲げる事業者の団体の役員（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）

九 放送を利用する廣告業者等主として放送に依存する事業者又はこれらの者が法人であるときはその役員

（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）

3 委員の任命については、そのうちの三人以上が同一の政党に属する者となることとなつてはならない。

（宣誓及び服務）

第十二條 委員は、任命後、最高裁判所長官の面前において、成規の宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。

2 國家公務員法第三章第七節の規定は、第九十七條、第三百三條、第三百四條及び第三百六條の規定を除く外、委員に、これを準用する。

（兼職の禁止）

第十三條 委員は、他の職に就くことができない。

（任期）

第十四條 委員の任期は五年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

2 委員は、これを再任することができる。
3. 口頭で所長の命令又は衆議院解散の命令に手紙を託して満了したときに入札入札を（退職）はじまるとして辞退するものとする。これを定める。

第十五條 委員は、左の各号の一に該当する場合には、当然退職するものとする。

一六

- 一 第十一條第二項各号の一に該当するに至つた場合
- 二 内閣総理大臣の訴追に基き、公開の弾劾手続により、罷免を可とすると決定された場合
- 三 前項第二号の規定による弾劾の事由は、左に掲げるものとする。
 - 一 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないこと。
 - 二 職務上の義務に違反し、その他委員たるに適しない非行があること。

(罷免)

第十六條 委員のうち三人以上の者が、同一政党に属するに至つた場合においては、内閣総理大臣は、両議院の同意を経て、同一政党に属する委員を二人以内にするため十分な数の委員を罷免する。この場合において、第十一條第一項後段の規定は、これを準用する。

前項の場合を除く外、委員は、その意に反して罷免されることがない。

(弾劾)

第十七條 委員の弾劾の裁判は、最高裁判所においてこれを行う。

第十八條 内閣総理大臣は、委員の弾劾の訴追をしようとするときは、訴追の事由を記載した書面を最高裁判所に提出しなければならない。

第十九條 内閣総理大臣は、前項の場合においては、同項に規定する書面の写を訴追に係る委員に送付しなければならない。

第二十條 最高裁判所は、第二項の書面を受理した日から三十日以上九十日以内の間において裁判開始の日を定め、その日の三十日以前までに、内閣総理大臣及び訴追に係る委員に、これを通知しなければならない。

第二十一條 最高裁判所は、裁判開始の日から百日以内に判決を行わなければならない。

第二十二條 委員の弾劾の裁判の手続は、裁判所規則でこれを定める。

第二十三條 裁判に要する費用は、國庫の負担とする。

一七

(報酬)

第十八條 委員長は、予算の範囲内で、國務大臣のほう給に準ずる報酬を、委員長以外の委員は、予算の範囲内務

で、一般職の國家公員の最高のほう給よりも高く、國務大臣のほう給よりも低い額の範囲内の報酬を受ける。

委員は、任期満了して退任した場合には、國家公務員一般職の者に準じて退職手当及び慰給を受けることができる。

委員が、在職中死亡した場合も前項の例による。

(退職後の就職の制限)

第十九條 委員であつた者は、その退職後一年間は、第十一條第二項第七号から第九号までに掲げる職についてはならない。

(委員長及び副委員長)

第二十條 委員長及び副委員長は、委員のうちから、内閣総理大臣がこれを命ずる。

2 委員長は、放送委員会を代表し、その会議を主宰する。

3 副委員長は、委員長に事故のあるときは、その職務を代行し、委員長が欠員ときは、その職務を行う。

(会議及び手続)

第二十一條 放送委員会は、放送委員会規則の定めるところにより、一定の場所において、少くとも一週間に一

回、会議を開催することを常例としなければならない。

2 放送委員会の会議は、委員長又は副委員長若しくはその両者を含み、少くとも三人以上の委員の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

3 放送委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもつてこれを決する。

4 会議の議事は、すべて議事録として記録して置かなければならない。この記録は、別に規定する場合を除き、公衆の閲覧のため公開されなければならない。

5 事務局長又はその代理人は、幹事として会議に出席し、前項の議事録の作成に当る。

六 前五項に定めるものの外、放送委員会の会議の議事に関し必要な事項は、放送委員会規則でこれを定める。

(事務局)

第二十二條 放送委員会に事務局を置き、放送委員会の権限及び職責に属する事項に関する事務を処理させる。

二 放送委員会は、政令の定める範囲内で、電波廳地方電波管理局に事務局の事務の一部を分掌させることができる。

三 放送委員会は、前項の事務につき、電波廳地方電波管理局を指揮監督する。

(放送政策の報告)

第二十三條 放送委員会は、内閣総理大臣を経由して、国会に対し、毎年その常会開会後六十日以内に、この法律の施行状況及び左に掲げる事項を記載した放送政策報告書を提出しなければならない。

一 放送の現状(放送に関する組織、施設、提供業務、分布及び財務の状況並びに放送に関連して國民に重大な影響のある社会的、経済的、政治的、文化的その他の事象を含む。)

二 放送の將來の發達に重大な影響のある技術的、工学的、経済的、文化的その他の事象の現在から將來にわたる傾向及び進歩

三 放送業務の管理に関する政策について勧告に基いてなした改変

四 放送に関する政策、監督組織、運営組織又はその職務の遂行につき申出のあつた変更を實現するための法令の制定及び改廢に関する建言

五 その他この法律の目的達成に必要な事項

二 放送委員会は、第四十一條に掲げる日本放送協会の毎事業年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書及びそれらに関する説明書を内閣総理大臣を経由して国会に提出するとともに、これを公告しなければならない。

三 放送委員会は、前二項に掲げる場合の外、必要と認められた場合又は国会の要求があつた場合は、放送に関連する事項につき内閣総理大臣を経由して、国会に報告しなければならない。

(協会の目的)

第二十四條 日本放送協会(以下単に協会という)は、放送を公共の利益と必要のために行うことを目的とする。

2 協会は法人とする。

(協会の業務)

第二十五條 協会は、前條の目的を達成するため、左に掲げる業務を行う。

regional
local

- 一 全国的、地域的及び地方的放送設備を設置し、維持し、及び運用すること。
- 二 国際放送を行うため、放送局を設置し、又は政府の提供する施設を使用しこれを運営すること。
- 三 放送番組を編集し、放送すること。
- 四 放送番組編集上必要な劇團、音楽團等を維持し、養成し、又は助成すること。
- 五 協会が放送することを主たる目的とする公開演奏会その他の催しを主催し、又は後援すること。

六 放送の普及発達に必要な出版をすること。

七 放送の進歩発達に必要な研究施設を設置すること。但し、協会の研究活動は放送技術に密接に関連するものに限り、且つ、原則として他の機関の研究と重複しないものに限る。

協会は、他の機関の研究施設及び活動との重複を避けるために基礎研究又は実用化研究に関する契約をすることができる。

八 ニュース及び情報を集収し、並びにニュース提供機関を設け、又はこれに参加すること。

九 文学、音楽その他の藝能作品及びこれらの記録の著作権を取得し、使用し、又はその使用を承認すること。但し、協会は、放送を目的としない公演その他のために著作権を使用することができる。

十 工業所有権を取得すること及び協会の目的達成に有効な発明に関する研究の成果等を使用する権利を取得すること。

十一 法律で制限された場合を除き、協会の職員、職員であつた者及びそれらの家族の福利のための団体、施設、基金、信用及びその他の利便を規定し、助成すること及びそれらの者の退職金その他の手当の制度を設け、並下にそれらの者の福利のための保険金を負担すること。

2 協会は、前項の業務を行うに当つては、營利を目的としてはならない。

3 協会の剰余金その他の収入は、すべて本條第一項に掲げる業務遂行のために用いなければならない。

(事務所)

第二十六條 協会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 協会は、必要の地に從たる事務所を置くことができる。

(定款)

第二十七條 協会は、定款をもつて、左の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資産及び会計に関する事項

五 役員及び理事会に関する事項

六 放送債券発行に関する事項

七 公告の方法

八 定款改正の手續に関する事項

2 定款及びその変更は、放送委員会の認可を受けなければならない。

(登記)

第二十八條 協会は、左の事項を登記しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所

四 設立の年月日

五 役員の名及び住所

六 その他政令をもつて定める事項

2 前項に定めるものの外、登記に關して必要な事項は、政令でこれを定める。

3 前二項の規定によつて登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(役員)

第二十九條 協会に役員として、理事七人、監事二人を置く。

2 理事のうち一人を会長、一人を副会長とする。

(理事会)

第三十條 理事をもつて、理事会を構成する。

2 理事会は、協会の重要会務を審議する。

(役員職務)

第三十一條 会長は協会を代表し、その業務を総理し、理事会を主宰する。

2 副会長は、会長に事故のあるときは、その職務を代行し、会長が欠員のときは、その職務を行う。

3 副会長及び理事は、会長を補佐して協会の業務を掌理する。

4 監事は、協会の業務を監査する。

(役員任命)

第三十二條 会長、副会長及び他の五人の理事は、放送に關して識見を有する年齢三十五年以上の者のうちから、

放送委員会が内閣総理大臣を経由し両議院の同意を経て、これを任命する。この場合において、第十一條第一

項後段の規定は、これを準用する。

2 監事は、事業計画に關して意見を有する者のうちから、放送委員会がこれを任命する。

3 役員（監事を除く）の任命については、第十一條第二項の規定を準用する。但し、同條第二項第七号は、これを「放送用送信機若しくは受信機の製造業者若しくは販賣業者又はこれらの者が法人であるときはその役員（名称の如何にかかわらずこれと同等以上の職權若しくは支配力を有する者を含む。以下本條中同じ。）若しくはその事業の株式の十分の一以上を所有する者（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）」と読み替えるものとする。

4 役員（監事を除く。）の任命については、そのうちの四人以上が同一の政党に属する者となることとなつてはならない。

（役員任期）

第三十三條 役員任期は四年とする。但し、補欠の役員は、前任者の残任期間在任する。

2 役員は、これを再任することができる。
3 日中の閉会の場合又は深夜に解散する場合、選挙の時期の満了したとき又は（兼職の禁止）欠ををきじりし措置に於ては、改選をもち、これに代りて

第三十四條 協会の役員は、放送委員会の承認した場合を除く外、他の職に就くことができない。

（役員退職）

第三十五條 役員（監事を除く。）は第十一條第二項各号の一に該当するに至つた場合においては、当然退職するものとする。この場合においては、第三十二條第三項但書の規定は、これを準用する。

（解任）

第三十六條 放送委員会は、左に掲げる役員を解任する。但し、理事の場合には内閣総理大臣を経由して、兩議院の同意を経なければならない。この場合において、第十一條第一項後段の規定は、これを準用する。

- 一 理事のうち四人以上が同一の政党に所属するに至つた場合、同一政党に属する理事を三人以内にするため十分な数の理事



二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた役員

(民法等の準用)

第三十七條 民法(明治二十九年法律第八十九號)第四十四條、第五十條、^{五十一條}第五十四條及び第五十七條並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四號)第三十五條第一項の規定は、協会にこれを準用する。

(放送局の設置)

第三十八條 協会が、放送局を設置しようとするときは、放送委員会の許可を受けなければならない。

第三十九條 第五十四條及び第五十六條から第六十五條までの規定は、協会の設置する放送局に、これを準用する。

(受信料)

第三十九條 協会は、その提供する放送を受信することのできる受信設備を設置した者から、受信料を徴収することができる。但し、放送の受信を目的としない無線設備及び慈善、救護その他公共の目的に供する受信設備であつて、別に放送委員会規則で定めるものは、この限りでない。

2 前項の受信料の額については、一年ごとに放送委員会の認可を受けなければならない。一年内にこれを変更しようとするときも同様とする。

3 放送委員会は、前項の場合においては、第五章に定める審理手続を経なければならない。

4 協会が、第一項の受信料の徴収方法その他受信者と締結する契約の條項については、あらかじめ放送委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

5 協会は、受信料の徴収に関する事務を通信省に委託することができる。

(国際放送の費用負担)

第四十條 協会の行う国際放送の経費は、予算の定めるところにより、國がこれを負担する。

(貸借対照表等の提出)

第四十一條 協会は、事業年度ごとに貸借対照表、財産目録及び損益計算書ならびこれらに関する説明書を作成し、毎事業年度経過後二箇月以内に、これを放送委員会に提出しなければならない。

(会計監査等)

第四十二條 放送委員会は、協会に対し、その財産状況の報告を命じ又は所部の職員を派遣して、その監査をさせることができる。

(放送債券及び借入金)

第四十三條 協会は、放送設備の建設又は改修の資金に充てるため、放送委員会の認可を受けて、放送債券を発行することができる。

2 前項の放送債券の発行額は、十五億円をこえることができない。

3 協会は、第一項の規定により放送債券を発行したときは、毎事業年度末現在の発行債券未償却額の十分の一に相当する額を債券償却積立金として積み立てなければならない。

4 協会は、放送債券を償却する場合に限り、前項に規定する積立金を充当することができる。

5 前四項に定めるものの外、放送債券に関し必要な事項については、政令の定めるところにより、商法(明治

三十二年法律第四十八号)の社債に関する規定を準用する。

6 協会は、借入金現在高一億円をこえて借入をしようとするときは、その虚ごとに放送委員会の認可を受けなければならない。

(放送の休止及び廃止)

第四十四條 協会は、放送委員会の認可を受けなければ、その放送局を廃止し、又はその放送を休止することができない。但し、不可抗力に因り休止したときはこの限りでない。この場合においては、速かにその旨を放送委員会に届け出なければならない。

(放送に関する研究)

第四十五條 放送委員会は、放送の進歩発達を図るため必要と認めるときは、協会に対し、第二十五條第七号の範囲内で事項を定めてその研究を命ずることができる。

2 前項の場合において要した費用は、國がこれを負担する。

前二項の規定によつて行われた研究の成果は、全放送事業を含む公共の利益になるように利用しなければならない。

三四

(放送番組の編集)

第四十六條 協会は、放送番組の編集について、公衆の要望を満たすよう最大の努力を拂わなければならない。

協会は、この目的を達成するため、科学的世論調査を定期的に行わなければならない。

協会は、放送番組の編集に当つては、左の各号の定めるところによらなければならない。

- 一 公衆に対し、できるだけ完全に、世論の対象となつてゐる事項を編集者の意見を加えないで報道すること。
- 二 意見が対立してゐる問題については、それぞれの意見を代表する者を通じて、あらゆる角度から論点を明らかにすること。
- 三 成人教育及び学校教育の進展に寄與すること。

四 音楽、文学及び娯樂等の分野において、常に最善の文化的な内容を保持すること。

(政治的公平)

第四十七條 協会の放送番組の編集は、政治的に公平でなければならない。

公選による公職の候補者に政見放送その他選挙運動に関する放送をさせたときは、その選挙における他の候補者に対しても申出により同一放送設備を使用し、同等な条件の時間において、同一時間数を與えなければならない。

(営業廣告放送の禁止)

第四十八條 協会は、表現の如何にかかわらず、^{個人、法人、団体、事業者}営業廣告を放送してはならない。

(放送設備の譲渡等の制限)

第四十九條 協会は、放送設備の全部又は一部を賃貸し、担保に供し、その運用を委託し、又は方法の如何にかかわらず他人の支配に属させることができない。

三五

2 協会は、放送委員会の認可を受けなければ、放送局の設備の全部又は一部を譲渡又は処分することができな

三六

3.

(免税)

第五十條 協会には、所得税及び法人税を課さない。

(土地收用)

第五十一條 協会の営む放送事業は、土地收用法(明治三十三年法律第二十九号)第二條の土地を收用又は使用することのできる事業とし、同法を適用する。

(解散)

第五十二條 協会の解散は、別に法律でこれを定める。

第四章 一般放送局

(免許)

第五十三條 一般放送局を開設しようとする者は、放送委員会の免許を受けなければならない。

(免許の申請)

第五十四條 前條の免許を受けようとする者は、申請書に、左に掲げる事項を記載した書類を添えて、放送委員会に提出しなければならない。

一 事業計画及び事業收支見積

二 放送の種類(国際放送であるときはその旨)

三 放送事項

四 放送設備の工事設計

五 放送設備の位置及び所有者

六 使用電波の型式及び周波数並びに放送電力

七 放送時間及び放送区域

三七

八 工事落成及び放送開始の予定期日

九 その他放送委員会規則で定める事項

(免許申請者の資格)

第五十五條 左に掲げる者は、前條の免許を申請することができない。

一 日本の国籍がない者

二 外國政府又はその代表者

三 外國の法人又は団体

四 法人又は団体であつて、前三号に掲げる者が、その代表者となつてゐるもの

五 法人又は団体であつて、第一号から第三号までに掲げる者が、その役員_の三分の一以上又は議決權の五分の一以上を占めるもの

(申請の審査)

第五十六條 放送委員会は、第五十四條に規定する申請書を受理したときは、左の各号に掲げる事項を考慮して、審査しなければならない。但し、第四号に掲げる事項の審査については、電波廳と協議するものとする。

一 当該放送局の設置が、第一條の原則に合致するものであること。

二 当該放送局の放送設備の工事設計が、放送委員会規則の定める最低技術要件を満たすものであること。

三 当該放送事業の財政的基礎が、その企業を維持するに足るものであること。

四 電波廳の行う電波管理に支障のないこと。

放送委員会は、申請の審査に關し必要があるときは、申請者に対し、出頭又は資料の提出を求めることができ、
きる。

(申請の免許)

第五十七條 放送委員会は、前條の規定に基いて審査した結果、当該申請が、この法律の規定に適合するものであると認めるときは、申請者に対し、第五十三條に規定する免許を行う。

(建設承認)

第五十八條 放送委員会は、前條の免許を行つたときは、第九條第一項第二号の規定に従い、電波廳と協議して、前條の規定による免許を受けた者（以下免許人という。）に対し、放送設備の建設承認を行う。この場合において、放送委員会は、当該放送設備の建設完了の期日を指定することができる。

2 当該放送設備が、前項の期日までに落成しない場合、放送委員会は、これが不可抗力その他正当な事由によるものでないと認めるときは、その建設承認を取り消すことができる。

(設備の検査)

第五十九條 放送委員会は、前條の規定によつて承認を與えた放送設備の工事が落成したときは、これを検査しなければならない。但し、無線電信法及びこれに基く命令に定める無線設備の検査については、電波廳と共同してこれを行うものとする。

2 前項の検査の結果、当該放送設備がこの法律の規定に適合していないと認めるときは、放送委員会は、免許人に対し、期日を指定して、その改修を命ずることができる。

3 免許人が、前項の期日までに改修を行わず又は改修をしても検査に合格しない場合は、放送委員会は、これが不可抗力その他正当な事由によるものでないと認めるときは、その免許を取り消すことができる。

(使用承認及び免許状)

第六十條 放送委員会は、前條の規定によつて行つた検査の結果が、この法律の規定に適合していると認めるときは、第九條第一項第二号の規定に従い、電波廳と協議して、免許人に対し、使用承認を與える。

2 前項の場合放送委員会は、免許人に対し、次の事項を記載した免許状を交付する。

- 一 免許人の氏名
- 二 免許の有効期間
- 三 呼出符号及び呼出名称
- 四 放送の種類（國際放送であるときはその旨）

五 放送事項

六 放送設備の位置

七 使用電波の型式及び周波数並びに放送電力

八 放送時間及び放送区域

(免許の有効期間)

第六十一条 免許の有効期間は、前條第一項の使用承認の日から起算して五年を経過した日までとする。

2 免許人が、前項の有効期間満了後引続き放送局を設置しようとするときは、免許の更新を受けなければならない。

3 免許の更新の有効期間は、一箇年とする。但し、再更新を妨げない。

4 免許の更新は、第一項又は第三項の有効期間満了の日から六箇月以前八箇月をこえない期間において、放送委員会にこれを申請する。

5 免許の更新については、第五十六條及び第五十九條の規定を準用する。

(免許の変更の申請)

第六十二条 免許人が、第五十四條第二号から第七号までの事項を変更しようとするときは、放送委員会に申請書を提出して、その許可を受けなければならない。

2 前項の申請については、第五十六條及び放送設備工事設計の変更の場合において第五十九條の規定を準用する。

3 放送委員会は、第一項の申請を審査した結果、この法律の規定に適合していると認めるときは、これを許可し、免許状の記載事項を訂正しなければならない。

(免許等の拒否)

第六十三条 放送委員会は、第五十三條の免許、第六十一条第二号若しくは第三項の免許の更新又は前條の許可の申請を審査した結果、この法律の規定に適合していないと認めるときは、これを拒否する。

放送委員会は、前項の場合においては、第五章に定める審理手続を経なければならない。

(廣告放送等)

第六十四條 免許人は、廣告放送をなし、又は放送時間を他人に使用させる場合においては、その料金を放送委員会に届け出るとともにこれを公表しなければならない。

(候補者放送)

第六十五條 免許人が、その放送設備により、又は他の免許人の放送設備を通じ、公選による公職の候補者にその政見、放送その他選挙運動に関する放送をさせたときは、料金を徴収するとしないとにかかわらず、その選挙における他の候補者に対しても、^{選挙}申出により同一設備を使用し、同等な条件の時間において、同一時間数を與えなければならない。

(廃止)

第六十六條 免許人が、その放送局を廃止しようとするときは、一箇月前にその旨を放送委員会に届け出なければならぬ。

ばならない。

(放送設備の譲渡等の制限)

第六十七條 免許人は、放送委員会の認可を受けず、放送設備の全部又は一部を譲渡し、賃貸し、運用を委託し、又は方法の如何にかかわらず他人の支配に属させることができない。

前項の認可については、第五十三條の免許の場合の例による。

(免許の取消又は業務の停止)

第六十八條 放送委員会は、免許人が、左の各号の一に該当すると認められた場合には、当該免許を取り消し、又は一箇月以内の期間を定めて、業務の停止を命ずることができる。

- 一 第五十四條又は第六十二條に規定する申請書又はこれに添えた書類に、虚偽の事実を記載した場合
- 二 第六十條に規定する免許料を納付しない場合
- 三 この法律又はこの法律に基く放送委員会規則に違反した場合

放送に関係する他の法令又は国際條約、協約及びそれらの附屬規則に違反した場合

五 第六條に規定する罪を犯し刑に処せられた場合

やん 正当な事由がなく引き続き一箇月以上放送を休止した場合

ニ 放送委員会は、前項の取消の場合においては、第五章に定める審理手続を経なければならない。但し、前項

第四号による場合を除く。

第五章 審理手続、不服の審理及び訴訟

(審理手続)

第六十九條 放送委員会は、第三十九條、第六十三條及び第六十八條の規定による場合の外、この法律によりそ

の権限に属する事項につき、職権により本章に定める審理手続を行うことができる。

(審理手続の開始)

第七十條 審理手続の開始は、事案の当事者(以下單に当事者という。)及び放送委員会が必要と認める関係人

に対し、事案の要旨、審理期日及び場所並びに出頭を求める旨を記載した審理開始通知書を送達して、これを行

う。

ニ 前項に掲げる者以外で、審理の結果に利害関係を有すると思料する者は、関係人として、この手続に参加す

ることができる。

(代理人)

第七十一條 当事者又は関係人は、弁護士その他適當と認める者を代理人に選任することができる。

(調査)

七十二條 放送委員会は、審理上必要と認めるときは、申立又は職権により、左に掲げる行為をすることがで

きる。

一 当事者若しくは関係人を審問し、又は参考人に出頭を求めて審問し、且つ、これらの者より意見を徴し、又

は報告させること。

二 帳簿書類その他の物件の所持者に対しその提出を求めること。

三 当事者若しくは関係人の放送局その他必要な場所に臨んで、設備、業務、帳簿書類その他について実地検査をすること。

四 放送委員会が、その職員をして前項第三号の検査をさせる場合には、その身分を示す証書を携帯させ、関係人の要求があつたときは、これを提示させなければならない。

五 第一項第一号に定める参考人は、放送委員会規則の定めるところにより、所要の費用及び手当を請求することができる。

(主張と立証)

第七十三條 当事者若しくは関係人又はその代理人は、審理に際して、自己の主張を述べ、証拠を申し出で、且つ、当事者、関係人若しくは参考人を審問することができる。

(審理の公開等)

第七十四條 審理は、これを公開しなければならない。但し、個人の秘密を保つため必要があるとき又は公益上

必要があるときは、この限りでない。

一 審理は、委員長が、これを指揮する。

二 審理に際しては、調査を作成しなければならない。

審理手帳
作成を命ぜらるる
作成を命ぜらるる
作成を命ぜらるる
作成を命ぜらるる
作成を命ぜらるる

第七十五條 放送委員会が、審理手続により処分を行おうとするときは、委員長及び三人以上の委員の会議の議決によらなければならない。

一 前項の会議の議事は、出席委員の過半数をもって、これを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

二 前項の会議は、これを公開しない。

三 第一項の処分は、書面により、これを当事者及び関係人に通知しなければならない。

四 前項の通知書には、放送委員会の認定した事実及び理由を示さなければならない。

6 第一項の処分は、当事者に通知書が到達したときに、その効力を生ずる。

(不服の申立)

第七十六條 放送委員会の処分不服がある者は、放送委員会に対して、不服の申立をすることができる。

7 不服の申立は、処分の通知を受けた日から三十日以内に、理由を記載した申立書を放送委員会に提出して、これを行わなければならない。

8 不服の申立は、原処分の執行を停止しない。但し、放送委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

(申立の却下)

第七十七條 放送委員会は、申立書に基き不服の審理を行う十分な理由がないと認めるときは、申立書を受理した日から三十日以内に申立を却下することができる。

9 前項の規定による却下は、文書により、これを申立人に通知する。

(不服の審理の開始)

第七十八條 前條の規定により却下する場合を除き、放送委員会は、申立書を受理した日から三十日以内に不服の審理を開始しなければならない。

(審理手続規定の準用)

第七十九條 第七十條から第七十四條までの規定は、不服の審理にこれを準用する。

(決定)

第八十條 放送委員会は、不服の審理の後、決定をもつて、原処分を維持し、若しくは変更し、又は取り消す。

10 第七十五條第一項から第三項までの規定は、前項の決定にこれを準用する。

11 決定は、文書によりこれを行い、放送委員会の認定した事実及び理由を示し、委員長及び会議に出席した委員が、これに署名押印しなければならない。

12 決定書には、少数意見を附記することができる。

13 決定は、申立人に決定書の謄本が到達したときに、その効力を生ずる。

（訴の提起）

第八十一条 放送委員会の処分に対しては、不服の申立をした後でなければ、裁判所に対し、訴を提起することができない。

前項の訴に関しては、本章に定めるものの外、行政事件訴訟特例法（昭和二十三年法律第八号）の定めるところによる。

（出訴期間等）

第八十二条 前條の訴は、第七十七條の却下又は第八十條の決定があつたことを知つた日から六十日以内に、これを提起しなければならない。但し、却下又は決定の日から百二十日を経過したときは訴を提起することができない。

第八十條の決定に対する訴は、東京高等裁判所の専屬管轄とする。

（記録の送付）

第八十三条 第八十條の決定に対する訴の提起があつたときは、裁判所は遅滞なく、放送委員会に対し当該事件の記録の送付を求めなければならない。

（事実認定の拘束力）

第八十四条 第八十一條の訴については、放送委員会の認定した事實は、これを立証する十分な証拠があるときは、裁判所を拘束する。

前項に規定する十分な証拠の有無は、裁判所が、これを判断するものとする。

（決定の取消及び変更）

第八十五条 裁判所は、第八十條の決定が左の各号の一に該当する場合は、これを取り消すことができる。

一 決定の基礎となつた事實を立証する十分な証拠がない場合

二 決定が憲法その他の法令に違反する場合

裁判所は、第八十條の決定の内容が、憲法その他の法令の適用について独断に過ぎ又は不当であると認める

ときは、これを変更することができる。

(事件の差戻)

第八十六條 裁判所は、第八十條の決定を変更することを相当と認めるときは、変更すべき点を指示して、事件を放送委員会に差し戻すことができる。

(規則委任事項)

第八十七條 この法律に定めるものを除き、審理手続に関し必要な事項は、放送委員会規則でこれを定める。

第六章 罰則

(公安を乱す等の放送の罪)

第八十八條 放送設備によつて、日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する放送をした者は、七年以下の懲役に処する。

放送設備によつて、風俗を害する事項を放送した者は、二年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第八十九條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。この場合において、私事に係るときは、告訴をまつてこれを論ずる。

(不法放送の罪)

第九十條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第三十八條第一項の規定による許可若しくは第五十三條の規定による免許又は第六十一條第二項(第三十八條第二項において準用する場合を含む。)の免許の更新を受けずに放送した者

二 第六十條第一項(第三十八條第二項において準用する場合を含む。)の規定による使用承認がないのに放送した者

三 第六十二條第一項(第三十八條第二項において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けずに第五十四條第二号から第七号までに掲げる事項を変更して放送した者

四 第六十八條第一項の規定により業務を停止された後、放送した者

(目的外使用の罪)

第九十條 第七條の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

(とく職の罪)

第九十一條 協会の役員が、その職務に關し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

前項に規定する賄賂を供與し、又はその申込若しくは約束をした者も同様の罰に処する。

(不法建設の罪)

第九十二條 第五十八條第一項(第三十八條第二項において準用する場合を含む。)の建設承認がないのに放送設備を設置した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

前項の未遂罪は、これを罰する。

(就職制限違反の罪)

第九十三條 第十九條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

(報告又は届出義務違反等の罪)

第九十四條 第九條第一項第五号、第四十二條、第四十四條俱書又は第六十六條の規定による報告、資料、帳簿その他の記録の提出若しくは届出を怠り、又は虚偽の報告、資料、帳簿その他の記録を提出し、若しくは虚偽の届出をした者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

(業務執行妨害の罪)

第九十五條 第九條第一項第五号若しくは第九十條、第四十二條又は第七十二條第一項第三号(第七十九條において準用する場合を含む。)の規定により、職員が行う調査、検査又は監査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第九十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關

五八
し第八十八條から第九十二條まで、第九十四條又は前條の違反行為をしたときは、行爲を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

(登記をしないときの制裁)

第九十七條 協会の役員が、この法律又はこの法律に基く命令に違反して登記をすることを怠り、又は不実な登記をしたときは、これを五千円以下の過料に処する。

(出頭、陳述等をしないうときの制裁)

第九十八條 左の各号の一に該当する者は、これを五百円以下の過料に処する。

一 第七十二條第一項第一号又は第三号(第七十九條において準用する場合を含む。)の規定による当事者、関係人又は参考人に対する処分を違反して出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

二 第七十二條第一項第二号(第七十九條において準用する場合を含む。)の規定による物件の所持者に対する

る処分を違反して物件を提出しない者

第七章 雑則

(この法律の改廢の手続)

第九十九條 内閣総理大臣は、この法律施行の日から五年以内において、放送に関し意見がある十五人以上の國民各府を代表する委員から成る審議会を設置して、放送に関する政策を調査せしめ、この法律の存続、改正又は廃止についてその勧告を求め、且つ、放送委員会の意見を徴さなければならぬ。

一 内閣総理大臣は、前項の期間内において必要があるときは、何時でも審議会を設置し、その勧告及び放送委員会の意見を徴することができる。

二 前二項の場合において、審議会が、この法律を改正又は廃止すべきことを勧告したときは、内閣は、速かにこの法律を改正し又は廃止する法律案を勸告書及び意見書の各原本とともに、國會に提出しなければならぬ。

(施行期日)

第百條 この法律は、公布の日から九十日を経過した日から、これを施行する。

(最初の委員の任期)

第百一條 最初に任命される放送委員会の委員長以外の委員の任期は、第十四條第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の定めるところにより、それぞれ一年、二年、三年及び四年とする。

(協会の設立)

第百二條 日本放送協会は、この法律施行の日から、六十日以内にこれを設立する。

三 社団法人日本放送協会は、この法律施行の日現在の帳簿価格によるその資産及び負債その他一切の権利義務並びに職員を、前項の期間内に、協会に引き継がなければならない。但し、会員出資額は、それぞれこれを会員に返還するものとする。

3 放送委員会は、設立委員を命じて、協会設立の事務を処理させる。

4 設立委員は、定款を作成して、放送委員会の認可を受けなければならない。

5 前項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なく第二項の引継をしなければならない。

6 前項の引継を終つたときは、設立委員は、遅滞なくその事務を協会の会長に引き継がなければならない。

7 協会の会長が前項の事務の引継を受けたときは、会長、副会長、理事及び監事の全員は、遅滞なく設立の登記をしなければならない。

8 協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

9 協会が成立したときは、この法律施行の際現に存する社団法人日本放送協会は解散する。

(この法律施行前になされた許認可)

第百三條 この法律の施行前になされた放送無線電話の施設の許可及びその他の許認可は、この法律の規定に基づき、取消、変更又は更新されるまでは、これを有効とする。

(登録税法の改正)

第四百四條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第六條ノ三ノ二 日本放送協会カ放送債券ニ付登記ヲ受クルトキハ左ノ区別ニ從ヒ登録税ヲ收ムヘシ

一 放送債券又ハ其ノ第二回以後ノ拂込 毎回拂込金額 千分ノ三

二 登記事項ノ変更、消滅又ハ廢止 毎一件 金千二百円

從タル事務所ノ所在地ニ於テ前項各号ノ登記ヲ受クルトキハ毎一件金三百円ノ登録税ヲ收ムヘシ

第十九條第七号中「法令ニ依ル公關」の下に、「日本放送協会」を、「公關ニ關スル法令」の下に、「放送法」を加える。

(地方税法の改正)

第五五條 地方税法(昭和二十三年法律第^{百十}号)の一部を次のように改正する。

第十三條第十三号中「大日本育英会」の下に「及び日本放送協会」を加える。

(総理府設置法の改正)

第六六條 総理府設置法(昭和二十三年法律第^{百十}号)の一部を次のように改正する。

第二條中「財閥關係役員再審査委員会」の次に「放送委員会」を加える。

第四條の表中

「財閥關係役員再審査委員会」 財閥同族支配力排除法(昭和二十三年法律第^{百十}号)の次に

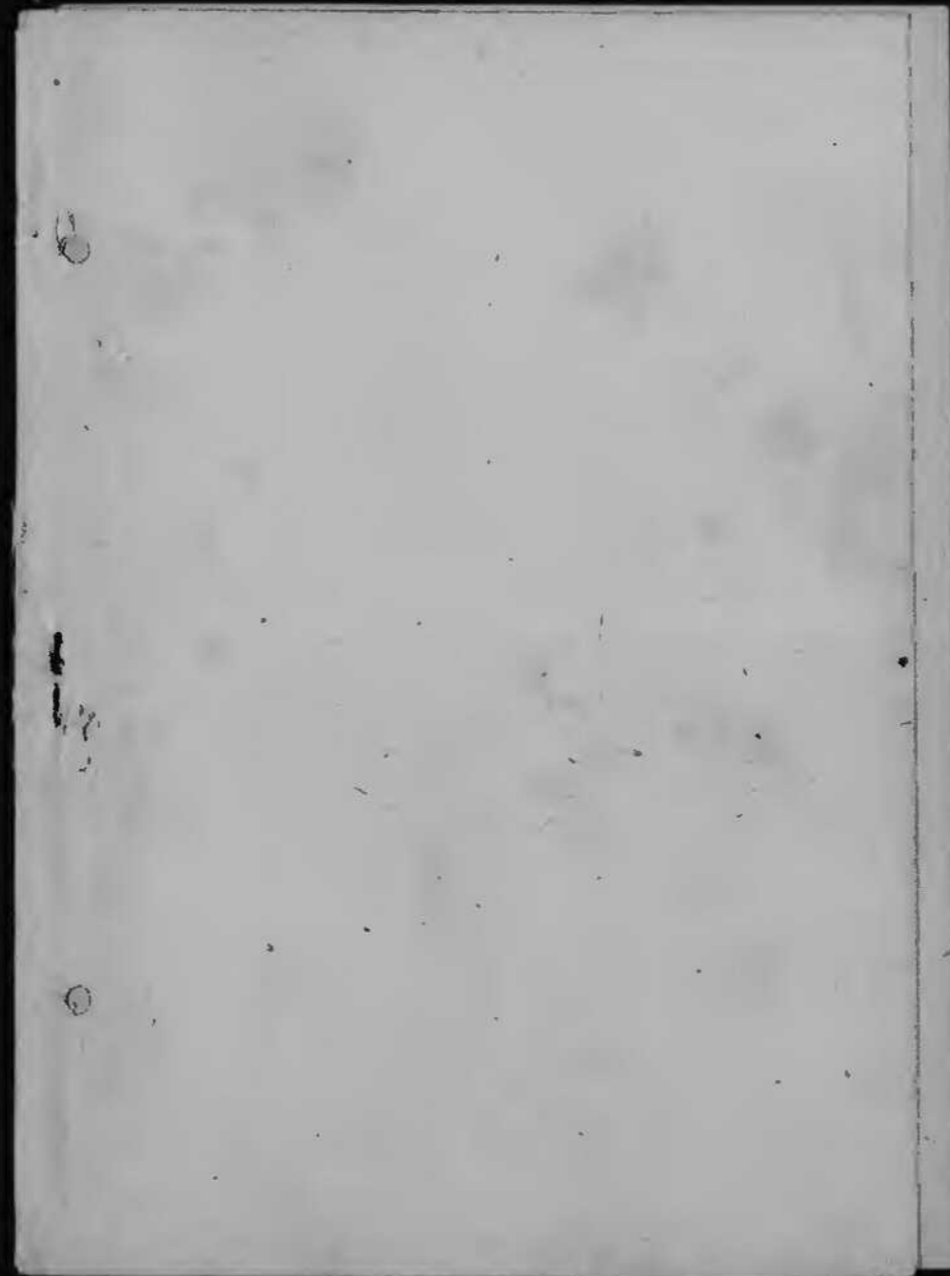
「放送委員会」 放送法(昭和二十三年法律第^{百十}号)を加える。

放送法

理由

六四

放送が情報及び教育の手段並びに國民文化の媒体として、國民生活に至大な影響のあるにかんがみ、これを公共の利便、利益又は必要に合致せるとともに、その自由を保障し、その健全な発達を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



江
ラ
ン

司令部により訂正された條文

通信省電波局
(二三四六一四)

第一條二號中「不偏不党性」との下に「誠実性」と(インテグリティ)を加える。

第二條中第一號本文を「放送」とは、公衆に直接提供する目的で行われる電氣通信の送信及び受信をいう。」に、同号(一)標準放送の下を「國際條約、協約及びそれらの附屬規則に定める、 1000 キロサイクルを中心とする放送用周波数を使用する無線電話による放送」に夫夫改め、同号(三)の末尾に「(周波数変調放送を含む。)」を加え、第二號及び第十二號中の「無線通信」を「電氣通信」に改める。
第六條中但書を「但し第三十九條に定める受信料は、これを支拂はねばならない」に改め、第二項に「前項の受信設備の受信機は、放送委員會の定める最低技術要件を満たすものでなければならぬ。」を加へる。

第九條第一項第五号を「放送事業者に、調査のため必要な報告、資料、帳簿その他の記録の提出を命ずること。」に改める。

第二十五條第三項中「協会の目的達成」を「本條第一項に掲げる業務遂行」に改める。

第四十一條中「その承認を受け」を削る。
第二條第一号の「放送」の定義の変更に伴ひ左の如く改める。

第一條本文、第九條第一項第四号、同第九号同第十二号同第十三号(五)及び第二十三條第一項第一号(二ヶ所)同第二号中「及びその受信」を削る。

第九十明條中「第六、六條の規定による報告」の下の「若しくは資料」を「資料、帳簿若しくはその他の記録」に改め、「虚偽の報告」の下の「若しくは資料」を「資料、帳簿若しくはその他の記録」に改める。

法後部

附則

附則

放送法

W. K. ...
let. ...

附則

放送法目次

第一章 総則

第二章 放送委員会

第三章 日本放送協会

第四章 一般放送局

第五章 審理手続、^{不服}申立て及^{不服}訴訟

第六章 罰則

第七章 雑則

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

- 第一條 この法律は、左に掲げる原則に従つて、放送及びその設備を公共の利益、利益又は必要に合致するように規制するとともに、その自由を保障し、その健全な発達を図ることを目的とする。
- 一 放送が、情報及び教育の手段並びに國民文化の媒体として、國民に最大の効用と福利をもたらすことを保障すること。
- 二 放送を自由な表現の者として、その不偏不党性を自覚せしめ、これを保障すること。
- 三 放送に携わる者の國民に対する直接の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義に奉仕し、且つそれを育成するようにならう。

(定義)

第二條 この法律において、左の用語を各下記の意味に用いる。

一 「放送」とは、公衆に直接提供する目的で行われる無線電波の送信をいう。

二 送信機左の五箇に於ける。

一 無線放送 五三三キロメートル以上一六〇五キロメートルまでの周波数を伝送する無線電波による放送

二 短波放送 国際條約、協約及びこれらの附屬規定に定める周波数を用いて伝送する無線電波による放送

三 超短波放送 國際條約、協約及びこれらの附屬規定に定める周波数を用いて伝送する無線電波による放送

四 電波放送 (テレビジョン) 放送設備による映像又は映像と音

五 送信機左の五箇に於ける。

一 送信機左の五箇に於ける。

二 送信機左の五箇に於ける。

三 送信機左の五箇に於ける。

四 送信機左の五箇に於ける。

五 送信機左の五箇に於ける。

- 一 「放送業務」とは、放送を目的とする無線通信を創出し、放送し及び廣播すること並びにそれらに關する施設を經營することをいう。
- 二 「國內放送」とは、日本の領土内で受信されることを目的とする放送をいう。
- 三 「國際放送」とは、日本の領土外において受信されることを目的とする放送をいう。
- 四 「周波数」とは、放送に使用する搬送波の周波数をいう。
- 五 「放送電力」とは、放送局の送信空中線に供給する電力をいう。
- 六 「放送設備」とは、放送に使用する無線設備をいう。(antenna 設備、中継連絡設備若しくはそれらの附属設備と無線設備の總稱を含む。)
- 七 「放送局」とは、放送設備とその保守運用に必要な装置の總稱をいふ。

- 八 「一般放送局」とは、日本放送協会が施設した以外の放送局をいう。
- 九 「放送事業者」とは、一般放送局の免許を受けた者及び放送協会のいう。
- 十 「受信設備」とは、各種の放送の何れか一以上を受信することができる設備をいう。
- 十一 「放送番組」とは、公衆に直接に伝へる目的で行われる無線通信の内容をいう。
- 十二 (放送番組編集の自由)
- 十三 何人も法律に定める権限によるのでなければ、放送番組に干渉し又はそれを規制することができない。
- 十四 (ニュース放送)
- 十五 ニュース記事の放送については、左に掲げる条項に違反しなければならぬ。

- 一 嚴格に眞実を守ること。
- 二 直接であると同接であるとかかわらず、公安を害するものを含まないこと。
- 三 事實に基き且つ完全に編集者の意見を含まないものであること。
- 四 何等かの宣傳的意図に合うように着色されないこと。
- 五 一部分を特に強調して何等かの宣傳的意図を強め又は展開させないこと。
- 六 一部の事實又は部分を省略することによつてゆがめられたいこと。
- 七 二十一年事項を記事にするについては、何等かの宣傳的意図を設け又は展開するようになり、一の事項が不当に目立つようを編集をしないこと。
- 2 時事評論、時事分析及び時事解説の放送についてもまた前項各号の原則に従わなければならない。

第五條 國際放送は、國際親善を害するものであつてはならない。外に、國際親善を害するものであつてはならない。

第六條 無線電信法（大正四年法律第二十六号）第二條の規定にかかわらず、何人も自由に受信設備を設置し、放送を受信することができ。但し、その受信設備は、放送委員会の定める最低技術要件を満たすものでなければならない。

第七條 放送設備及び受信設備は、放送及びその受信の目的以外に使用してはならない。

第二章 放送委員会

(設置)

第八條 この法律の公正な実施を確保し、その目的を達成するため、内閣総理大臣の所轄の下に放送委員会を置く。

2 放送委員会は、総務府の外局として独立してこの法律の規定に基づく権限を行う。

3 放送委員会が、その権限を行うには第一條に掲げる原則に従い、第二十一條及び第七十五條に規定する会議の議決による。

(一般的権限及び職責)

第九條 放送委員会は、別に規定するものの外、左に掲げる一般的権限及び職責を有する。

一 この法律の委任により又はこの法律を執行するため、放送委員会規則を制定すること。放送委員会規則は、官報でこれを公布する。

二 放送局の免許並びに建設及び使用の承認を與え、免許を許否し、取消し、更新を許可し又は免許事項の変更を許可する一切の権限

この権限の行使については、電波廳と協議するものとする。この場合において、無線電信法及びこれに基く命令の規定にかかわらず、電波廳の権限は、技術的運用の高基準の確保並びに他の無線通信に対する妨害を防ぐに必要を放送局の技術的設備及びその運営の統制の範囲をこえることができない。

三 放送設備及び受信設備に関し、必要を最低技術要件を制定すること。但し、使用電波の型式、周波数の確度、電波の電及び受信設備に関する事項については、少くとも電波廳の定めたる技術基準を満たすものでなければならぬ。

四 放送及びその受信に関する区域的又は地域的協定に関する政策を決定し、必要と認めるときは、これに参加すること。

五 放送事業の報告書、報告書、報告書の提出を命じ又は検査すること。その他の記録を調査すること。

六 放送設備又は受信設備を検査すること。

- 七 不法に施設された放送設備を隠蔽してその除却を命ずること。
- 八 第三号の最低技術要件を満たさない受信設備の灌設等に対し、その受信設備の改修を命ずること及び改修を命ぜられた灌設者が、改修を行わず又は改修を行つてもなお同号の最低技術要件を満たさない場合に於いて、その受信設備の使用を禁止すること。
- 九 放送及びその準備に關して、國內及び國外の、時宜に選し、且つ、権威ある情報を入力し、これを第一條に規定する原則に照して分析し及び解釈すること。
- 十 この法律に従つて行われる放送を受信し、これを第一條に規定する原則に照して分析し及び解釈すること。
- 十一 この法律の範圍内の事項に關し自己の発意により調査を行ふこと。この場合においては、これを文書とし、調査した条件及びその結論を、關係資料を添附して、記述しなければならぬ。
- 十二 放送及びその準備の發達に關する研究を奨励し及び補助すること。

こと。

十三 現在及び将来の放送政策に關し、左に述べる諸點を調査し、且つ、公衆の利用できる報告書をもつて内閣総理大臣に提出すること。

- (一) 放送地盤の無効、公衆のあらゆる分野によつて公平に受用されるよう放送業務を改善すること。
- (二) 放送番組編成の自由を具現する方法及び放送設備を自由な表裏を行つたため不偏不黨且つ公共的な場として、簡易且つ公平に利用できるようにする方法。

十四 特殊の利益を代表する政治的、経済的、社会的その他のいかなる団体にも支那されない放送企業に責任ある経営形態の維持、放送設備、放送業務及び受信設備の改善に重大な利益がある。政府の職員の選任の協定を確保するための方法。

十五 放送業務の執行に對し政府の行政官の監督、指導及び...

度に関し改善を要する事項

- 内 教育の目的のためにする放送の利用
- (出) 国際放送の業務を管理する目的、組織及び方式
- 四 周波数変調、模写（フアクシミル）、電視（テレビジョン）
その他新しい放送業務の開発方策
- 九 その他の放送委員会が重要と認める放送政策上の諸問題
- 十四 放送に関する法令を立案し又はこれを建言すること。
- 十五 他の行政機関の所掌に属する事項であつて、この法律の目的達成上必要な事項については、所轄行政機関に必要な勧告を行い、又はその意見を内閣総理大臣に申し出ること。
- 十六 所管行政に関し、部内の人事、会計及び庶務に関する事務を処理すること。但し、人事に関しては、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に従つて処理しなければならない。

2 放送委員会は、前項第六号の、電、音、視、又は受信設備の検査に関する事務を電波法に委託することができる。

3 放送委員会が、第一項第五号の調査又は同項第六号の検査若しくはその場合に於いて、その職員はその身分を証明する証書を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

4 放送委員会が、その職責を果しその事務を行つたに当つては、政府機関又は民間機関の放送業務、放送設備、受信設備及び資料（統計資料を含む。）を最大限に利用し、商業、工業、金融、労働、農業、教育、地方自治等の団体の代表者等の意見を徴するよう努めなければならない。

(構成)

第十條 放送委員会は、委員五人をもつて、これを組織する。
委員のうち、一人を委員長、一人を副委員長とする。
(委員の任命)

第十一條 委員は、公共の利益に關して公正を判断をすることができ、
 且つ、卓断した廣い権限を有する年滿三十五年以上の者の
 うちから、兩議院の承認を経て、内閣總理大臣がこれを任命する。

- 一 禁治産者若しくは~~禁治産者~~又は~~禁治産者~~で復た~~禁治産者~~をなす者
- 二 禁錮以上の刑に處せられたる又は第六條に規定する罪を犯し~~禁錮~~に處せられたる者
- 三 國家公務員であつて懲戒~~一~~級の処分を受けた、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 日本國憲法施行の日以後~~四~~において日本國憲法又はその下に立した政府を、暴力で破壊することを主張する政黨その他の團體を結成し、又はこれに加入したる者
- 五 國會議員
- 六 政黨の役員（任命の日以前一年間においてこれに該当したる者を含む。）

含む。一但し、委員の絶對多數は法律に規定する規則でこれを定める。

- 七 放送用送信機若しくは受信機の所有者若しくは防衛業者、放送事業者、放送設備の所有者若しくはその代表者若しくは防衛業者、放送の役員（名称の顯明がわからず、これと同等以上の職務若しくは支配力を有する者を含む。以下本條中同じ。）若しくはその事業の株式の十分の一以上を所有する者（任命の日以前一年間においてこれらに該当したる者を含む。）
- 八 前号に掲げる事業者以外の役員（任命の日以前一年間においてこれらに該当し若しくは含む。）
- 九 放送を利用する廣告業者等主として放送に依存する事業者又はこれらの者が法人であるときはその役員（任命の日以前一年間においてこれらに該当し若しくは含む。）
- 三 委員の任命についてはそのうち三人以上同一の政黨に屬する者となることとなつておらねばならぬ。

原本不明瞭

洋
21
の

(宣讀及び開封)

第十二條 委員は、任命後、最高裁判所長官の面前に於て、宣誓の宣讀を爲し、署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。

第十三條 國家公務員法第三章第七節の規定は、第九十七條、第九十三條、第九十四條、第九十六條の規定を除く外、これを適用する。

(任期の禁止)

第十三條 委員は、他の職に就くことができない。

(任期)

第十四條 委員の任期は五年とする。但し、前次の任期は、前任者の任期満了に在りてこれを再任することからである。

(選取)

第十五條 委員は、左の各号の一に該当する資格を有し、且つ、選挙権を有するものとする。

一 第十一條第一号各号の一に該当する者

二 内閣総理大臣の専断に基き、公選の選挙手続により、選挙された者

三 前二号の規定による選挙の資格を有し、且つ、選挙権を有する者

四 心身の故障のため、職務の遂行に支障を及ぼすこと

五 職務上の義務に違反し、その結果として、選挙権を喪失すること

(選挙)

第十六條 委員のうち三人以上の者が、同一選挙区に選挙されたときは、その内閣総理大臣は、選挙の結果を以て、同一選挙区に選挙された委員のうち一人以内とするものとする。

第十七條 委員の任期満了の日、又はその前日、又はその後日、選挙が行はれるときは、その選挙の結果を以て、委員の任期を延長し、又は縮短することができる。

第十八條 委員の任期満了の日、又はその前日、又はその後日、選挙が行はれるときは、その選挙の結果を以て、委員の任期を延長し、又は縮短することができる。

第十九條 委員の任期満了の日、又はその前日、又はその後日、選挙が行はれるときは、その選挙の結果を以て、委員の任期を延長し、又は縮短することができる。

第二十條 委員の任期満了の日、又はその前日、又はその後日、選挙が行はれるときは、その選挙の結果を以て、委員の任期を延長し、又は縮短することができる。

第二十一條 委員の任期満了の日、又はその前日、又はその後日、選挙が行はれるときは、その選挙の結果を以て、委員の任期を延長し、又は縮短することができる。

第二十二條 委員の任期満了の日、又はその前日、又はその後日、選挙が行はれるときは、その選挙の結果を以て、委員の任期を延長し、又は縮短することができる。

第二十三條 委員の任期満了の日、又はその前日、又はその後日、選挙が行はれるときは、その選挙の結果を以て、委員の任期を延長し、又は縮短することができる。

(彈劾)

第十七條 委員の彈劾の裁判は、最高裁判所においてこれを行う。

2 内閣総理大臣は、委員の彈劾の訴追をしようとするときは、訴追の事由を記載した書面を最高裁判所に提出しなればならぬ。

3 内閣総理大臣は、前項の場合においては、同項に規定する書面の写を訴追に係る委員に送付しなればならぬ。

4 最高裁判所は、第二項の書面を受理した日から三十日以上九十日以内の間において裁判開始の日を定め、その日の三十日以前までに、内閣総理大臣及び訴追に係る委員に、これを通知しなればならぬ。

5 最高裁判所は、裁判開始の日から百日以内に判決を行わなければならない。

6 委員の彈劾の裁判の手續は、裁判所規則でこれを定める。

7 裁判に要する費用は、國庫の負担とする。

(報酬)

第十八條 委員長は、國務大臣のほう給に準ずる報酬を、委員長以外

の委員は、各省次官の最高ほう給よりも少くない程度の報酬を受けらる。

2 委員は、任期満了して退任した場合には、國家公務員一般職の者に準じて退職手当及び恩給を受けることができる。

3 委員が、在職中死亡した場合も前項の例による。

(退職後の就職の制限)

第十九條 委員であつた者は、その退職後一年間は、第十一條第二項第七号から第九号までに掲げる職についてはならぬ。

(委員長及び副委員長)

第二十條 委員長及び副委員長は、委員のうちから、内閣総理大臣がこれを命ずる。

- 2 委員長は、放送委員会を代表し、その会議を主宰する。
 - 3 副委員長は、委員長が事故のあるときは、その職務を代行し、委員長が欠員のとときは、その職務を行う。
- (会議及び手続)

第二十一條 放送委員会は、放送委員会規則の定めるところにより、一定の場所において、少くとも一週間に一回、定例会議を開催することを常例としなければならぬ。

- 2 放送委員会の会議は、委員長又は副委員長若しくはその両者を含み、少くとも三人以上の委員の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

- 3 放送委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもつてこれを決する。

- 4 会議の議事は、すべて議事録として記録して置かなければならぬ。
- 5 この法律に別に規定する場合を除き、この記録は公衆の閲覧の

ため公開されなければならない。

- 5 事務局長又はその副長を代理人は、幹事として会議に出席し、前項の議事録の作成に当る。

- 6 前五項に定めらるるもの外、放送委員会の会議の議事に關し必要を事項は、放送委員会規則でこれを定める。

(事務局)

第二十二條 放送委員会に事務局を置き、放送委員会の権限及び職責に属する事項に關する事務を処理させる。

- 2 放送委員会は、政令の定める範囲内で、電波廳地方電波管理局に事務局の事務の一部を分掌させることができる。

- 3 放送委員会は、前項の事務につき、電波廳地方電波管理局を指揮監督する。

(放送政策の報告)

第二十三條 放送委員会は、内閣総理大臣を経由して、国会に對し、

原本不明瞭

毎年常会開会後六十日以内に、この法律の施行状況及びその進捗を
事項を記載した報告書を作成して提出しなければならない。

一 報告の作成（報告書の作成）
分布及び討議の状況並びにその進捗をその旨に關連して國民に重
大な影響のある国会、経済的、政治的、文化的その他の事象を
含む。

二 財政及びその影響の調査の促進に重大な影響のある技術的、工
学的、経済的、文化的その他の事項の調査及び報告

三 財政業務の管理に關する政策について報告の基としてなした政策
の決定に關する政策、監督組織、運営組織及びその職務の遂行に
つき申出のあつた変更を實現するための法令の制定及びその施行に
關する報告

四 その他この法律の目的達成に關する事項

2 報告書を作成し、その内容に關する日本銀行の報告書の作成
に對し、日本銀行は、報告書の作成及びその内容に關する事項を
内閣に報告して、内閣はこれを公表しなければならない。

3 報告書を作成し、前二条に規定する報告書の外、必要と認められた場合又は
他の法律に規定する報告書の外、報告書の作成及びその内容に關する
事項を内閣に報告して、内閣はこれを公表しなければならない。

(四) 報告書の作成
一 報告書の作成（以下「報告書」という。）は、報告を公共の利益と
して行われなければならない。

二 報告書の作成（以下「報告書」という。）は、報告を公共の利益と
して行われなければならない。

原本不明瞭

他の利便を設定し、助成すること及びそれらの者の退職金その他の手当の制度を設け並びにそれらの者の福利のための保険金を負担すること。

2 協会は、前項の業務を行うに当たっては、官利を目的として行わ

3 協会の剰余金その他の収入はすべて協会の目的達成のため使用

（業務所）

第二十六條 協会は、主たる業務所を定都府に置く。

2 協会は、必要の地に併せる事務所を置くことができる。

（定款）

第二十七條 協会は、定款をもつて、左の事項を規定しなければなら

一 目的

二 名称

三 事務所の新設

四 資産及び会計に関する事項

五 役員及びその職務に関する事項

六 役員候補者の選定に関する事項

七 公債の発行

八 定款修正の請求に関する事項

2 協会は、前項の事項は、批准委員会の認可を受けなければならぬ。

（登記）

第二十八條 協会は、左の事項を登記しなければならぬ。

一 目的

二 名称

三 事務所

四 役員及びその職務

五 役員候補者の選定

六 その他協会の業務

2 前項に定めらるるものの外、登記に關して必要を事項は、放送委員規則でこれを定める。

3 前二項の規定によつて登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。
〔役員〕

第二十九條 協会に役員として、理事七人、監事二人を置く。

2 理事のうち一人を会長、一人を副会長とする。
〔理事会〕

第三十條 理事をもつて、理事会を構成する。

2 理事会は、協会の重要会務を審議する。
〔役員職務〕

第三十一條 会長は協会を代表し、その業務を総理し、理事会を主宰する。
2 副会長は、会長に事故のあるときは、その職務を代行し、会長が

欠員るときは、その職務を行う。
3 副会長及び理事は、会長を補佐して協会の業務を掌理する。
4 監事は、協会の業務を監査する。
〔役員任命〕

第三十二條 会長、副会長及び他の五人の理事は、放送に關して意見を有する年齢三十五年以上の者のうちから、放送委員会が内閣総理大臣を経由し両議院の承認を経て、これを任命する。
2 監事は、事業計理に關して意見を有する者のうちから、放送委員会がこれを任命する。
3 役員〔監事を除く。〕の任命については、第十一條第二項の規定を準用する。但し、同條第二項第七号は、これを「放送用受信機若しくは受信機の製造業者若しくは販賣業者又はこれらの者が法人であるときはその役員一名の如何にかかわらずこれと同等以上の職権若しくは支配力を有する者を含む。以下本條中同じ。」若しくは

裏面白紙

現行法記 北條重信様 三井物産株式会社 承取地

社名簿 補注

外資 朝鮮人 及び公使館人等 戸籍簿に於ては自前年の籍あり
名とみりす

戸籍簿に於ては 戸籍簿に於ては 戸籍簿に於ては 戸籍簿に於ては
及び台内人を 含むものとす。

朝鮮人 院 録 令

台内人のうち 朝鮮人の 戸籍簿に於ては 戸籍簿に於ては 戸籍簿に於ては
戸籍簿に於ては 戸籍簿に於ては 戸籍簿に於ては 戸籍簿に於ては

その事業の株式の十分の一以上を所有する者（任命の日以前一年間に
 においてこれらに該当した者を含む。）と読み替えるものとする。
 役員（監事を除く。）の任命については、そのうちの四人以上が同
 一の政党に属する者となること、かつて定めらるる。

（役員の内期）

第三十三條 役員の内期は四年とする。但し、補欠の役員は、前任者の
 残任期間に在任する。

2 役員は、これを再任することかてきる。

（兼職の禁止）

第三十四條 協会の役員は、政府委員会の承認した場合を除くの外、他
 の職に就くことができない。

（役員の内職）

第三十五條 役員（監事を除く。）は第十一條第二項各号の一に該当す
 るに至つた場合においては、当然退職するものとする。この場合にお

いては、第三十二條第三項但書の規定を適用する。

（解任）

第三十六條 取締役員会は、左に掲げる役員を解任する。但し、監事の
 場合には内閣総理大臣を経由して、両議院の承認を経なければならぬ。

1 監事のうち四人以上が同一の政党に所属するに至つた場合。同一

2 職務上の義務に違反し又は職務を怠つた役員

（民法等の準用）

第三十七條 民法第四十條第五項第三号及び第五十七條並びに非訟事
 件手続法第三十五條第一項の規定は、協会にこれを適用する。

（取締役の職務）

第三十八條 協会は、取締役を解任し、とりとるときの取締役員会の許
 可を受けなければならない。

原本不明瞭

第五十四條及び第五十六條から第六十二條までの規定は、協会の
設置する放送局にこれを準用する。

(受信料)

第三十九條 協会は、協会の 施設する放送局を受信するに
得る利益を~~利益~~ 配したるから、受信料を徴収することができ
る。但し、
前項の受信料を目的とし、その利益配分及び公益の
確保その他の受信料の徴収方法その他協会の規則で定め
るもの、
この限りでない。

前項の受信料の徴収については、一年に一度、放送委員会の認可を受け
なければならぬ。一年以内にこれを改定しようとするときも同様と
する。

放送委員会は、前項の場合においては、第五章に定めらるる審判手続
を履行しなければならぬ。

協会は、第一項の受信料の徴収方法その他協会の規則、受信料と協

する契約の條に於ては、あらかじめ放送委員会の認可を受け
なければならぬ。これを改定しようとするときも同様とする。

協会は、受信料の徴収に必要と認めるときは、協会の 委託するに
得る。

協会は、協会の規則で定めるところにより、協会の 委託するに
得る。

協会は、協会の規則で定めるところにより、協会の 委託するに
得る。

協会は、協会の規則で定めるところにより、協会の 委託するに
得る。

協会は、協会の規則で定めるところにより、協会の 委託するに
得る。

協会は、協会の規則で定めるところにより、協会の 委託するに
得る。

3711

協会の規則で定めるところにより、協会の 委託するに
得る。

裏面白紙

(債券償却積立金)

第四十二條の二 協会は、前條の規定により放送債券を発行したときは、毎事業年度末現在の発行債券未償却額の十分の一に相当する額を債券償却積立金として積み立てなければならぬ。

2 協会は、放送債券を償却する場合に限り、前項に規定する積立金を充当することができる。

第四十三條
協会は、放送設備の建設又は改修の資金に充てるため、放送委員会の認可を受けて放送債券を発行することができる。

放送債券及び借入金

第四十三條 協会は、放送設備の建設又は改修の資金に充てるため、放送委員会の認可を受けて放送債券を発行することができる。

2 前項の放送債券の発行額は、十五億円をこえることができない。

3 前二項に定めるものの外、放送債券に關し必要事項については、政令の定めるところにより、同法の社債に關する規定を準用する。

4 協会は、借入金現在高一億円をこえて借入金をしようとするときは、その度ごとに放送委員会の認可を受けなければならぬ。

（放送の休止及び廃止）

第四十四條 協会は、放送委員会の認可を受けなければ、その放送局を廃止し又はその放送を休止することができない。但し、不可抗力に因り休止したときはこの限りでない。この場合においては、速かにその旨を、放送委員会に届け出なければならぬ。

（放送に關する研究）

第四十五條 放送委員会は、放送の進歩発達を図るため必要と認めるときは、協会に対し、第二十五條第七号の範囲内で事項を定めてその研究を命ずることが出来る。

2 前項の場合において要した費用は、協会がこれを負担する。

3 前二項の規定によつて行われた研究の成果は、全放送事業を含む公共の利益に資するよう利用しなければならぬ。

（放送番組の編集）

第四十六條 協会は、放送番組の編集について、公衆の要望を満すよう最善の努力を怠らなければならぬ。協会は、この目的を達成するため、科学的世論調査を定期的に行わなければならない。

2 協会は、放送番組の編集に當つては左の各号の定めるところによらなければならない。

一 公衆に對し、できるだけ完全に、世論の對象となつてゐる事項

を編集者の意見を加えないで報道すること。

二 異なる意見が対立している問題については、それぞれの意見を代表する者を選じて、あらゆる角度から論点を明らかにすること。

三 成人教育及び学校教育の進展に寄與すること。

四 音楽、文学及び娯楽等の分野において、常に最善の文化的な内容を保持すること。

（政治的公平）

第四十七條 協会の放送番組の編集は、政治的に公平でなければならぬ。

二 公選による公職の候補者、政見放送その他選挙運動に関する放送をさせたときは、その選挙における他の候補者に対しては、申出に
より同一放送設備を使用し、同等な条件の時間において、同一時間
数を與えなければならぬ。

（営業廣告放送の禁止）

第四十八條 協会は、表現の如何にかかわらず、営業廣告を放送してはならない。

（財産に対する制限）
第四十九條 協会は、放送設備の全部又は一部を賃貸し、担保に供し、その運用を委託し又は方法の如何にかかわらず他人の支配に属させることができない。

二 協会は、放送委員会の認可を受けなければ、放送局の設備の全部又は一部を譲渡又は処分することができない。

（協会の免税）

第五十條 協会は、所得税及び法人税を課さない。

二 都道府県、市町村その他の地方公共団体の協会の事業に対して、地方税を課すことができない。

(協会の土地收用権)

第五十一條 協会の営む放送事業は、土地收用法第二條の土地を收用
又は使用することのできる事業とし、同法を適用する。

(解散)

第五十二條 協会の解散については、別に法律でこれを定める。

第四章 一般放送局

(免許)

第五十三條 一般放送局を開設しようとする者は、放送委員会
の免許を受けなければならない。

(免許の申請)

第五十四條 前條の免許を受けようとする者は、申請書に、左に掲げ
る事項を記載した書類を添えて、放送委員会に提出しなければならない。

一 事業計画及び事業收支見積

二 放送の道頓、國際放送であるときはその旨

三 放送事業

四 放送設備の工事設計

五 放送設備の位置及び所有者

六 使用電波の型式及び周波数並びに放送電力

七 放送時間及び放送区域

八 工事落成及び放送開始の予定期日

九 その他放送委員会規則で定める事項

(免許申請書の資格)

第五十五條 左に掲げる者は、前條の免許を申請することができ

一 日本の國籍がない者

二 外國政府又はその代表者

三 外國の法人又は團體

四 法人又は團體であつて前三号に掲げる者が、その代表者となつ

原本不明瞭

ているもの

五 法人又は団体であつて、その専ら事務を営む者及びその役員、取締役の三分の一以上又は社員数の五分の一以上を占めるもの

(申請の審査)

第五十六條 放送委員会は、第五十四條に規定する申請書を受理したるときは、左の各号に掲げる事項を審査し、審査しなればならぬ。但し、第四号に掲げる事項の審査については、放送局と協議するものとする。

- 一 当該放送局の設置が第一條の原則に合致するものであること。
- 二 当該放送局の放送設備の工事費額が、放送委員会規則の定める最低設備費額を満たすものであること。
- 三 当該放送事業の財政的基礎が、その企業を維持するに足るものであること。
- 四 放送設備の保守管理に必要の資金のありること。

2 放送委員会が、申請書の審査の結果、当該申請書に對し、出願又は免許の許可を拒否することができる。

(申請の免許)

第五十七條 放送委員会は、前條の規定に基づいて審査した結果、当該申請書が、この法律の規定に適合するものであると認めるときは、申請者に對し、第五十三條に規定する免許を行う。

(免許の審査)

第五十八條 放送委員会は、前條の規定に基づいて、第九條第一項第二号の規定に基づいて、審査した結果として、前條の規定による免許を受けたる者(以下第八條の「一」に對し、放送設備の建設が完了し、この場合に於いて、放送委員会が、当該設備の建設完了の旨を認定することができる)が、

2 免許人が、前條の規定に基づいて、前條の規定に基づいて、放送委員会が、これが不可抗力その他正当な理由によるものであると認めるときは、

も
戻

の建設承認を取消すことができる。

(検査の検査)

第五十九條 放送委員会は、前條の規定によつて承認を受けた放送設備の工事が落成したときは、これを検査しをなければならない。但し、無線電信並及びこれに基く命令に定めたる無線設備の検査については、電波監と共同してこれを行うものとする。

2 前項の検査の結果、当該設備がこの法律の規定に適合してないと認めるときは、放送委員会が、免許人に対し、期日を指定して、その改修を命ずることが出来る。

3 免許人が、前項の期日までに改修を行わず又は改修をしても検査に合格しない場合は、放送委員会が、これが不可抗力その他正当の理由によるものではないと認めるときは、その免許を取り消すことができる。

(使用承認及び免許状)

第六十條 放送委員会が、前條の規定によつて行つた検査の結果が、この法律の規定に適合していると認めるときは、第九條第一項第二号の規定に従い、電波監と協議して、免許人に対し、使用承認を與ふる。

2 前項の場合放送委員会は、免許人に対し、次の事項を記載した免許状を交付する。

- 一 免許人の氏名
- 二 免許の有効期間
- 三 呼出符号及び呼出名称
- 四 放送の電波の周波数帯域と送信するべき電波の旨
- 五 放送設備
- 六 免許の料
- 七 使用電波の方式及び周波数並びに放送電力

へ 放送時間及び放送区域

(免許の有効期間)

第六十一條 免許の有効期間は、^{第六十條}第六十條の使用承認の日から起算して五年を経過した日までとする。

2 免許人が、前項の有効期間満了後引続き放送局を設置しようとするときは、^{放送委員会}放送委員会に免許の更新を受けなければならない。

3 免許の更新の有効期間は、一箇年とする。但し、再更新を妨げない。

4 免許の更新は、^{前二項}前二項の有効期間満了の日から六箇月以前八箇月をこえない期間において、^{これを申請する}これを申請する。

5 免許の更新については、第五十六條及び第五十九條の規定を準用する。

(免許の變更の申請)

第六十二條 免許人が、第三十四條第二号から第七号までの事項を變更

しようとするときは、放送委員会に申請書を出して、その許可を受けなければならない。

2 前項の申請については、第五十六條及び放送設備工事設計の變更の場合において第五十九條の規定を準用する。

3 放送委員会は、第一項の申請を審査した結果、この法律の規定に適合していると認めるときは、これを許可し、免許狀の記載事項を訂正しなければならない。

(免許等の拒否)

第六十三條 放送委員会は、第五十三條の免許、第六十一條第二項若しくは第三項の免許の更新又は前條の許可の申請を審査した結果、この法律の規定に適合していないと認めるときは、その申請を拒否する。

2 放送委員会は、前項の場合においては第五章に定める審理手続を経なければならない。

原本不明瞭

(廣告放送等)

第六十四條 電報人は、廣告放送をなし又は放送時間を他人に使用させざる場合に於いては、その料金を放送委員会に届け出るとともにこれを公衆に交付せねばならない。

(候補者放送)

第六十五條 一選挙区選出者が、その選挙区選出者として又は他の一選挙区選出者の選挙区選出者として公選による公選の候補者としてその政見の放送その他選挙運動に因する放送をなさざるときは、料金を徴収するとしなす。前項の料金は、その選挙区選出者の候補者に対して、同じ日に同一設備を使用し、同選挙区選出者の時間において同一時間帯を與えなければならぬ。

(廃止)

第六十六條 電報人が、電報局に於て停止しなるとするときは、一箇月前此その旨を放送委員会に届け出なければならぬ。

(名義の修正)

第六十七條 電報人は、電報局に於てその認可を受けていないで、放送設備の全部又は一部を譲渡し、貸渡し、譲渡を委託し又は方法の如何にかかわらず他人の電報に用いざるときは、罰せらるる。

(免許の取消)

第六十八條 電報局の設置、維持、管理、又は電報の送達に關する法律の規定に違反し、罰せらるる。第六十九條 電報局の設置、維持、管理、又は電報の送達に關する法律の規定に違反し、罰せらるる。第七十條 電報局の設置、維持、管理、又は電報の送達に關する法律の規定に違反し、罰せらるる。第七十一條 電報局の設置、維持、管理、又は電報の送達に關する法律の規定に違反し、罰せらるる。第七十二條 電報局の設置、維持、管理、又は電報の送達に關する法律の規定に違反し、罰せらるる。第七十三條 電報局の設置、維持、管理、又は電報の送達に關する法律の規定に違反し、罰せらるる。第七十四條 電報局の設置、維持、管理、又は電報の送達に關する法律の規定に違反し、罰せらるる。第七十五條 電報局の設置、維持、管理、又は電報の送達に關する法律の規定に違反し、罰せらるる。第七十六條 電報局の設置、維持、管理、又は電報の送達に關する法律の規定に違反し、罰せらるる。第七十七條 電報局の設置、維持、管理、又は電報の送達に關する法律の規定に違反し、罰せらるる。第七十八條 電報局の設置、維持、管理、又は電報の送達に關する法律の規定に違反し、罰せらるる。第七十九條 電報局の設置、維持、管理、又は電報の送達に關する法律の規定に違反し、罰せらるる。第八十條 電報局の設置、維持、管理、又は電報の送達に關する法律の規定に違反し、罰せらるる。

五 正当な理由がなく引き渡さしを一箇月以上放致を休止した場合
放致委員会に、前項の事情の場合に於ては、自らその決定の
理由を述べた後、これを提出し、但し、その理由が正当なものである
第五節 審理手続、不服の申立及び訴訟

(審理手続)

第六十九條 放致委員会は、第三十九條、第六十三條及び第六十八條
の規定による場合の外、職権により本章に定める審理手続を行ふこ
とができる。

(審理手続の開始)

第七十條 審理手続の開始は、請求の当事者一以下置に当事者とい
ふ。及び放致委員会の委員と認める関係人に対し、請求の旨、理
由及び及び提出並びに出頭を求め、記載した審理開始通知書を
送達してこれを行う。

2 前項に掲げる以外の者で、請求の請求を調査し得ると思料

する者は、當事人として、この手続に参与することが出来る。

(代理人)

第七十一條 当事者及び関係人は、弁護士その他適当と認める者を代
理人に選任することが出来る。

(調査)

七十二條 放致委員会は、審理上必要と認めるときは、申立又は職
権により、証拠を提出する権利を有することが出来る。

- 一 當事者若しくは関係人を審問し、又は参考人に出頭を求めて、
問し、上つ、これ以上の言より意見を述べし又は報告させること。
- 二 證據を提出せしめ、その提出の要否を決定し、又は提出を求め、
當事者若しくは関係人の提出を命ずる、又は提出を命ずる、
備、業務、機密保持その他の義務を命ずること。
- 三 放致委員会がその職務を遂行するに必要とする場合に
は、その身分を示す書類を提出せしめ、関係人の要求があつた場合は

これを呈示させなければならぬ。

4. 第一項第一号に定める参考人は、放送委員会規則の定めるところにより、訂正の費用及び手当を請求することができぬ。

(主張と立証)

第七十三條 当該若しくは関係人又はその代理人は、審理に際して自己の主張を述べ、証実を提出し、且つ、当該若しくは関係人若しくは参考人を審問することができぬ。

(審理の公開等)

第七十四條 審理は、これを公開しなくてはならぬ。但し、個人の秘密を保つため又は公益上必要があるときは、この限りでない。

2. 審理は、委員長（委員長が不在の場合）の命により、副委員長以下関係者がこれを実施する。

3. 審理に際しては、調査を作成しなくてはならぬ。

(処分決定及び通知)

第七十五條 放送委員会が、審理手続により処分を行おうとするときは、当該若しくは関係人に通知し、意見を述べさせることができる。

2. 前項の処分は、出席委員の過半数を以てこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するものとす。

3. 前項の処分は、これを公開し得ぬ。

4. 第一項の処分は、審理により、これを当該若しくは関係人に通知しなくてはならぬ。

5. 前項の通知は、当該若しくは関係人が委員会に異議を述べた事実及び理由を示さなければならぬ。

6. 第一項の処分は、当該若しくは関係人が異議を述べたとき、その効力を生ずる。

(不服の申立)

第七十六條 原処分委員会の処分不服のある者は、行政委員会に対し、不服の申立をすることが出来る。

不服の申立は、其分の通知を受けた日から三十日以内、理由を記載した申立書を行政委員会に提出して、これを行わなければならない。

不服の申立は、原処分の執行を停止しない。但し、行政委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

(申立の却下)

第七十七條 行政委員会が、申立書に於て不服の理由を述べ、申立書を受領した日から三十日以内に申立を却下することが出来る。

前項による却下は、文書により、これを申立人に通知する。

(不服の審理の開始)

第七十八條 前條により却下する場合を除き、行政委員会は、申立書を受領した日から三十日以内に不服の審理を開始しなければならない。

(審理手続規定の準用)

第七十九條 第七十條から第七十四條までの規定は、不服の審理にこれを準用する。

(決定)

第八十條 行政委員会は、不服の審理の後、決定をもつて、原処分を維持し若しくは変更し又は取り消す。

第七十五條第一項から第三項までの規定は、前項の決定にこれを準用する。

決定は、文書により、これを行い、行政委員会の認定した事実及び理由を示し、委員長及び會長に出席した委員が、これに署名押印しなければならない。

4 決定書に付、少数意見を附記することができる。
5 決定は、申立人に決定書の謄本が到着したときに、その効力を生ずる。

(訴の提起)

第八十一條 放送委員会の処分に対しては、不服の申立をした後でなければ、裁判所に対し、訴を提起することができない。

前項の訴に關しては、放送委員会を被告とする。前項の訴の提起は、不服の申立後下の通知を以て不服の審理による決定書の謄本の到着した日から三十日以内に行なわれなければならない。

4 不服の申立の却下に対する訴は、東京高等裁判所の專屬管轄とする。

2 決定に対する訴は、東京高等裁判所の專屬管轄とする。

(決定の効力)

第八十二條 訴の提起は、趣分又は決定の執行を停止しない。但し、

(記録の送付)

第八十三條 決定に対する訴の提起があつたときは、裁判所は遅滞なく放送委員会に対し当該決定の記録の送付を求めなければならない。

(専断認定の拘束力)

第八十四條 前條の訴を提起するときは、放送委員会の認定した事實は、これを立証する十分な証拠があるときは、裁判所を拘束する。

2 前項に規定する十分な証拠の有無は、裁判所が、これを判断するものとする。

(事件の差戻)

第八十五條 裁判所は、決定を差戻すときは、相当と認めるときは、差戻すべき点を指示して、再行の決定に準し反することができ

る。

(決定の取消及び差戻)
第八十六條 裁判所は、決定を差戻したときは、各号の一に該当する場合は、これを取り消すことができる。

- 一 決定の基礎となつた事実を立証する十分な証拠がない場合
 - 二 決定が憲法その他の法令に違反する場合
- 2 裁判所は、決定の内容が憲法その他の法令の適用について独断に過ぎ又は不当であると認めるときは、これを変更することができ

（規則委任事項）

第八十七條 この法律に定めるものを除き、審理手続に關し必要な事項は、放送委員会規則でこれを定める。

第六章 罰則

（不法建設の罪）

第八十八條 第五十八條第三項（第三十八條第二項において準用する場合を含む。）の建設承認がないのに放送設備を設置した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪はこれを罰する。

（不法放送の罪）

第八十九條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第三十八條第一項の規定による許可若しくは第五十二條の規定による免許又は第六十一條第二項（第三十八條第二項において準用する場合を含む。）の免許の更新を受けないうて放送した者

二 第六十條第一項（第三十八條第二項において準用する場合を含む。）の規定による使用承認がないのに放送した者

三 第六十二條（第三十八條第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けないうて第五十四條第二号から第七号までに掲げる事項を変更して放送した者

四 第六十七條第一項の規定による業務を停止させた後、再行した者

（目的外使用の罪）
第九十條 第七條の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

(風俗壞乱事項放送等の罪)

第九十一條 放送設備によつて風俗を害する事項を放送した者は、二年以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

放送設備によつて、日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する放送をした者は、七年以下の懲役に処する。

第九十二條 協会の役員又は職員が、その職務に關し賄ろを收受し又はこれを要求し若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

前項に規定する賄ろを供與し又はその甲込若しくは約束をした者も同様の罰に処する。

(就職制限違反の罪)

第九十三條 第九十九條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

(報告又は届出義務違反等の罪)

第九十四條 第九條第一項第五号、第四十二條但書、第四十四條但書又は第六十六條の規定による報告若しくは資料の提出若しくは届出を怠り又は虚偽の報告若しくは資料を提出し若しくは虚偽の届出をした者は、六箇月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

(業務執行妨害の罪)

第九十五條 第九條第一項第五号若しくは第六号、第四十二條又は第七十二條第一項第三号(第七十九條において準用する場合を含む。)の規定により、職員が行う調査、検査又は監査を拒み、妨げ又は忌避した者は、六箇月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

(同罰規定)

第九十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し第八十八條から第九十

二條まで、第九十四條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰す

る。

第九十七條

第九十八條

第九十九條

第一百條

第一〇一條

る外、その法人又は人に対しして各本條の罰金刑を科する。
(出頭、陳述をしない等)

第九十七條 左の各号の一に該当する者は、五年以下の過料に處する。

一 第七十二條第一項、第七十九條において準用する命令を含むもの規定による当事者、関係人又はその代理人に對する延滞の違反して出頭せず、陳述をせず若しくは虚偽の陳述をし又は報告をせず若しくは虚偽の報告をした者

二 第七十二條第一項第二号(第七十九條において準用する場合を含む)の規定による物件の所持者に對する処分を違反して物件を提出しない者

第七章 雜則

(有線放送)
第九十九條 公衆に直接提供する目的で、電線路を使用して放送番組に準ずる事項を傳達するものに關しては、第三條、第四條及び第六

第十四條(克計の取消の場合)の各号を準用する。

第九十條 内閣總理大臣は、この法律施行の日から五年以内において、放送に關し意見がある十五人以上の議員を代表する委員から成る審議會を設置して、放送に關す、電氣を調査せしめ、この法律の存続、改正又は廃止についてその報告を求め、且つ、放送委員會の意見を徴さなければならぬ。

内閣總理大臣は、前項の期間内において委員があるときは、何時でも審議會を設置し、その報告及び放送委員會の意見を徴することができる。

前二項の場合において、審議會が、この法律を改正又は廃止すべきことを勧告したときは、内閣は、法律案を提出し、勸告書及び意見書の各種本とともに、國會に提出し、これを採らなければならない。

第九條 弘毅の上村人

法律を改訂し、法律を改訂し

附 則

(施行期日)

第百條 この法律は、公布の日から九十日を経過した日からこれを施行する。

(最初の委員の任期)

第百一條 最初に任命される放送委員会委員長の任期は、第十四條の規定にかかわらず内閣総理大臣の定めるところにより、それぞれ一年、二年、三年及び五年とする。

(協会の設立)

第百二條 日本放送協会は、この法律施行の日から六十日以内にこれを設立する。

2 社団法人日本放送協会は、この法律施行の日現在の帳簿價格によるその資産及び負債その他一切の権利義務並びに職員を、前項の期間内に、協会に引き継がなければならない。但し、会員出資額は、

それぞれこれを会員に返還するものとする。

3 放送委員会は、設立委員を命じて、協会設立の事務を処理させる。

4 設立委員は、定款を作成して、放送委員会の認可を受けなければならない。

5 前項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なく第二項の引継をしなければならない。

6 前項の引継を終つたとき、設立委員は、遅滞なくその事務を協会の会長に引き継がなければならない。

7 協会の会長が前項の事務の引継を受けるときは、会長、副会長、理事及び監事の全員は、遅滞なく設立の登記をしなければならない。

8 協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

9 協会が成立したときは、この法律施行の際現に存する社団法人日本放送協会は解散する。

(この法律施行前になされた許認可)

第百三條 この法律の施行前になされた放送無線電話及び電報事務規則の施設の許可及びその他の許認可は、この法律の規定に基づき、取消し、又は更新されるまでは、これを有効とする。

(登録税法の改正)

第百四條 登録税法の一部を次のように改正する。

第六條ノ三ノ二 日本放送協會が放送無線電話の施設に要クルトキハ、正ノ登録料ニ從ヒ登録料ヲ收ムヘシ

一 登録料等又ハ其ノ際ニ關シテ毎回拂込金額 千分ノ三
一 登記事項ノ變更ハ消滅又廢止 毎一件 金千二百圓

第百五條 地方税法(昭和二十三年法律第 号)の一部を次のように改正する。

改正する。

第三十三條第十三号中「大日本育英会」の下に「及び日本放送協會」を加える。

(総務府設置法の改正)

第百六條 総務府設置法(昭和二十三年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二條中「局長補佐役員再審査委員会」の次に「放送委員会」を加える。

同法の改正

一 附則第四條再審査委員会一附則同法支配力除法(昭和二十三年法律第 号)の次に「放送委員会」を加える。

理由

放送が情報及び教育の手段並びに國民文化の媒体として、國民生活に至大な影響のあるのにかんがみ、これを公共の利便、利益又は必要に合致させることもに、その自由を保障し、その健全な発達を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

抄一

三十二 放送の健全な発達を期すに必要あり
是れを以て、放送の健全な発達を期すに必要あり
放送の健全な発達を期すに必要あり

放送の健全な発達を期すに必要あり

66

昭和二十三年六月一日

放送法

審議

逓信省

①大蔵省
逓信省の審議
審議の経過
審議の結果

記述
無事放送法に
放送法目次

放送法目次

第一章 総則

第二章 放送委員会

第三章 日本放送協会

第四章 一般放送局

第五章 審理手続、再審理及び訴訟

第六章 罰則

第七章 雑則

附則

審議の経過
審議の結果
審議の経過
審議の結果

(この法律の目的)

第一條 この法律の目的は、放送の公共の利便、利益又は必要に合致するやうに規律すると共に、その自由を保障し、その公正な運営を圖ることを目的とする。

2 放送に關する國の政策は、左の通りとする。

一 放送業務が、情報及び教育の手段として、又國民文化の媒体として、國民に最大の効果と利益とを齎することを保障すること。

二 放送を自由な表現の機構として、その不偏不黨性と一体性を保障すること。

三 放送に携る者の國民に對する直接の責任を設定することによつて、放送が健全な民主主義に奉仕し、且つそれを育成する工うにすること。

(定義)

第二條 この法律で用ひる左の用語を各下記の意義に用ふる。

一 「放送」とは、公衆に對する法律で行われる電氣通信を送信し、受信することを含む。

放送の左の五種に分ける。

一 標準放送 五三〇キロサイクル以上一六〇五キロサイクル迄の周波数を使用する無線電話による放送

二 遠波放送 國際標準に定める短波放送用周波数を使用する無線電話による放送

三 短波放送 國際標準に定める短波放送用周波数を使用する無線電話による放送

四 超短波放送 國際標準に定める超短波放送用周波数を使用する無線電話による放送

五 無線電話による放送 放送設備による映像又は映像と音聲の組合せの放送

六 有線電話による放送 放送設備による文字、形像、音聲又はそれらの組合せの放送

七 有線電話による放送 放送設備による文字、形像、音聲又はそれらの組合せの放送

八 有線電話による放送 放送設備による文字、形像、音聲又はそれらの組合せの放送

九 有線電話による放送 放送設備による文字、形像、音聲又はそれらの組合せの放送

十 有線電話による放送 放送設備による文字、形像、音聲又はそれらの組合せの放送

十一 有線電話による放送 放送設備による文字、形像、音聲又はそれらの組合せの放送

十二 有線電話による放送 放送設備による文字、形像、音聲又はそれらの組合せの放送

十三 有線電話による放送 放送設備による文字、形像、音聲又はそれらの組合せの放送

十四 有線電話による放送 放送設備による文字、形像、音聲又はそれらの組合せの放送

十五 有線電話による放送 放送設備による文字、形像、音聲又はそれらの組合せの放送

十六 有線電話による放送 放送設備による文字、形像、音聲又はそれらの組合せの放送

十七 有線電話による放送 放送設備による文字、形像、音聲又はそれらの組合せの放送

十八 有線電話による放送 放送設備による文字、形像、音聲又はそれらの組合せの放送

十九 有線電話による放送 放送設備による文字、形像、音聲又はそれらの組合せの放送

二十 有線電話による放送 放送設備による文字、形像、音聲又はそれらの組合せの放送

二十一 有線電話による放送 放送設備による文字、形像、音聲又はそれらの組合せの放送

三 「國內放送」とは、日本の領土内で受信されることを旨とする放送をいう。

四 「國際放送」とは、各種の放送の何れか一に比しより日本の領土外に於いて受信されることを旨とする放送をいう。

五 「周波数」とは、放送に使用する搬送波の周波数をいう。

六 「放送電力」とは、放送局の送信空中線に供給する電力をいう。

七 「放送設備」とは、放送に使用する無線設備をいう。(それには演奏台、中継機、録音機若しくはそれ等の附属設備と無線設備の組合せを含む。)

八 「放送局」とは、放送設備とその保守運用に必要な要員の組合せをいう。

九 「一般放送局」とは、日本放送協会が施設した以外の放送局をいう。

十 「放送事業者」とは、日本放送協会が一般放送局の免許を受けた者又はその請負者という。

十一 「受信設備」とは、各種の放送(外電線を含む)を行うに必要とするものをいう。

十二 「放送番組」とは、公衆に供する為に行われる電氣通信をいう。

十三 「放送の自由」とは、何人も法律に定める制限によるのでなければ、放送番組に干渉し又は妨害する事ができない。

第十四 (ニニース放送) ニニース放送は、左に掲げる原則に従わなければならない。

一 ニニース放送は、電波の妨害を受けないこととする。

二 ニニース放送は、電波の妨害を受けないこととする。

三 ニニース放送は、何等かの宣傳的意圖に合うよう着色をなしてはならない。

四 ニニース放送は、何等かの宣傳的意圖を以てして何れか一を特記し、その一部分を特に強調して何等かの宣傳的意圖を以てして行はれない。

五 ニニース放送は、何等かの宣傳的意圖を以てして行はれない。

又ハ展開させてゆかない。
 六、いかなるニュース記事も一部の事象又ハ部分を省略することによつて棄められてはならない。
 七、ニュース事項を記事にするに付、何等かの宣傳的意圖を設け又は長閑するようになり、一事の事項が不實に目立つような編集をしてはならない。
 八、時事評論、時事分析及び時事解説は、購格に前掲各條に従わなければならない。

(受信設備)
 第六條 無線電波法ハ大正四年法律第二十六號(中三條)の規定にかかわらず、何人も受信設備を設けし、放送を受信することができる。但しその受信機は、放送委員の定める最低技術要件を満すものであるなければならない。

第二章 放送委員会

(設置)

第七條 この法律の公正な實施を確保し、その目的を達成するため、内閣總理大臣の所轄の下に放送委員会を置く。
 一 放送委員は、内閣總理大臣の所轄の下に、内閣府の外局とし、設立してその権限を行ふ。
 二 放送委員の組織は、その権限を執行するに必要と認められる範囲内において、内閣總理大臣の議決を経て定められる。委員の任期は、第一條に規定する任期に從つて定められる。

(一時的権限及び職責)

第八條 放送委員は、別に規定するものの外左に掲げる一時的権限及び職責を有する。
 一 この法律によつて委託された権限及び職責を執行するため、放送委員會規則を制定すること。放送委員會規則は官報で公布する。

① 放送委員の組織
 ② 放送委員の職責

又ハ展開させてはならない。
 六、いかなるニュース記事も一部の事實又ハ部分を省略することによつて歪められてはならない。
 七、ニュース事項を記述するに付、何等かの宣傳的意圖を説く又は見解を示すように、一少の事項が不實に目立つような編集をしてはならない。
 八、時事評説、時事分析及び時事解説は編輯に前掲各條に従わなければならない。

(國際放送)
 第五條 國際放送は、國際親善を營するものであつてはならない。外國に於いて放送する目的で國內で番組を編集する場合は同様とする。
 (目的外使用の禁止)
 第六條 放送設備及び受信設備は、前掲各條又ハ本條を以て目的以外に使用してはならない。

第二章 放送委員会

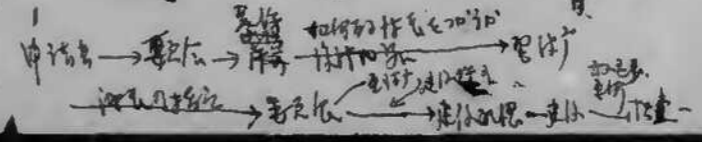
(設置)
 第七條 この法律の公正な實施を確保し、その目的を達成するため、内閣は大臣の所轄の下に放送委員会を置く。
 一、放送委員は、内閣の所屬とし、獨立してその職務を行う。
 二、放送委員は、その職務を執行するに當り、第二條及び第七條に規定する事項の議決を附する権利を有する。委員は、第一條に規定する本則に従わなければならない。

(一時的権限及び職責)
 第八條 放送委員は、別規程で規定するものの外に掲げる一時的権限及び職責を有する。
 一、この法律によつて委託された権限及び職責を執行するため、放送委員規則を制定すること。放送委員規則は官報で公布する。

① 第九條の改正
 ② 第十條の改正
 → 第九條の改正

二 放送局の免許及び使用の承認を與え、拒否し、取消し更新を許可し
 又は免許事項の変更を許可する一切の権限。この権限は、電波法の有
 するに於て、電波法及び使用許可法による権限と協同して行われなければなら
 ない。電波法（昭和二十三年法律第...）の規定に拘はらず、電波
 法に對する最終的決定権を有するものでない。

前條の行う施設許可及び使用許可に關しては、電波法、技術的
 用の高基準を確保し、他の無線通信に對する妨害を防止し必要を放
 送局の技術的設備及び技術運轉の統制の範圍を越えて行われなければならない。
 前條の行う放送局の施設許可、使用許可及び周波数の指定及びそ
 の變更に對する申請及びそれらの條件で放送局を運轉するに關しては、
 一切の申請並びにこれらに關する交渉は、すべて放送委員に
 され、放送委員會において處理される。
 放送委員會は、電波法に對して、放送局の施設許可及び使用許可の
 手続を掌する。この場合においても電波法は、前條の規定に嚴格に従つ



て、放送委員會の申出を迅速に處理しなければならぬ。
 申請者によつて放送委員會以外の者に提出された放送局に關するいか
 なる申請も、電波法によつて受理され且つ處理されることはない。

八
 本
 電波法の規定は、放送委員會の申出を迅速に處理しなければならぬ。
 申請者によつて放送委員會以外の者に提出された放送局に關するいか
 なる申請も、電波法によつて受理され且つ處理されることはない。

放送設備及び受信設備に關し、必要を最低技術條件を制定すること。
但し、使用電波の型式、周波数の確保、電波の質、及び受信設備に關する事項については、少くとも電波法の定める技術基準を滿すものでなければならぬ。

この法律の目的達成上、法令の制定又は改廢に關し意見あるときは、その意見を内閣總理大臣に提出すること。
他の行政廳の所管に關する事項であつて、この法律の目的達成上必要を事項については、所轄行政廳に必要を報告するものとす。

放送事業者は、必要を報告若しくは資料の提出を命じ又はその帳簿その他の記録を調査すること。
この法律に從つて行われる放送を専らとし、これを第一條に制定する下級の政令に照して分ちし無効にしてこれを前條に内閣總理大臣及び外務省に送附せしむること。

其十一

現在及び將來の放送政策に關し、左に掲げる重要問題を調査し、且つ

公衆の利用でざる報告書を以て内閣總理大臣に報告すること。
放送地域の擴充及び公衆のあらゆる分野によつて公平に受信されるように放送業務を改善すること。

番組編成の自由を具現する方法及び自由な表現を行うための不審不慮且つ公共的領域として放送業務を容易にし且つ利益を得るようにする方法。

特許の利益を代表するものとする政治的、経済的、社会的その他團體にも支配されぬ放送企業に責任ある組織形態の維持

放送業務の改善に重大な關係のある政府各機關の機能の充實

放送業務の進行の手續の簡便

放送業務の決定

教育の目的のためにする放送の利用

國際放送業務を管理する目的、組織及び方法の決定

Regulation

放送設備及び受信設備に關し、必要を最低技術條件を制定すること。
但し、使用電波の型式、周波数の確定、電波の質、及び受信設備に關する事項については、少くとも前波線の定める技術基準を満すものでなければならぬ。

この法律の目的達成上、法令の制定又は改定に關し意見あるときは、その意見を内閣総理大臣に提出すること。
他の行政廳の所管に關する事項であつて、この法律の目的達成上必要な事項については、所管行政廳に必要を報告すること。

放送事業者は、必要を報告若しくは資料の提出を命じ又はその帳簿その他の記録を調査すること。
放送設備又は受信設備を検査すること。
不法に施設された放送設備を撤去し、若しくはその除却を命ずること。
電波の干渉のある事柄に關する、國內及び國外の時宜に處し、且つ電波の干渉ある情報を入手し、これを第一條に規定する十條の政令に照して分析し及び解釋すること。

第十四

現在及び將來の放送政策に關し、左に掲げる重要問題を調査し、且つ公衆の利用できる報告書を以て内閣総理大臣に報告すること。
放送地域の擴充及び公衆のあらゆる分野によつて公平に受信されるよう、放送業務を改善すること。

放送業務の自由を具現する方法及び自由な表現を行うための不利益を減じ、公共的の利益として、放送業務を容易し、且つ公平に利益を享受するようする方法。

放送の利益を代表するものとする政治的、経済的、社会的その他各團體にも支配されない放送企業の責任ある経営形態の維持、放送業務の改善に重大な關係のある政府各機關の機能の充實、放送の決定、改善を命ずる事。

教育の目的のためにする放送の利用
国際放送業務を管理する目的、組織及び方法の決定

Regulation

六 庶政事務、模範、電報その他事務の送達業務の開始

四 其他委員會が重要と認める送達政策上の諸問題
送達に關する時の政策の進展を促すこと及びそれらの政策に關する命令を立案し又はこれを建言すること。

四十一 委員會は、その職責を果しその事務を行ふに當つては、左に掲げる事項を守らなければならぬ。
亦長官指導

四 政府機關又は民間機關の送達業務、送達施設及び資料（統計資料を含む）を最大限に利用すること。

中 必要と認める場合は、農業、工業、金融、労働、産業、教育、地方自治等の団体の代表者等の意見を徴する。

六 個人又は団体によつて行はれる入付の送達に關する規定を緩和し及び援助すること。

四 位の政府機關から渡時總會される送達に關する問題を検討する。

十 二 送達業務の範圍、事務に關し、その改善を期すこと、
送達業務の進行に必要あるときは、この法律の範圍外の事項に關し、他の法律によつて規定をせしむることを、

政府機關、民間機關、団体又はその職員若しくは個人に對し、送達業務に、又は必要なる報告、情報若しくは資料の提出を求めらるること。

十 三 送達を最良に、その職務を行ふため必要あるときは、前條に掲げる者又は學識経験ある者に對し必要なる調査を依頼すること。

○ 届渡郵便調、模範、電報その他種々の放送業務の開始
 附定

四 其他委員會が重要と認める放送政策上の諸問題

十 放送業務の促進を促すこと及びそれらの政策に關する
 なる指令を立案し又はこれを建議すること。

四 委員會は、その職責を果しその事務を行うに當つては、左に掲げる事項を守らなければならぬ。

ハ 政府機關又は民間機關の放送業務、放送施設及び資料（統計資料も含む）を最大限に利用すること。

イ 必要と認める場合は、陸軍、工業、金融、貿易、農業、教育、

地方自治等の團體の代表者等の意見を聴くこと。
 個人又は團體によつて行はれる個人としての放送の業務に關する研究
 奨励し及び援助すること。

四 位の政府機關から臨時照會される放送に關する問題を檢討する

四。D。

（印）
 陸軍省
 逓信省
 内務省
 農商務省
 文部省

委員等は、この法律の範囲内の事項に關し、自己の發意により

本を以て十分な確證を有するものとす。

調査した案

關係資料を添附して、記述した

決定又は結論を關係資料を添附して、記述した

事務を電報應に委託することができらる。

事務を電報應に委託することができらる。

事務を電報應に委託することができらる。

事務を電報應に委託することができらる。

事務を電報應に委託することができらる。

事務を電報應に委託することができらる。

事務を電報應に委託することができらる。

事務を電報應に委託することができらる。

事務を電報應に委託することができらる。

事務を電報應に委託することができらる。

事務を電報應に委託することができらる。

事務を電報應に委託することができらる。

事務を電報應に委託することができらる。

事務を電報應に委託することができらる。

事務を電報應に委託することができらる。

事務を電報應に委託することができらる。

事務を電報應に委託することができらる。

事務を電報應に委託することができらる。

事務を電報應に委託することができらる。

事務を電報應に委託することができらる。

事務を電報應に委託することができらる。

事務を電報應に委託することができらる。

事務を電報應に委託することができらる。

事務を電報應に委託することができらる。

事務を電報應に委託することができらる。

事務を電報應に委託することができらる。

委員等は、この法律の範囲内の事項に關し、自己の發意により

本を執行する十分な権限を有するものとする。

委員等は、調査した案

を、調査の決定又は結論を關係資料を添附して、記述した

りし、必要ならぬ。

國際的又は地域的協定に關する放送政策を決定し、委員會が必要

を認めるときは、これに附加すること。

2 放送委員會は、前項第七號の放送設備又は受話設備の検査に關する

事務を電波廳に委託することができらる。

3 放送委員會は、第一項第六號の調査又は同項第七號の検査を行

ふるときは、その身分を證明する議票を携帯せなければならぬ。

（構↑成）

放送委員會は、委員五人を以て、これを組織する。

委員の長、一人を委員長、一人を副委員長とする。

（委員の任命）

第十條 委員は、公益の利益に關して公正な判断をすることができ、且つ

卓越した能力を有し、年齢三十五年以上の者の中から、

軍令の承認を経て、内閣總理大臣がこれを任命する。

2 左の各號の一に該當する者は、委員となることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復讐を得ない者

二 禁錮以上の刑に處せられた者又は第七章に規定する罪を犯し、刑に

處せられた者

三 國家公務員であつて懲戒免職の處分を受け、當該處分の日から二年

間経過した者

四 日本國憲法又はその下に成立した政

黨の綱領を主張する政黨その他の團體を結成し、

これを維持し、或はこれに關して、

この法律の施行の日に前一年間において、これに該當した者を

委員に任命する範囲は、放送委員會規則でこれを定める。

七 放送用送信機又は受信機 (附随機器を含む。) の製造業者 (販
賣業者、放送設備の構築業者、放送事業者若しくは放送設備の所
有者これらの者か法人であるときはその他名稱の如何にかかわらず
これら同等以上の職権又は支配力を有する者、又はそれらの事業に
非難上重大な利害関係がある者、若しくはその事業の株式の十分の一
以上を所有する者) (任命の日以前一年間においてこれに該当した者
を含む。)

八 前號に掲げる事業の同種團體の役員その他名稱の如何にかかわ
らずこれら同等以上の職権又は支配力を有する者 (任命の日以前一
年間においてこれに該当した者を含む。)

九 放送を利用する事業者若しくは主として放送に依存する事業者又は
これらの役員であるときはそれらの役員その他名稱の如何にか
かわらずこれら同等以上の職権又は支配力を有する者 (任命の日

以前一年間においてこれに該当した者を含む。)

3 委員の任命については、その中の三人以上が同一の政黨に屬する者
となることとなつてはならない。

ハ 宣誓及び服務)

第十一條 委員は、任命後、最高裁判所長官の面前において、成規の宣
言書に署名してからでなければその職務を行つてはならない。

2 國家公務員法第三章第七條の規定は第九十七條、第三百三條、第四百
條、第四百六條の規定を除く外、委員にこれを準用する。

ハ 委員の禁止)

第十二條 委員は、他の職に就くことができない。

ハ 任期)

第十三條 委員の任期は五年とする。但し、補欠の委員は前任者の殘任期
間在任する。

2 委員はこれを再任することかできる。

(退任職)

第十條 委員は、左の各號の一に該当する場合には、當然

退任するものとする。

一 第十一條第二項各號の一に該当するに至つた場合

二 内閣総理大臣の訴追に基き、公開の審判によつて、罷免を可とするに決定された場合

2 前項第二號の規定による彈劾の事由、左に掲げるものとする。

一 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないこと。

二 職務上の義務に違反し、その他委員たるに適しない非行があること。

(罷免)

第十六條 委員のうち三人以上の者が、同一政黨に屬するに至つた

場合においては、内閣総理大臣は、兩院の承認を経て、同一政黨に屬する委員を二人以内にするための十分な数の委員を罷免する。

(彈劾)

第十六條 委員の彈劾の裁判は、最高裁判所においてこれを行う。

2 内閣総理大臣は、委員の訴追をしようとするときは、訴追の事由を記載した書面を最高裁判所に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の場合においては、同項に規定する書面の送付に係る委員に送付しなければならない。

2 委員はこれを再任することかできる。

(退任職)

第十條 委員は、左の各號の一に該する場合には、當然

退任するものとす。

一 第十一條第二項各號の一に該するに至つた場合

二 内閣総理大臣の訴追に當り、公開の彈劾手続によつて、罷免を可とするに決定された場合

2 前項第二號の規定による彈劾の事由、左に掲げるものとす。

一 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないこと。

二 職務上の義務に違反し、その他委員たるに適しない非行があること。

(罷免)

第十五條 内閣総理大臣は、國會の承認を経て何時でも三人以上の委員が同一政黨に所属するに至つた場合、これらの委員を罷免する。

2 前項の場合を除く外委員は、その意に反して罷免されることかなく。

(彈劾効)

第十六條 委員の彈劾の裁判は、最高裁判所においてこれを行う。

2 内閣総理大臣は、委員の訴追をしようとするときは、訴追の事由を記載した書面を最高裁判所に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の場合においては、同項に規定する書面の送付に係る委員に送付しなければならない。

- 4 最高裁判所は、二項の一面を受理した日から三十日以上九十日以内の間に於いて裁判開始の日を定め、その日の三十日以前までに内閣府理大臣及び訴訟に係る委員に、これを通知しなければならない。
- 5 最高裁判所は裁判開始の日から百日以内で判決を行わなければならない。
- 6 二項の裁判の裁判の千分は、裁判所規則でこれを定める。
- 7 裁判官は、その職務の責務とする。

十七日 委員は、任期満了して退任した場合には、退任時の俸給月額に在職月数は一律明細を提出し、そのうち各月次賞の最高俸給よりも少くない程度の報酬を受ける。

委員は、任期満了して退任した場合には、退任時の俸給月額に在職月数は一律明細を提出し、そのうち各月次賞の最高俸給よりも少くない程度の報酬を受ける。

委員は、任期満了して退任した場合には、退任時の俸給月額に在職月数は一律明細を提出し、そのうち各月次賞の最高俸給よりも少くない程度の報酬を受ける。

月数を乗じた額の四割相当額の範囲以内で、その功績の度に従い、放送委員会の議により決定した退職手當を受けることができる。

委員が、在職中死亡した場合も前項の額による。

(退職後の待遇の調整)

十八條 委員は、退任したときは、その退職後一年間は、第十條第二項第七項乃至第九項に掲げる職についてはならない。

第十九條 委員長及び副委員長は、委員の中から、内閣府理大臣がこれを命ずる。

- 2 委員長は、放送委員を代表し、その総議を主宰する。
- 3 副委員長は、委員長が専断あるときは、その職務を代行し委員長が

委員のときはその職務を行う。

（會議及び手續）

第二十二條 放送委員会は、放送委員會議規則の定めるところにより、一定の場所において、少くとも一週間に一回、定例會議を開催することを常例としなければならぬ。但し、必要ある場合においては、定例以外の會議は他の場所において開催することができる。

一 放送委員會議の會議は、委員長又は副委員長若しくはその兩者を含み、少くとも二委員長事務があるときは副委員長一三人以上の委員の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

二 放送委員會議の會議の議事は、出席委員の過半数を以てこれを決する。

三 會議の議事はすべて議事録として記録して置かなければならぬ。

四 この法律に別に規定する場合を除き、この記録は公衆の閲覧のため公開される。

開されなければならない。

五 事務局長又はその正當な代理人は、幹事として會議に出席し、前項の議事録の作成に當る。放送委員會議の會議の議事に關しその他必要な事項は、放送委員會議規則でこれを定める。

（事務局）

第二十三條 放送委員会に事務局を置き、放送委員會議の権限及び職務に關する事項に關する事務を掌らしめ、之を執行する。

二 放送委員會議は、命令の定めたる範囲内で、電波廳地方電波管理局に屬する事務の一部を分掌させることができる。

三 放送委員會議は、前項の事務につき、電波廳地方電波管理局を指揮監督する。

第二十四條 放送委員會議は、内閣府長官の任命し、國會に對し、毎年

委員のときはその職務を行う。

(會議及び手續)

第二十条 放送委員會は、放送委員會規則の定めるところにより、一定の場所において、少くとも一週間に一回、定例會議を開催することを常例としなければならぬ。但し、必要がある場合においては、定例以外の會議は他の場所において開催することができる。

二 放送委員會の會議は、委員長又は副委員長若しくはその兩者を含み、少くとも、本部長事務があるときは副委員長一人以上の委員の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

三 放送委員會の會議の議事は、出席委員の過半数を以てこれを決する。
四 會議の議事はすべて議事録として記録して置かなければならぬ。
五 この法律に別に規定する場合を除き、この記録は公衆の閲覧のため公開されなければならない。

五 事務局長又はその正當な代理人は、幹事として會議に出席し、前項の議事録の作成に當る放送委員會の會議の議事に關しその他必要な事項は、放送委員會規則でこれを定める。

(事務局長及び地方事務局長)
第二十一条 放送委員會は事務局長を置き、放送委員會の権限に關する事項に關する事務を掌らしめる。

二 放送委員會事務局長の事務の一部を分掌させるため、地方事務局長を置く。地方事務局長の名稱、位階、所掌事務の範圍及び管轄區域は、政令でこれを定める。

(放送政策の報告)

第二十二條 放送委員會は、内閣總理大臣を經由して、國會に對し、毎年

常會開會後六十日以内に、この法律の施行状況及び左に掲げる事項を記載した放送政策報告書を提出しなければならない。

- 一 放送の現状 その現状、放送に關する組織、施設、提供業務の分布及び財政並びに放送に關連して國民に重要な影響のある社會的、政治的、政治的、文化的その他一切の一般的事象を含むものとする。
- 二 放送の將來の發展に重大な影響のある技術的、工學的、經濟的、文化的の事項の現在及び將來の進歩及び推移。
- 三 放送業務の管理條件を規定して、國の政策に關する勸告に基き、法律によつて設定された政策、監督組織、運営組織又はその職務の遂行につき申出のあつた變更を實現するための法規の制定及び改廢に關する建言。
- 四 その他この法律の目的達成に關連すると思はれる重要事項。

2 放送委員會は、第三十條に掲げる日本放送協會の毎事業年度の貸借對照表、財産目錄、損益計算書を内閣總理大臣を經由して國會に報告するに當り、これを公告しなければならない。

3 放送委員會は、前二項に掲げる場合の外、必要と認められた場合又は國會の要求あつた場合は、放送に關連する事項につき附屬報告又は特別報告を、内閣總理大臣を經由して、國會に提出しなければならない。

第三章 日本放送協会の設立

(協会の設立)

第二十三條 放送を公共の利益の爲に行うことを目的として

日本放送協会(以下協会という)を設立する。

2 協会は法人とし、動産、不動産及びその他の財産を保有することと
ができる。

三五条了

併し、剰餘金その他の収入ある場合はそのすべてを協会の目的達成
のためにのみ用いなければならぬ。

(協会の業務)

第二十四條 協会は、前條の目的を達成するため、左に掲げる業務を
行う。

- 一 國權を興えられたライオンズは、企業のためには、企業のためには、
行ふことを目的として、地方の地場的及び全国的放送施設を設置
し、維持し及び運用すること。

二 標準放送及び遠放放送により、国際放送を行うため必要な政府
の提供する施設を使用し又は提供し、又は放送局を購置し、これを
運用すること。

三 放送番組を編集し、放送すること。

四 放送番組編集上必要な設備、音楽関係等の維持養成及び助成を
すること。

五 協会のより放送せられることを主な目的とする公開演奏、その
他の娯樂の催を経営し提供し又は提供すること。

六 放送の普及発展に必要な出版をすること。
但し、協会の研究
の進歩発展に必要な研究、治験、技術の密接に關連する
ものに限られ、且つ、他のいかなる種々の事業とも重複しないものに限
られる。

七 協会の研究施設及び播送の大規模な重複を避けるために、
究又は實用化の契約をし、又は取組むることとができる。

ハ ニュース及び情報を採択すること及び通事社を設立し又これに参加すること。

九 協会の目的達成を助長するため、文學、音楽その他の準能作品の著作権を取得すること及びそれらの記録を作成すること。

十 著作権を行使し、使用を承認し又は利用すること。但し、前記の目的以外で著作権を公演その他の自由のために使用すること本連帯協定に認めらるるのではない。

十一 特許を申請して取得し、又は買収その他の方法で取得すること及び協会の目的達成に有効な發明に關係ある秘密其の他の情報を專用し又共同する實施権を取得する契約をすること。

十二 法律で制限された場合を除き、協会の事業費、前記事業及びその家族の福利に必要とする資金、施設、基金、信用及びその他の利益を決定し、助成すること及びそれらのものの退職金庫及びその他の手筈の利益を設け並びにそれらのものの福利のための支出を

を為すこと。

(事務所)
第二十五条 協会は、主たる事務所を東京都に置き、従たる事務所を必要の地に置くことができる。

(定款)
第二十六条 協会は、定款を以て、左の事項を規定しなければならぬ。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 資産及び会計に関する事項
- 五 役員及び理事會に関する事項
- 六 証券債券發行に関する事項
- 七 公告の方法
- 八 定款改正の手續に関する事項

定款及びその変更は、放送委員會の認可を受けなければならぬ。

(登記)

第二十七条 協会は、左の事項を登記しなければならぬ。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所
- 四 設立の年月日
- 五 役員の名及び住所

前項に定めるものの外、登記に關して必要な事項は、放送委員會規則でこれを定める。

第一項の規定によつて登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これを以て第三者に對抗することが出来ない。

(役員)

第二十八条 協会は役員として、理事七人、監事二人を置く。

めくれず

監事のうち一人を會長、一人を副會長とする。

（理事會）

二十九條 理事を以て、理事會を構成する。

理事會は協會の重要業務を審議する。

（役員の職務）

三十條 會長は協會を代表し、その業務を總理し、理事會を主宰とす。

副會長は、會長に、事故のあるとき其の職務を代行し、會長が

缺員のときは、その職務を行う。

副會長及び理事は、會長を補佐して協會の業務を掌理する。

理事は、協會の業務を監査する。

（役員の任命）

三十一條 會長、副會長及び他の五名の理事は放送に關して指權

を有する年令三十五年以上の者の中から、放送委員會が多數投票に

（IDの取扱い）
IDの取扱いについては、放送委員會が多數投票に

より協會の同意を経て、之を任命する。

監事は、事業計理に關して意見を有する者の中から放送委員會が

これを任命する。

役員（監事を除く）の任命については、第十條第二項の各款及び

第三條の規定を準用する。但し同條第二項第七號のうち放送事業者及

び放送施設の所有者又は、これらの者が法人であるときは、その役

員の他名簿の如何に拘らずこれを同等以上の職權又は支配力を有

する者を除き、同條第三項の「三人以上」とあるのを「四人以上」、

と改定する。

（役員の変更）
三十二條 役員は、其の任期満了の時、又は、補充の役員は、前任

者の任期満了の時、又は、補充の役員は、前任

者の任期満了の時、又は、補充の役員は、前任

（役員の変更）

第三十三條 協會の役員は、放送委員会の承認した場合を除くの外、他の職に就くことができない。

一 役員の変更

第三十四條 役員は第三十條第二項各號の一に該當するに至つた場合に於いては、當然退職するものとする。但し、第七號の放送事業者及び放送設備の所有者又はこれらの者が法人であるときは、その役員その他名稱如何に拘らず、これと同等以上の職權又は支配力を有する者を除く。

一 解任

第三十五條 放送委員会は、前會の承認を経て、左に掲げる協會の役員を解任する。

- 一 理事のうち四人以上が同一の政黨に所屬するに至つた場合
- 二 職務上の義務に違反し又は職務を怠つた役員

（民法等の準用）

第三十六條 民法第四十四條、第五十條、第五十四條及び第五十七條

（放送局の施設）

第三十八條 協會が、第二十四條第一号の放送局を施設し、運営し

ようとするときは、放送委員会の許可を受けなければならぬ。

第三十九條、第四十條、第四十一條、第四十二條、第四十三條、第四十四條、第四十五條、第四十六條、第四十七條、第四十八條、第四十九條、第五十條、第五十一條、第五十二條、第五十三條、第五十四條、第五十五條、第五十六條、第五十七條、第五十八條、第五十九條、第六十條及び第六十一條の規定は、前項の場合にこれを準用する。

協會は、使用承認の日より五年を経過したとき及びその後は一年毎に放送委員会に対し、使用承認更新の申請をしなければならぬ。

第六十一條第二項及び第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第三十三條 協会の役員は、放送委員会の承認した場合を除くの外、
他の職に就くことができない。

（役員の変更）

第三十四條 役員は第三十條第二項各號の一に該当するに至つた場合に
おいては、當然退職するものとする。但し、第七號の放送事業者及
び放送設備の所有者又はこれらの者が法人であるときは、その役員
その職名稱如何に拘らず、これと同等以上の職權又は支配力を有す
る者を除く。

（解任）

第三十五條 放送委員会は、前條の承認を経て、左に掲げる協会の役
員を解任する。

- 一 理事のうち四人以上が同一の政黨に所屬するに至つた場合にお
けるこれらの理事
- 二 職務上の義務に違反し又は職務を怠つた役員

（民法等の準用）

第三十六條 民法第四十四條、第五十條、第五十四條及び第五十七
條並びに非訟事件手続法第三十五條第一項の規定は、協会にこれを
準用する。

（放送局の施設）

第三十七條

(受信料)

第三十九條 協會は、商會によりて選定された種別の事務を受信することのできる受信設備を委託した者から、受信料を徴収することができる。但し、前項の受信料は、その受信料を目的とし、無縁取崩及び慈善抄送との他、公衆の目的の達成に供する受信設備であつて、別に放送委員会並國で定むるものは、この限りでない。

する。

3 放送委員会は、前項の場合においては、第六章に定める審理手續を經なければならぬ。

4 協會が、第一項の受信料の徴收方法その他に關し、受信者と締結する契約事項についてはあらかじめ放送委員会の認可を受けなければならぬ。これを變更しようとするときも同様とする。

協會は、受信料の徴收に關する事務を逓信省に委託することができ、委託を受けたる逓信省は相互協定の條件に従つて受信料の徴收を行う。

(貸借對照表等の承認)

第三十九條 協會は、營業年度毎に貸借對照表、財産目録及び損益計算書を作成し、毎營業年度經過後二ヶ月以内、これを放送委員会に提出し、その承認を受けなければならぬ。

(放送債券及び借入金)の認可

第四十條 協會は、放送設備の建設若しくは改修資金に充てるため、放送委員会の認可を受けて放送債券を發行することができる。

2 前項の放送債券の發行の限額は十五億圓とする。但し、二項に定めるものの外、放送債券に關し必要な事項については、放送委員会の規則の定めるところにより商法の社債に關する規定を準用する。

4 協會は借入金現在高一億圓を超えて借入金をしようとするときは、その度毎に放送委員会の認可を受けなければならない。

(受信料)

- 第三十八條 協會によつて提供された種類の放送を受信することのできる機械を装置した人から受信料を徴収することが出る。
 - 2 前項の受信料の額については、一年毎に放送委員会の認可を受けなければならぬ。一年内にこれを變更しようとするときも同様とする。
 - 3 放送委員会は、前項の場合においては、第六章に定める審理手續を經なければならぬ。
 - 4 協會が、第一項の受信料の徴收方法その他に關し、受信者と締結する契約事項についてはあらかじめ放送委員会の認可を受けなければならぬ。これを變更しようとするときも同様とする。
- 協會は、受信料の徴收に關する事務を逓信省に委託することができ、
- 委託を受けたる逓信省は相互協定の條件に從つて受信料の徴收を行う。

(貸借對照表等の承認)

- 第三十九條 協會は、營業年度毎に貸借對照表、財産目錄及び損益計算書を作成し、營業年度經過後二ヶ月以内、これを放送委員会の提出し、その承認を受けなければならぬ。
- (放送債券及び借入金)の認可
- 第四十條 協會は、放送設備の建設若しくは改修資金に充てるため、放送委員会の認可を受けて放送債券を發行することができる。
- 2 前項の放送債券の發行の限額は十五億圓とする。
- 二項に定めるものの外、放送債券に關し必要な事項については、放送委員会の規則の定めるところにより商法の社債に關する規定を準用する。
- 4 協會は借入金現在高一億圓を超えて借入金をしよとするときは、その度毎に放送委員会の認可を受けなければならぬ。

(放送の休止及び廢止)^{の取旨}

第四十四條 協會は、放送委員會の認可を受け有權ななければ、その放送局を廢止し又はその放送を休止することができない。但し、不可抗力に因り休止したときは、速かにその旨を、放送委員會に届出なければならぬ。

(放送に關する研究)

第四十五條 放送委員會は、放送の進歩發達を圖るため必要と認めるときは、協會に對し、第二十四條第七號の範圍内で事項を定めてその研究を命ずることが出来る。

2 前項の場合において要した費用は、國がこれを負擔する。

3 前二項の規定によつて行われぬ研究の成果は、全放送事業を含む公共の利益にならなければならない。

(會計監査等)

第四十三條 放送委員會は、協會に對し、その財産狀況の報告を命じ

又は所部の官吏を派遣して、その監査をさせることができる。

(國際放送の費用負擔)

第四十四條 協會の行う國際放送の經營は、國がこれを負擔する。

(協會の放送禁止事項)

第四十五條 協會は、時事に關し自己の意見を放送してはならない。

(番組の編集)

第四十六條 協會の番組の編集は、國民の娯樂を満すより最善の努力を練わなければならない。この目的を達成するため協會は、受信者の番組に對する意向を確めるため、科學的興論調査を定期的に行ひ、繼續して行はなければならない。

2 協會は、番組編集にあつては左記の條を遵守しなければならない。

- 一 受信者に對し、出来るだけ完全に公平な問題をなつてゐる事項を報道しなければならない。
- 二 編集者の意見を加えてはならない。

意見を公見の打ち立て... 意見を代表する者を紹介し... 意見を公見の打ち立て... 意見を代表する者を紹介し...

二、論争等... 意見を代表する者を紹介し... 意見を公見の打ち立て... 意見を代表する者を紹介し...

三、協会の適當と認めらるる方法... 成人教育放送及び學... 校放送を進展せしむること。

四、音樂、文學及び娯樂の分野において、
最も最善の文化的な番組を放送すること。

（勝者の番組公平）
第四十七條 協会の放送番組の編集は、政治的に公平でなければならぬ。

2 公選による公職の候補者... 其の政見の放送を許したとき又は選挙運動演説をさせたときは、その選挙における他の候補者に対して、同一時間敷を與へない。

これは日本放送協会の全放送網にも、個々の放送局にも適用せられぬ。

（廣告放送の禁止）
第四十八條 協会は表示方法の如何にかかわらず營業廣告を放送してはならない。

（財産に對する制限）
第四十九條 協会は、放送設備の全部若しくは一部の管理を委託し、貸出し、擔保を共し又は方法の如何に拘わらず他人の支配に屬させてはならない。

2 協会は、放送委員会の認可を受けなければ放送設備の全部若しくは一部を譲渡又は處分することができない。

（協会の免稅）
第五十條 協会には所得稅及び法人稅を課さない。
2 都道府縣、市町村又はこれに準ずる者は、協会の事業に對して、地方自治法...

地方税を課することができない。

(協会の土地收用権)

第五十一條 協会の營む放送事業は、土地收用法第二條の土地收用又は使用することのできる事業とし、同法を適用する。

(解散)

第五十二條 協会の解散については、別法でこれを定める。

不第四章 一般放送局

(免許)

第五十三條 一般放送局を開設しようとする者は、放送委員會の免許を受けなければならない。

(免許の申請)

第五十四條 前條の免許を受けようとする者は、申請書に、左に掲げる事項を記載した書類を添えて、放送委員會に提出しなければならない。

- 一 企業目録見本を添付し、その旨を記載する
- 二 放送の種類(國際放送であるときはその旨)
- 三 放送事項
- 四 放送設備の位置及び所有者
- 五 使用電波の型式及び周波數並びに放送電力

七 放送時間及び放送區域

八 工事落成及び放送開始の予定期日

九 その他放送委員會が必要と認めらるる事項

(免許申請者の資格)

第五十五條 左に掲げる者は、前條の免許を申請することができる。

- 一 日本の國籍がない者
- 二 外國政府又はその代表者
- 三 外國法人又は團體
- 四 法人又は團體であつて、日本の國籍がない者か、その代表者とあつてゐるもの
- 五 法人又は團體であつて、日本の國籍がない者か、その役員の一以上の一以上又は議決權の五分の一以上を占めるもの

(申請の審査)

第五十六條 放送委員會は、第五十八條に規定する申請書を受理した

ときは、前條及び左の各号に掲げる事項を考慮して、審査しな
ればならぬ。但し、第四條の事項を審査するについては、電波廳と協
議するものとする。

- 一 當該放送局の設置が第一條の規定に合致するものであること。
- 二 當該放送局の放送設備の技術的設計が、放送委員會規則の定
める最低技術條件を満すものであること。
- 三 當該放送事業の財政的基礎が、その企業を維持するに足るも
のであること。
- 四 電波廳の行う電波監理に支障のないこと。

2 放送委員會は、申請の審査に際し必要があるときは、申請者に対し
出頭又は資料の提出を求めることができる。

(申請の免許)

第五十七條 放送委員会は、前條の規定に基いて審査した結果、当該申請が、この法律の規定に適合するものであると認めるときは、申請者に対し、第五十三條に規定する免許を授ける。但し、免許の有効期間は五年とし、その後は一年毎に放送委員会に対し、更新の申請をしなければならぬ。

3 前項の期間は、第六十條に規定する使用承認の日からこれを起算する。

第五十八條 放送委員会、前條の場合において、第九條第一項第二号の規定に従い第五十四條に規定する申請書の写を添付して、電波法に對し、免許人に対する建設許可を申請する。

2 放送委員会は、前項の申請に對し、電波法の建設許可が與えられたときは、免許人に対し、(建設設備の建設承認を與える。この場合に於て、放送委員会は、当該設備の建設期日を指定することができる。

2 前項の申請書の提出の日を以て建設承認の日とする。但し、前項に於て期日を指定し、その期日までは落成しない場合は、放送委員会は、その遅延が不可抗力その他正當な事由によるものでないと認めるときは、その建設承認を取消することができる。

(設備の検査)

第五十九條 放送委員会、前條の規定によつて承認を與へた放送設備の工事が落成したときは、これを検査しなければならぬ。但し、無線電信法(法律第二十號)及びこれに基く命令に定める無線設備の検査については、電波法と共同してこれを行うものとする。2 前項の検査の結果、当該設備がこの法律の規定に適合していないと認めるときは、放送委員会は、免許人に對し、検査の期日を指定

（申請の免許）

第五十七條 放送委員会は、前條の規定に基いて審査した結果、当該申請が、この法律の規定に適合するものであると認めるときは、申請書に対し、第五十三條に規定する免許を與ふる。
2 前項に規定する免許の有効期間は、第六十條に規定する使用承諾の日から五年とし、その後是一年毎に放送委員会に対し更新の申請をしなければならない。

（建設承認）

第五十八條 放送委員会、前條の場合において、第九條第一項第二号の規定に従い第五十四條に規定する申請書の写を添付して、建設局に対し、免許人に対する建設許可を申請する。
（前條の規定に基いて免許をうけた入（以下免許人という。））

2 放送委員会は、前項の申請に基いて、電波法の建設許可が與えられたときは、免許人に対し、*（その建設許可を以て）*放送設備の建設承認を與ふる。この場合に於て、放送委員会は、当該設備の建設期日を指定することができる。

2 *（変更）* 前項に基いて期日を指定し、その期日までに落成しない場合は、放送委員会は、その遅延が不可抗力その他正當な事由によるものでないことを認めるときは、その建設承認を取消することができる。

（設備の検査）

第五十九條 放送委員会、前條の規定によつて承認を與えたる放送設備の工事が落成したときは、これを検査しなければならない。但し、無線電信法（*大正四年六月二十一日法律第十六號*）及びこれに基く命令に定める無線設備の検査については、電波法と共同してこれを行うものとする。
2 前項の検査の結果、当該設備がこの法律の規定に適合していないと認めるときは、放送委員会は、免許人に対し、検査の期日を指定

免許人
氏名

3 前記の通り、その設備を維持することができる。
前記の通り、その設備を維持することができる。
前記の通り、その設備を維持することができる。

(使用承認及び免許等)
第六十... 前記の規定によつて行つた検査の結果か、こ

の法に適合していると認めるときは、第九條第一項の二の
規定に従い、前記の通り、免許人に免許状を申請する。

2 前記の通り、前記の申請に對し、前記の通り、免許人に
免許状を申請する。

1 前記の通り、前記の申請に對し、前記の通り、免許人に
免許状を申請する。

載した免許状を交付する。
一 免許人の氏名

二 免許の有効期間

三 呼出符號及び呼出名称

四 放送の種類 (國際放送であるときはその旨)

五 放送學堂

六 放送設備の位置

七 所用電波の型式及び周波數並びに放送電力

八 放送時間及び放送區域

方式

免許人が免許状を申請するときは、前記の通り、免許人に
免許状を申請する。

免許人が免許状を申請するときは、前記の通り、免許人に
免許状を申請する。

免許人が免許状を申請するときは、前記の通り、免許人に
免許状を申請する。

前項の場合に於て、放送委員會は免許人に代つて第九條第一項の規定に従い電波專用に於し放送局の使用許可を申請する。

(免許の更新)

第六十一條 放送局の免許を受けた者か、免許の更新を申請しようとするときは、放送委員會にその申請書を提出しその許可を受けなければならぬ。

前項の申請は、免許の有効期間満了の日から六月以前八月を過さない期間において、これをしなければならぬ。

第十項の申請については、第五十六條及第五十七條の規定を適用する。

(免許の變更の申請)

第六十二條 一級放送局の免許を受けた者か、第五十四條第二條乃至第七條の事項の變更を申請しようとするときは、放送委員會にその申請書を提出しその許可を受けなければならぬ。

前項の申請については、第五十六條及び第五十九條の規定を適用する。

する。但し、第五十九條の規定の適用は、工事設計變更の場合に限る。

3 放送委員會は、第一項の申請を審査した結果法律の規定に適合し
てあると認めたとときはこれを許可し免許證の謄本記載事項を訂正し
なければならぬ。但し、工事設計變更の許可である場合は、第五
十九條の規定による審査に合格したときはこれを訂正する。

(免許等の拒否)

第六十三條 放送委員會は、申請書の提出が法律の規定に適合
してないとき、その申請を拒否する。

2 放送委員會は前項の場合においては第五章に定める審査手続を
なさればならない。

(廣告放送等)

第六十四條 一般放送局の免許を受けた者は、廣告放送をなし又は
放送時間を他人に譲渡する場合において、その料金を放送委員會

の面と共にこれを...

(候補者)

六十五條 補員の一般職...

(停止)

六十六條 一審裁判所の...

(名義の変更)

六十七條 一審裁判所は...

他人の支障に属する...

(免許の取消又は業務の停止)

六十八條 放送委員は...

の期間を定めて、業務の停止を命ずることができる。

一 第五十四條又は第六十二條に規定する申請書又はこれに添えた...

この法律又はこの法律に基づく...

第六十條に規定する他の法令又は...

正當な理由なく引続き一月以上...

但し、第五十條による場合を除く。

第五章 審理手続、再審理及び訴訟

(審理手続)

第六十九條 第三十八條、第六十三條及び第六十八條の規定により、取送

委員會が審理手続を行う場合は、第六十九條乃至第七十五條の規定する

ところによる。

取送委員會は、前項に掲げる場合の外、展分を行つたときは、必要と認

めるときは、取送により前項の審理手続を行うことができる。

(審理手続の開始)

第七十條 審理手続の開始は、申請人及び取送委員會の必要と認めら

るに對し、議決の要旨、審理期日及び場所並びに出頭を求める旨を記し

した審理開始通知書を送達してこれを行う。

前項に掲げる以外の者で、審理の結果に利害關係を有すると思料する

者は、關係人として、この手続に参加することができる。

(代理人)

第七十一條 申請人若しくは關係人は、辯護士その他適當と認める者を代

理人に選任することができる。

(調査)

七十二條 取送委員會は、審理上必要と認めるときは、申立により又は

職權を以て、申請人若しくは關係人を審理し、又は参考人に出頭を要

して審理し、且つ、これらの者より意見を徴し若しくは報告させること

を要する。

取送委員會は、審理上必要と認めるときは、申立により又は職權を以

て、左に掲げる行為をすることができる。

一 帳簿書類その他の物件の所持者に、その提出を求めること。

二 申請人若しくは關係人の取送届その他の必要な場所を臨んで、設備、

業務、帳簿書類その他のについて當地を調査すること。

三 取送委員會の職權として、前項の行為をさせる場合は、その旨の調査

を携帯させなければならない。関係人若しくは参考人若しくは参考人若しくは

第一項に定める参考人は、取送委員會規則の定めるところにより、所

要の費用及び手當を請求することができる。

(主張と立証)

第七十三條 申請人若しくは關係人の自己の主張を述べ、證據を甲出で、且つ、前條第一項により出頭し申請人、關係人若しくは參考人を取問することができる。

(審理の公開等)

第七十四條 審理は、これを公開しなればならない。但し、個人の秘密を保つため、又は公益上必要あるときは、この限りでない。

審理は、委員長(委員長事故あるときは、副委員長以下同じ)がこれを指揮する。

審理に際しては、調書を作製しなればならない。

(處分の議決及び通知)

第七十五條 放送委員會が、審理手続を終つた後、處分を決しなるときは、委員及び三人以上の委員の合議によらなければならぬ。

前項の合議は、出席委員の過半数を経て、これを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

前項の合議は、これを公開しない。

第一項の議決は、處分の、書面によりこれを通知しなればならぬ。

前項の通知書は、放送委員會の認定した事實及び理由を示さなければならぬ。

處分の効力は、通知書が送達されたときから生ずる。

(再審理) 不服の申立て

第七十六條 放送委員會の處分に不服のある者は、充分な理由があるときは、再審理を申請することができる。

再審理の申請は、處分の通知を受けた日から三十日以内、理由を記載した再審理申請書を放送委員會に提出して、これを行わなければならない。

再審理の申請は、原處分の執行を停止しない。但し、放送委員會が必要と認めるときは、この限りでない。

(申請の却下)

第七十七條 移送委員會は、再審理申請書に差支、再審理を行ふ充分の理由がないと認めたる時は、申請書を受理した日より三十日以内に申請書を却下することが出来る。

2 前項による却下は、通知書により、これを申請人に通知する。

(再審理の開始)

第七十八條 前條により却下する場合を除き、移送委員會は、申請書を受理した日より三十日以内に再審理を開始しなければならぬ。

(審理手続規定の準用)

第七十九條 第七十條乃至第七十二條の規定は、再審理にこれを準用する。

(決定)

第八十條 移送委員會が、再審理を終了したときは、決定を以て、原處分を維持し若しくは変更し又は取消す。

2 第八十三條各項の規定は、前項の決定にこれを準用する。

決定書は、委員及び合議に出席した委員が、これに署名捺印しな

ければならぬ。

4 決定書は、少くも意見を附記することが出来る。

第八十一條 移送委員會の處分に對しては、再審理を申請した後でなければ裁判所に對し、訴を提起することが出来ない。

2 前項の訴に關しては、移送委員會を被告とする。

3 訴の提起は、再審理申請却下の通知書又は再審理による決定書の送達を受けた日より三十日以内に行わなければならない。

4 再審理申請の却下に對する訴は、東京地方裁判所の管轄に屬する。

5 決定に對する訴は、東京高等裁判所の管轄に屬する。

(決定の効力)

第八十二條 訴の提起は、原分又は決定の執行を停止しない。但し、裁判所が必要と認めるときは、これを限りでない。

(記録の送付)

第八十三條 決定に對する訴の提起があつたときは、裁判所は、

送券員會に對し管轄事務の記録の送付を求めなければならぬ。
(尋常認定の拘束方)

第八十四條 前條による訴訟についての、送券員會の認定した事案は、これを立証する充分な證據があるときは、裁判所を拘束する。

前項に規定する充分な證據の有無は裁判所がこれを判断するものとする。

(事件の差戻)

第八十五條 裁判所は、決定を差戻することを相違と認めるときは、べき諭を指示して、事件を送券員會に差戻すことができる。

(決定の取消及び変更)

第八十六條 裁判所は、決定が左の各款の一に於たる場合は、これを取消し又は変更することができる。

- 一 決定が訴訟の目的を達しない場合
- 二 決定が憲法その他の法令の趣意に反する場合

裁判所は、決定の内容が、憲法その他の法令の趣意について相違に過ぎ

ぎ又は不協であると認めるときは、これを差戻することができる。

(規則委任事項)

第八十七條 この法律に定めるものを除き、裁判所はこの法律に定める訴訟手続の細則を制定し、これを定める。

第六章 罰則

不法建設の罪

第八十條 第五十七條第一項、第三十七條に於て準用する場合を含む。一の免許を受けないで放送設備をした者は、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

2 前項の未遂罪はこれを罰する。

「本法違反の罪」

第八十條 左の各款の一に該當する者は、三年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に處する。

- 一 第三十七條第一項又は第五十七條第十項の規定による許可又は免許を受けないで放送した者
- 二 第六十條第一項、第三十七條に於て準用する場合を含む。一の規定による使用承認がないのに放送した者
- 三 第六十二條、第三十七條に於て準用する場合を含む。一の規定

による許可を受けないで業務事項を變更し放送した者

第六十八條の規定により業務を停止された後放送した者

「目的外使用の罪」

第九十條 第六條の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に處する。

「風俗破壊事項放送等の罪」

第九十條 放送設備によつて風俗を害する事項を放送した者は、二年以下の懲役又は五萬圓以下の罰金に處する。

2 放送設備によつて、日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企及し、又はその企及を煽動し、又はその企及を援助した者は、三年以下の懲役又は五萬圓以下の罰金に處する。

第九十條 協会の役員又は職員が、その職務に關し、賄賂を收受し又はこれを要求若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は五萬圓以下の罰金に處する。

2 前項に規定する賄賂を供與し又はその仲介若しくは約束をしたときは、同項の罰に處する。

同項の罰に處する。

「不法建設の罪」

第八十條 第五十七條第一項、第三十七條に於て準用する場合を含む。一の免許を受けないうて放送設備をした者は、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

2 前項の未遂罪はこれを罰する。

「不法放送の罪」

第八十條 左の各款の一に該當する者は、三年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に處する。

- 一 第三十七條第一項又は第五十七條第十項の規定による許可又は免許を受けないうて放送した者
- 二 第六十條第一項、第三十七條に於て準用する場合を含む。一の規定による使用承認がないのに放送した者
- 三 第六十二條、第三十七條に於て準用する場合を含む。一の規定

による許可を受けないうて、業務事項を變更し、放送した者

四 第六十八條の規定により業務を停止された後放送した者

「目的外使用の罪」

第九十條 第六條の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に處する。

「風俗破壊、私事項放送等の罪」

第九十條 放送設備によつて風俗を害する事項を放送した者は、二年以下の懲役又は五萬圓以下の罰金に處する。

2 放送設備によつて、日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する放送をした者は、七年以下の懲役に處する。

「就職制限違反の罪」

第九十七條 第十九條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

一 報告又は届出義務違反等の罪
第九十三條 第八條第一項第二號、第四十一條但書、第四十三條又は第六十六條による報告資料の提出若しくは届出を怠り又は虚偽の報告資料を提出し若しくは虚偽の届出をした者は、六月以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

一 業務執行妨害の罪
第九十四條 第八條第一項第三號若しくは第九十條、第四十五條又は第七十二條第五項第三號により、官吏が調査、検査又は監査する場合、これを拒み、妨げ若しくは忌避した者は、六月以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

一 兩罰規定
第九十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し第八十八條乃至第九十條、第九十條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對しても各本條の罰金を科する。

一 出頭、陳述をしない罪等
第九十六條 左の各號の一に該當する者は、これを五百圓以下の過料に處する。

- 一 第七十二條第一項の規定による申請人、關係人又は参考人に對する處分に違反して出頭せず、陳述をせず若しくは虚偽の陳述をし又は報告をせず若しくは虚偽の報告をした者
- 二 第七十二條第五項第二號による物件の所持者に對する處分に違反して物件を提出しな者

第九十七條 第九十六條第一項の申請人、關係人又は参考人に對する處分に違反して出頭せず、陳述をせず若しくは虚偽の陳述をし又は報告をせず若しくは虚偽の報告をした者は、これを五百圓以下の過料に處する。

(有線放送)

第九十七條 公衆の受俾に供する目的を以て、電線路を使用して電
事、教養、演藝等に関する事項を傳送するものにしては、第三
條、第四條、第六條、第五十五條、第六十四條及び第六十八條
(免許の取消の場合を除く)の規定を準用する。

(改 廢)

第九十八條 内閣總理大臣は、この法律施行の日から五年以内にお
いて、國會議員の放送に關し意見ある十五名以上の委員からなる
審議會を設置して、放送に關する政策を調査せしめ、この法律の

存続、改正又は廢止についてその報告を求め、且つ放送委員會の
意見を徴さなければならぬ。

- 2 内閣總理大臣は、前項の期間内において必要があるを認めるとき
は、尙時でも前項の規定による報告及び意見を修正し、或は廢止
する。
- 3 前二項の場合に於ては、審議會が、衆議院、参議院、衆議院、参議院の法律を改正又は廢止
すべきことを報告したときは、内閣は、速かにその法律案を報告
書及び意見書の各原本と共に、國會に提出しなければならぬ。

11
*
2

↑第七卷 雜 卜則

(有線放送)

第九十七條 公衆の受俾に供する目的を以て、電線路を使用して特
事、教養、演藝等に關する事項を傳送するものに關しては、第三
條、第四條、第五條、第五十五條、第六十四條及び第六十八條
(免許の取消の場合を除く)の規定を準用する。

(改、廢)

第九十八條 内閣總理大臣は、この法律施行の日から五年以内にお
いて、國會議員の放送に關し意見ある十五名以上の委員からなる
審議會を設置して、放送に關する政策を調査せしめ、この法律の

存続、改正又は廢止についてその報告を求め、且つ放送委員会の
意見を徴さなければならぬ。

2 内閣總理大臣は、前項の期間内において必要があるを認めるとき
は、何時でも前項の規定による報告及び意見を徴することができる。
審議會を設置し、その報告を徴する。

審議會を設置し、その報告を徴する。

附 則

(訂正期日)

この法律は、公布の日から九十日を経過した日からこれを施行する。

(第一親委員の任期)

第一親委員の任期は、内務大臣の定めるところにより、千々一年、二年、三年、五年とし、委員長たる委員は五年とする。

(協賛の設立)

第五條 日本救済協賛会は、この法律施行の日から六十日以内にこれを設立する。
2 社団法人日本救済協賛会は、この法律施行の日現在の帳簿價格による一の資産及び負債の他一切の權利義務並びに従業員を、前項の協賛会に、協賛に引き継がなければならぬ。但し、貸出資額は、未々これを協賛会に返還するものとする。

3 救済委員会は、設立委員会を設けて、協賛設立の事務を處理させる。

4 設立委員会は、定款を作成して、協賛委員会の認可を受けなければならぬ。

5 前項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なく第二項の引継ぎをしなければならぬ。

6 前項の引継ぎを終つたとき、設立委員は、遅滞なくその事務を協賛会長に引継がなければならぬ。

7 協賛会が協賛の事務の引継ぎを受けたときは、会長、副会長、理事及び監事の各員は、遅滞なく設立の登記をしなければならぬ。

8 協賛会が協賛の登記をすることによつて成立する。

本協賛会は解散する。

(この法律を施行するに必要とする可)
第四條 この法律の規定に基き、この法律の規定に基き、取消の施設の許可及びその他の許可は、この法律の規定に基き、取消、変更又は更新される事は、これを有効とする。

一 登録税法の改正

登録税法の一部を次のように改正する。

六 第三項中「恩給金庫カ恩給債券」を「恩給金庫又ハ日本
カ恩給債券又ハ」に「恩給債券又ハ」を「恩給
債券又ハ」に改め、

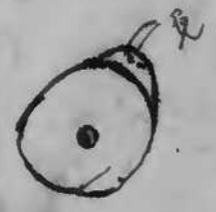
一 總務府設置法の改正

第五條 總務府設置法一昭和二十三年法律第 號(の一部を
次のように改正する。

第二條中「國家公安委員會」の次に「放送委員會」を加ふる。
第四條の表中「國家公安委員會」の横に左の表を加ふる。

放送委員會	放送法一昭和二十三年法律第 號
-------	-----------------

とのえり



94
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20

一登録税法の改正

登録税法の一部を次のように改正する。
六 第九條第一項中「恩給金庫カ恩給債券」を恩給金庫又ハ日本
カ恩給債券及ハ放送債券」に「恩給債券又ハ」を「恩給
債券又ハ放送債券」に改めり。
第九條第七號中「法令ニ依ル公債」の下に「日本放送協會」
カ公債ニ歸スル法令」の下に「放送法」を加える。

一この法律施行前の行爲

本條 この法律施行前に生じた事柄については、なお従前の例に

由り。

後者は、何れも此の法律の施行前に生じた事柄については、なお従前の例に

由り。但し、この法律の施行前に生じた事柄については、なお従前の例に

本條 この法律の施行前に生じた事柄については、なお従前の例に



電送法

第一章 總則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、放送を公共の利便、利益又は必要に合致するやうに
整備すると共に、その自由を保障し、その健全な發達を圖ることを目的
とする。

2 放送に關する國の政策は、左の通りとする。

- 一 放送事業が、情報及び教育の手段として、又國民文化の媒体として
國民に最大の効果と實益とを齎すことを保障すること。
 - 二 放送を自由な表現の論壇として、その不偏不黨性と一体性を保障
すること。
 - 三 放送に携る者の國民に對する直接の責任を設定することによつて、
放送が健全な民主主義に奉仕し、且つそれを育成するようにならうこと。
- (定義)

第二條 この法律では、左の用語を各下記の意義に用いる。

一 「放送」とは、公衆に供する意圖で行われる電氣通信を送信し又は
受信することを含む。

二 放送の左の五種に分ける。
一 標準放送
五三〇キロサイクル以上一六〇五キロサイクル迄
の周波数を使用する無線電話による放送

二 短波放送
國際法規則に定める短波放送用周波数を使用する無
線電話による放送

三 超短波放送
國際法規則に定める超短波放送用周波数を使用する
無線電話による放送

四 電視放送 (テレビジョン)
放送設備による映像又は映像と音聲の組合せの取
送

五 廣播放送 (ラジオ)
記録の目的を以てする放送設備による文字、形、色
圖書又はそれらの組合せの放送

三 「放送業務」とは、放送を目的とする電氣通信を送出し、演出し
び廣播すること及びそれらに關する施設を運営することをいう。

三 「國內放送」とは、日本の領土内で受信されることを意圖する放送をいう。

四 「國際放送」とは、各種の放送の何れか一つにより日本の領土外に於いて受信されることを意圖する放送をいう。

五 「無線電波」とは、放送に使用する搬送波の周波数をいう。

六 「送信電力」とは、放送局の送信空中線に供給する電力をいう。

七 「放送設備」とは、放送に使用する無線設備をいう。それには演奏室、試験室、中継室、給電室、若しくはそれ等の附屬設備と無線設備の組合せから成るものを言ふ。

八 「放送局」とは、放送設備とその保守運用に必要な要員の組合せをいう。

九 「一般放送局」とは、日本放送協會が施設した以外の放送局をいう。

十 「放送事業者」とは、日本放送協會、一般放送局の免許を受けた者又はその兩者をいう。

十一 「受信設備」とは、各種の放送（外國の放送（外國の電波を以て行つた放送を含む）の何れか一つ以上を受信することができ得る設備をいう。

十二 「放送番組の自由」とは、公衆に供する意圖で行われる電氣通信をいう。

十三 何人も法律に定める権限によるのでなければ、放送番組に干渉し又はそれを規制することができない。

（ニュース放送）
第十四條 ニュース放送は、左に掲げる原則に従わなければならない。

一 ニュース記事は、取柄に眞實を守らなければならない。

二 ニュース記事は、直接であると同接であると認められず、公衆を害するものを含んではならない。

三 ニュース記事は、事實に基き且つ完全に編集者の意見を排除したものでなければならぬ。

四 ニュース記事は、何等かの宣傳的意圖に合ふように着色されてはならない。

五 ニュース記事の一小部分を特に強調して何等かの宣傳的意圖を強め

又ハ原譯させてはならない。
六、いかなるニュース記事も一部の事實又ハ部分を省略することによつて歪められてはならない。
七、ニュース事項を記事にするに、何等かの宣傳的意圖を設け又は展開するに、一つの事項が不實に目立つような編集をしてはならない。
八、時事評論、時事分析及時事解説は嚴格に前掲各號に従わなければならない。

(國際放送)

第五條 國際放送は、國際親善を旨とするものであつてはならない。外國に於いて放送する目的で國內で番組を編集する場合は同様とする。
(目的外使用の禁止)
第六條 放送設備及び受信設備は、許可され又は登記した目的以外に使用してはならない。

第二章 放送委員会

(設置)

第七條 この法律の公正な實施を確保し、その目的を達成するため、内閣總理大臣の所轄の下に放送委員会を置く。
一 放送委員会は、總理府の外局とし、獨立してその権限を行う。
二 放送委員会は、その権限を行うに於て第二十条及び第二十一条の議決を経なければならぬ。委員は第一條に規定する原則に従わなければならない。
(一時的権限及び職責)
第八條 放送委員会は、別に規定するものの外左に掲げる一時的権限及び職責を有する。
一 この法律によつて委託された権限及び職責を執行するため、放送委員會議決を制定すること。放送委員會議決は官報で公布する。

放送局の免許及び使用の承認を與え、拒否し、取消し更新を許可し又は免許事項の変更を許可する一切の権限。この権限は、電波廳の有する施設許可及び使用許可をする権限と同様として行われなければならない。通信省設置法（昭和二十三年法律第 一〇一號）の規定に拘はらず、電波廳は放送の政策的事項に關し何等の権限を有せず又放送局の建設と運営に對する最終的決定権を有するものではない。

電波廳の行う施設許可及び使用許可に關しては、電波廳は、技術的用途の高基準を確保し及び他の無線通信に對する妨害を妨ぐに必要なる放送局の技術的設備及び技術運営の統制の範圍を越えてはならない。

電波廳の行う放送局の施設許可、使用許可及び周波數の指定及びその變更に對する申請及びそれらの條件で放送局を運営する権限に關する一切の申請並びにこれらに關する交渉は、すべて電波廳に提出され、放送委員會において處理される。

放送委員會は、電波廳に對して、放送局の施設許可及び使用許可の手續をする。この場合においても電波廳は、前掲の規定に嚴格に従つ

て、放送委員會の申出を迅速に處理しなければならぬ。

申請者によつて放送委員會以外の者に提出された放送局に關するいかなる申請も、電波廳によつて受理され且つ處理されることではない。

放送設備及び受信設備に關し、必要を最低技術條件を制定すること。
 但し、使用電波の型式、周波数の確定、電波の質、及び受信設備に關する事項については、少くとも電波法の定める技術基準を滿すものでなければならぬ。

この法律の目的達成上、法令の制定又は改廢に關し意見があるときは、その意見を内閣總理大臣に申出ること。

他の行政廳の所管に屬する事項であつて、この法律の目的達成上必要を事項については、所轄行政廳に必要を勸告をすること。

放送事業者は、必要を報告若しくは資料の提出を命じ又はその帳簿その他の記録を調査すること。

放送設備又は受信設備を檢査すること。
 不法に施設された放送設備を撤去してその除却を命ずること。

放送に影響のある事柄に關する。國內及び國外の時宜に適し、且つ必要ある情報入手し、これを第一條に規定する一般的政策に照して分析し及び解釋すること。

十 現在及び將來の放送政策に關し、左に掲げる重要問題を調査し、且つ、公衆の利用できる報告書をして内閣總理大臣に勸告をすること。

一 放送地域の擴充及び公衆のあらゆる分野によつて公平に受信されるように放送業務を改善すること。

二 番組編成の自由を具現する方法及び自由な表現を行うための不偏不黨且つ公共的演壇として放送施設を容易に且つ公平に利用できるようにする方法。

三 特殊の利益を代表するいかなる政治的、経済的、社會的その他の團體にも支配されない放送企業に責任ある経営形態の維持

四 放送業務及び業務の改善に重大な關係のある政府各機關の機能を

一 放送に對し政府の行う規律の性質、範圍及び制限に關する望まし

二 放送の決定

三 教育の目的のためにする放送の利用

四 國際放送業務を管理する目的、組織及び方法の決定

①

外郎人
新撰人

りた々 (まがたえ... 之うと略く) 位...
牛身... 代表... 略...
あ... も... こと

し... の... 人...
代... の... 人...
を... と... 人...

か... の... 人...
あ... の... 人...
と... の... 人...

井ノ

印

一、

久保村の巻は

予等の言へるに

久保村の巻は

○ 庶政監察、模範、電報その他各種の公益業務の開展方策の策定

四 其他委員会が重要と認める放送政策上の諸問題

十一 放送に關する諸の政策の發展を促すこと及びそれらの政策に關する法令を立案し又これを遂行すること。

十二 委員会が、その職責を果しその事務を行うに當つては、左に掲げる事項を守らなければならない。

一 政府機關又は民間機關の放送業務、放送施設及び資料（統計資料も含む）を最大限に利用すること。

二 必要と認める場合は、商業、工業、金融、労働、農業、教育、地方自治等の區々の代表者等の意見を徴すること。

三 個人又は團體によつて行われるすべての放送の發送に關する研究を奨励し及び援助すること。

其他の政府機關から臨時總會される放送に關聯する問題を検討すること。

十三 委員会はこの法律の範囲内の事項に關し、自己の發意により調査を行う十分な権限を有するものとする。

十四 委員会が調査を行つたときは、これを文書とし、調査した案件及び委員会の決定又は結論を、關係資料を添附して、記述しなければならぬ。

十五 國務的又は地域の協定に關する放送政策を決定し委員会が必要と認めるときは、これに参加すること。

三 前項第七號の放送設備又は受信設備の検査に關する
放送委員会は、第一項第六號の調査又は同項第七號の検査を行う職員に、その検査を補助する電票を携帯させなければならぬ。

第九條 放送委員会は、委員五人を以て、これを組織する。
(構成)

二 委員の中、一人を委員長、一人を副委員長とする。

(委員の任命)

第十條 委員は公共の利益に關して公正な判断をすることかでき、且つ卓越した廣い經驗と識見を有する年齢三十五年以上の者の中から、國務の承認を経て、内閣總理大臣がこれを任命する。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復讐を得ない者

二 禁錮以上の刑に處せられた者又は第七章に規定する罪を犯し、に處せられた者

三 國家公務員であつて懲戒免職の處分を受けた者。當該處分の日から二年を経過した者

四 日本國憲法施行の日以降に於いて、日本國憲法又はその下に成立した政府を、暴力で破壊することを主張する政黨その他の團體を組織し、又はこれに加わつた者

五 政黨の役員に任命の日以前一年間において、これに該當した者(含れ)但し役員に任命の日以前は放送委員會規則でこれを定める。

原本不明瞭

放送用送信機又は受信機（附し機器を含む。）の製造業者、販賣業者、放送設備の建設業者、放送事業者若しくは放送設備の有者これらの者が法人であるときはその他名稱の如何にかかわらずこれと同等以上の職権又は支配力を有する者、又はそれらの事業に金融上重大な利害關係を有する者、若しくはその事業の株式の十分の一以上を所有する者ハ任命の日以前一年間においてこれに該當した者（附し。）

（附し） 職に補給する事業者の同業者團體の役員その他名稱の如何にかかわらずこれと同等以上の職権又は支配力を有する者ハ任命の日以前一年間においてこれに該當した者を含む。（附し） 役員その他名稱の如何にかかわらず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者ハ任命の日以前一年間においてこれに該當した者を含む。（附し） 役員その他名稱の如何にかかわらず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者ハ任命の日以前一年間においてこれに該當した者を含む。（附し） 役員その他名稱の如何にか

以前一年間においてこれに該當した者を含む。）

委員の任命については、その中の三人以上が同一の政黨に屬する者となることとなつてはならない。

（宣言及び服務）

委員は、任命後、最高裁判所長官の面前において、成規の宣言に署名してからでなければその職務を行つてはならない。

國家公務員法第三十三條七號の規定は第九十七條、第百三條、第百四條、第百六條の規定を除く外、委員にこれを準用する。

（兼職の禁止）

第十二條 委員は、他の職に就くことができない。

（任期）

第十三條 委員の任期は五年とする。但し、補缺の委員は前任者の殘任期間在任する。

2 委員はこれを再任することかできる。

（退 職）

第十四條 委員 は、左の各號の一に該当する場合においては、當然退職するものとする。

一 第十條第二項各號の一に該当するに至つた場合

二 内閣総理大臣の訴追に基き、公開の聴取手続により、罷免を可とするに決定された場合

2 前項第二號の規定による彈劾の事由、左に掲げるものとする。

- 一 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないこと。
- 二 職務上の義務に、違反し、その他委員たるに適しない非行があること。

（罷 免）

第十五條 内閣総理大臣は、國會の承認を経て何時でも三人以上の委員が同一政黨に所屬するに至つた場合、これらの委員を罷免する。

2 前項の場合を除く外委員は、その意に反して罷免されることか

（彈 劾）

第十六條 委員の彈劾の裁判は、最高裁判所においてこれを行う。

2 内閣総理大臣は、委員の訴追をしようとするときは、訴追の事由を記載した書面を最高裁判所に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の場合においては、同項に規定する書面の寫を訴追に係る委員に送付しなければならない。

原本不明瞭

4 最高裁判所は、前二項の審判を受審した日から三十日以上九十日以内の間に於いて裁判開始の日を定め、その日の三十日以前までに、内閣総理大臣及び訴訟に係る委員に、これを通知しなければならない。

5 最高裁判所は裁判開始の日から百日以内に判決を行わなければならない。

6 委員の専断の裁判の手続は、裁判所規則でこれを定める。

7 裁判に要する費用は、原告の負擔とする。

第十七條 委員長は、國務大臣の俸給に準ずる報酬を、委員長以外の委員は一般國務大臣の俸給をこえず各省次官の最高俸給よりも少くない程度の報酬を受ける。

委員は、任期満了して退任した場合には、退職時の俸給月額に在職月數を乗じた額の加算相當額の範圍以内で、その功績の度に従い、放送委員會の議により決定した退職手當を受けることができる。

委員が、在職中死亡した場合は前項の例による。

第十八條 委員であつた者は、その退職後一年間は、第十條第二項第七號乃至第九號に掲げる職についてはならない。

第十九條 委員長及び副委員長は、委員の中から、内閣総理大臣がこれを命ずる。

委員長は、放送委員會を代表し、その會議を主宰する。

副委員長は、委員長が事故あるときは、その職務を代行し委員長が

議員のときはその職務を行ふ。

（會議及び手續）

第二十條 放送委員會は、放送委員會議規則の定めるところにより、一定の場所において少くとも一週間に一回定期會議を開催することを常例としなければならぬ。但し、必要ある場合においては、定期以外の會議は他の場所において開催することかできる。

2 放送委員會の會議は、委員長又は副委員長若しくはその兩者を含み少くとも二委員長事故あるときは副委員長一三人以上の委員の出席がなければ、議事を開き議決することかできない。

3 放送委員會の會議の議事は、出席委員の過半数を以てこれを決する。
4 會議の議事はすべて議事録として記録して置かなければならぬ。この法律に別に規定する場合を除き、この記録は公衆の閲覧のため公開されなければならない。

5 事務局長又はその正當な代理人は、幹事として會議に出席し、前項の議事録の作成に當る放送委員會の會議の議事に關しその他必要な事項は、放送委員會議規則でこれを定める。

（事務局及び地方事務局）

第二十一條 放送委員會に事務局を置き、放送委員會の権限に關する事項に關する事務を掌らしめる。

2 放送委員會事務局の事務の一部を分掌させるため、地方事務局を置く。地方事務局の名稱、地位、所掌事務の範圍及び管轄區域は、政令でこれを定める。

（放送政策の報告）

第二十二條 放送委員會は、内閣総理大臣を経由して、國會に對し、毎年

當會開會後六十日以内に、この法律の施行状況及び左に掲げる事項を記載した放送政策報告書を提出しなければならない。

- 一 放送の現状、それには、放送に関する組織、施設、提供業務分布及び財政並びに放送に関連して國民に重要な影響のある社會的、經濟的、政治的、文化的その他一切の一般的事象を含むものとする。
- 二 放送の將來の發達に重大な影響のある技術的、工學的、經濟的、文化的等の事柄の現在及び將來に亘る進歩及び推移
- 三 放送業務の管理條件を規定している國の政策に関する勸告に關し、改善
- 四 法律によつて設定された政策、監督組織、運営組織又はその業務の遂行につき申出のあつた變更を實現するための法規の制定及び改廢に關する建言
- 五 その他この法律の目的達成に關連すると思はれる重要事項

2 放送委員會は、第三條に掲げる日本放送協會の毎事業年度の貸借對照表、財産目錄、損益計算書を内閣總理大臣を経由して國會に報告すると共に、これを公告しなければならない。

3 放送委員會は、前二項に掲げる場合の外、必要と認められた場合又は國會の要求あつた場合は、放送に関連する事項につき附屬報告又は特別報告を、内閣總理大臣を経由して、國會に提出しなければならない。

第三章 日本放送協会

(協会の設立)

第二十三條 放送を公共の利益として必要の爲に行うことを目的として、日本放送協会の設立する。

2 協会は法人とし、動産、不動産及びその他の財産を保有することのできる。

但し、剰餘金その他の收入ある場合はそのすべてを協会の目的達成のためにのみ用いなければならぬ。

(協会の業務)

第二十四條 協会は、前條の目的を達成するため、左に掲げる業務を行ふ。

一 協会の興えられたライセンスに依り、公衆の利益のため放送を行うことを目的として、地方、全国的及び全国的放送施設を設置し、維持し及び改善すること。

二 標準放送及び放送施設に依り、娯楽、教育を行つたため必要な政府の提供する施設を使用し又は必ずその施設を施設しこれを運営すること。

三 放送番組を編集し、放送すること。

四 放送番組編集上必要な映画、音楽、圖書等の維持養成及び助成すること。

五 協会のより放送せらるることを主たる目的とする公開演奏會その他の娯樂の催しを組織し提供し又は助成すること。

六 協会の普及発展に必要なる出版物を発行すること。

七 協会の進歩発展に必要なる技術的設備の増進するものを探られ、且つ、他のいづれの協会の進歩発展に必要なるものに資する。

八 協会の研究施設及び活動の大幅な増進を遂げるために、研究及び有用化の奨励をし又は依頼することのできる。

ハ ニュース及び情報を集積すること及び通信社を設立し又はこれに参加すること。

九 協会の目的達成を助長するため、文學、音楽その他の藝能作品の著作権を取得すること及びこれらの記録を作成すること。

前記に著作権を使用し、使用を承認し又は利用すること。但し、前記する目的以外で著作権を公演その他の目的のために使用することを協会の協定に認めらるるものではない。

十 特許を申請して取得し、又は買収その他の方法で取得すること及び協会の目的達成に有効な發明に關係ある秘密其の他の情報を濫用し又は共有する實施を認得する契約をすること。

十一 法律で制限された場合を除き、協会の従事員、前従事員及びその家族の權利に及ぶような贈與、施設、基金、信用及びその他の利益を享受し、助成すること及びそれらのものの退職金及びその他の手當の財産を没収し及びそれらのものの權利のための支出を

負する事。

（事務所）

第二十五條 協會は、主たる事務所を東京都に置き従たる事務所を必要の地に置くことができる。

（定款）

第二十六條 協會は、定款を以て、左の事項を規定しなければならぬ。

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 事務所の所在地
- 四 資産及び會計に關する事項
- 五 役員及び理事會に關する事項
- 六 放送債券發行に關する事項
- 七 公告の方法
- 八 定款改正の手續に關する事項

定款及びその変更は、放送委員會の認可を受けなければならぬ。

（登記）

第二十七條 協會は、左の事項を登記しなければならぬ。

- 一 目的
 - 二 名稱
 - 三 事務所
 - 四 設立の年月日
 - 五 役員の名氏及び住所
- 2 前項に定めらるるもの外、登記に關して必要を事項は、放送委員會規則でこれを定める。
- 3 第一項の規定によつて登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これを以て第三者に對抗することが出来ない。
- （役員）
- 第二十八條 協會に役員として、理事七人、監事二人を置く。

2 理事のうち一人を會長、一人を副會長とする。

(理事會)

二十九條 理事を以て、理事會を構成する。

3 理事會は協會の重要職務を審議する。

(役員職務)

三十條 會長は協會を代表し、その業務を總理し、理事會を主宰とする。

2 副會長は、會長に、事故のあるときはその職務を代行し、會長が缺員のときは、その職務を行う。

3 副會長及び理事は、會長を補佐して協會の業務を掌理する。

4 理事は、協會の業務を監査する。

(役員任命)

三十一條 會長、副會長及び他の五名の理事は放送に關して指揮權を有する。年令三十五年以上の者の中から、放送委員會が多數投票に

識見

より國會の同意を経て、之を任命する。

2 監事は、事業計理に關して識見を有する者の中から放送委員會がこれを任命する。

3 役員(監事を除く)の任命については、第十條第二項の各號及び第三項の規定を準用する。但し同條第二項第七號のうち放送事業者及び放送施設の所有者又は、これらの者が法人であるときは、その役員その他名稱の如何に拘らずこれを同等以上の職權又は支配力を有する者を除き、同條第三項に「三人以上」とあるのを「四人以上」と讀み替える。

(役員職務)

三十二條 役員は、五年とする。但し、補選の役員は、其任期の満期に當りて再任する。

2 役員は、これを再任する。こと得ざる。

(禁戒の禁止)

第三十三條 協会の役員は、放送委員会承認した場合を除くの外、他の職に就くことができない。

（役員退職）

第三十四條 役員は第三十三條第二項各號の一に該当するに至つた場合において、當然退職するものとする。但し、第七號の放送事業者及び放送設備の所有者又はこれらの者が法人であるときは、その役員その他名稱如何に拘らず、これと同等以上の職權又は支配力を有する者を除く。

（解任）

第三十五條 放送委員会、國會の承認を経て、左に掲げる協会の役員を解任する。

- 一 理事のうち四人以上が同一の政黨に所屬するに至つた場合におけるこれらの理事
- 二 職務上の義務に違反し又は職務を怠つた役員

（民法等の準用）

第三十六條 民法第四十四條、第五十條、第五十四條及び第五十七條並びに非訟事件手続法第三十五條第一項の規定は、協会にこれを準用する。

（放送局の施設）

第三十七條

(受信料)

- 第三十八條 協會によつて提供された種類の放送を受信することのできる機械を装置した人から受信料を徴収することが出来る。
- 2 前項の受信料の額については、一年毎に放送委員会の認可を受けなければならぬ。一年内にこれを變更しようとするときも同様とする。
- 3 放送委員会は、前項の場合においては、第六章に定める審理手続を經なければならぬ。
- 4 協會が、第一項の受信料の徴收方法その他に關し、受信者と締結する契約事項についてはあらかじめ放送委員会の認可を受けなければならぬ。これを變更しようとするときも同様とする。
- 5 協會は、受信料の徴收に關する事務を逓信省に委託することができ、委託を受けた逓信省は相互協約の條件に従つて受信料の徴收を行う。

(貸借對照表等の承認)

第三十九條 協會は、毎事業年度毎に貸借對照表、財産目錄及び損益計算書を作成し、毎事業年度經過後二ヶ月以内、これを放送委員会に提出し、その承認を受けなければならぬ。

(放送債券及び借入金金の認可)

- 第四十條 協會は、放送設備の建設若しくは改修資金に充てるため、放送委員会の認可を受けて放送債券を發行することが出来る。
- 2 前項の放送債券の發行の限度は十五億圓とする。
- 3 前二項に定めるものの外、放送債券に關し必要な事項については、放送委員会規則の定めるところにより商法の附債に關する規定を準用する。
- 4 協會は借入金現在高一億圓を超えて借入金をしようとするときは、その度毎に放送委員会の認可を受けなければならぬ。

(放送の休止及び廢止の認可)

第四十一條 協會は、放送委員會の認可を得た後でなければ、その放送局を廢止し又はその放送を休止することができない。但し、不可抗力に因り休止したときは、速かにその旨を、放送委員會に届出なければならぬ。

(放送に関する研究)

第四十二條 放送委員會は、放送の進歩發達を圖るため必要と認めるときは、協會に對し、第二十四條第七號の範圍内で事項を定め、その研究を命ずることができ、

2 前項の場合において要した費用は、國がこれを負擔する。

3 前二項の規定によつて行われる研究の成果は、全放送事業を含む公共の利益にならなければならない。

(會計監査等)

第四十三條 放送委員會は、協會に對し、その財産狀況の報告を命じ

又は所部の官吏を派遣して、その監査をさせることができる。

(國際放送の費用負擔)

第四十四條 協會の行う國際放送の經營は、國がこれを負擔する。

(協會の放送禁止事項)

第四十五條 協會は、時事に關し自己の意見を放送してはならない。

(番組の編集)

第四十六條 協會の番組の編集は、國民の要望を滿すより最善の努力を拂わなければならない。この目的を達成するため協會は、受信者の番組に對する意向を確めるため、科學的輿論調査を定期的に、且つ、繼續して行はなければならない。

2 協會は、番組編集にあつては左記に従わなければならない。

一 受信者に對し、出来るだけ完全に公けの問題となつてゐる事項を報道しなければならない。但し、編集者の意見を加えてはならない。

二 論争事件に對するあらゆる意見を代表する責任ある者を紹介し、登壇させることによつて、すべての角座から論争を明かにすること。

三 協會の適當と認めらるるあらゆる方法により、成人教育放送及び學校放送を進展させること。

四 音楽、文學及び娯樂の分野において、たえず最善の文化的な番組を放送すること。

(協會の番組公平)

第四十七條 協會の放送番組の編集は、政治的に公平でなければならぬ。

二 公選による公職の候補者に、その政見の放送を許したとき又は選挙運動演説をさせたときは、その選挙における他の候補者に對して、申出により同一施設を使用し、同一條件の時間において、同一時間数を與へなければならぬ。

これは日本放送協會の全放送網にも、個々の放送局にも適用せられる。

(廣告放送の禁止)

第四十八條 協會は表示方法の如何にか、わらず營業の廣告を放送してはならない。

(財産に對する制限)

第四十九條 協會は、放送設備の全部若しくは一部の管理を委託し、賃貸し、擔保を共し又は方法の如何に拘わらず他人の支配に屬させてはならない。

二 協會は、放送委員會の認可を受けなければ放送設備の全部若しくは一部を譲渡又は處分することができない。

(協會の免稅)

第五十條 協會は所得稅及び法人稅を課さない。

二 都道府縣、市町村又はこれに準ずる者は、協會の事業に對して、

地方税を課することができない。

(協会の土地收用権)

第五十一條 協会の營む放逐事業は、土地收用法第二條の土地收用又は併用することのできる事業とし、同法を適用する。

(解散)

第五十二條 協会の解散については、別に法律でこれを定める。

第四章 一般放送局

(免許)

第五十三條 一般放送局を開設しようとする者は、放送委員會の免許を受けなければならぬ。

(免許の申請)

第五十四條 前條の免許を受けようとする者は、申請書に、左に掲げる事項を記載した書類を添えて、放送委員會に提出しなければならぬ。

- 一 企業目論見
- 二 工事設計
- 三 放送の種類 (國際放送であるときはその旨)
- 四 放送事項
- 五 放送設備の位置及び所有者
- 六 使用電波の型式及び周波數並びに放送電力

七 放送時間及び放送區域

八 工事落成及び放送開始の予定期日

九 その他放送委員會が必要と認める事項

(免許申請者の資格)

第五十五條 左に掲げる者は、前條の免許を申請することができぬ。

- 一 日本の國籍がない者
- 二 外國政府又はその代表者
- 三 外國法人又は團體
- 四 法人又は團體であつて、日本の國籍がない者か、その代表者とあつてゐるもの
- 五 法人又は團體であつて、日本の國籍がない者が、その役員の三分の一以上又は議決權の五分の一以上を占めるもの

(申請の審査)

第五十六條 放送委員會は、第五十八條に規定する申請書を受理した

ときは、前條及び左の各章に掲げる事項を考慮して、審査しなればならぬ。但し、第四號の事項審査については、電波法と協議するものとする。

- 一 當該放送局の設置が第一條の規定に合致するものであること。
 - 二 當該放送局の放送設備の技術的設計が、放送委員會規則の定める最低技術條件を滿すものであること。
 - 三 當該放送事業の財政的基礎が、その企業を維持するに足るものであること。
 - 四 電波法の行う電波監理に支障のないこと。
- 放送委員會は、申請の審査に際し必要があるときは、申請者に、出頭又は資料の提出を求めることが出来る。

(申請の免許)

五十七條 前送委員會は、前項の規定に基いて審査した結果、當該申請がこの法律の規定に適合するものと認めるときは申請を許可し、第五十三條に規定する免許を與ふる。

二 前項の場合において、前送委員會は申請者に代つて第九條第一項の規定に従つて、前送應に對し第五十四條に規定する申請書を添付して無線電信法(大正四十六年六月)に基く施設許可を申請する。

三 前項の施設許可は、電線敷設の許可を前送委員會より申請するに對し交付することによつて行われる。

四 第一項に規定する免許の有効期間は使用の承認の日から五年とし、その後は一年毎に前送委員會に對し更新の申請をしなければならぬ。

(落成期日の決定)

五十八條 前送委員會は、前條の免許を與ふるに當つては當該設備

の落成期日を指定することかできる。

二 前項によつて期日を指定し、その期日まで落成しない場合は、前送委員會は、その遅延が不可抗力その他正當な事由によるものでないことを認めるときは、その免許を取消することかできる。

(設備の検査)

五十九條 前送委員會は、前項の規定によつて許可を與えた無線電信の工事が落成したときは、これを検査しなければならぬ。但し、法律に定める無線電信の検査については、電線敷設と共同してこれを行うものとする。

三 前項の検査の結果、當該設備がこの法律の規定に適合していないと認めるときは、前送委員會は、申請者に對し、検査の期日を指定して、その改修を命ずることかできる。

(前項の承認)

第六十條 前送委員會は、前條の規定によつて行つた検査の結果が法律の規定に適合していると認めるときは、申請者に對し當該設備の使用の承認を與ふる。

原本不明瞭

前項の場合に於て、評議委員會は免許人に代つて第九條第一項の
規定に従ひ申請を受理し、該申請の使用許可を申請する。

(免許の更新)

第六十一條 前條の免許を受けた者か、該免許の更新を申請しようとするときは、産業委員會にその申請書を提出しその許可を受けなければならぬ。

前項の申請は、免許の有効期間満了の日から六月以前八月を過ぎない期間に於いて、これをしなければならぬ。

第一項の申請については、第五十六條及び第五十七條の規定を適用する。

(免許の變更の申請)

第六十二條 一級産業委員の免許を受けた者か、第五十四條第二號乃至第七條の事項の變更を申請しようとするときは、産業委員會にその申請書を提出しその許可を受けなければならぬ。

前項の申請については、第五十六條及び第五十九條の規定を適用する。

する。但し、第五十九條の規定の適用は、工業設計變更の場合に限らぬ。

産業委員會は、第一項の申請を審査したときは法律の規定に適合し
てあると認めたとときはこれを許可し免許状の該處に變更事項を訂正し
なければならぬ。但し、工業設計變更の許可である場合は、
十九條の規定による審査を省略したときはこれを訂正する。

(免許等の拒否)

第六十三條 産業委員會は、産業委員の免許若しくは免許の更新又は前
條に規定する事項の變更の申請を審査した結果、法律の規定に適合
してないことを認めたとときは、その申請を拒否する。

産業委員會は前項の場合に於いては第五章に定めらるる手続を
たてつけなければならない。

(廣告放映等)

第六十四條 一級産業委員の免許を受けた者か、該免許を受けた者か
の申請期間を他人の供する場合は、その申請を審査委員

に属すると共にこれを公表しなければならぬ。

(候補者選定)

六十五條 個々の一般選挙局又はそれ等の前選挙の結合を違じ、公選による公職の候補者にその政界の進歩を許したとき又は選挙運動演説をさせたときは、その選挙における他の候補者に對しても申出たより同一施設で候補し同一選挙の時間において同一時間敷を與えなければならぬ。これは、その一般選挙局に對し、選挙時間材料で候補者に提供された資料でも廣告として賣られた場合でも同様に適用される。

(停止)

六十六條 一般選挙局の免許を受けた者が、選挙局を停止しようとするときは、一ヶ月前にその旨を選挙委員会に届出なければならぬ。

(名義の變更等)

六十七條 一般選挙局は、選挙委員会の認可を受けないうて、その名

義人を變更し、運営を委託し、賃貸し又は方法の如何にかゝらず他人の支配に属させてはならない。

前項の認可については、一般選挙局の免許の場合の例による。

(免許の取消又は業務の停止)

六十八條 前条委員会は、一般選挙局の請求を受けた者から左の各條の一に該當すると認められた場合には、当該選挙を取消し又は一月以内の期間を定めて、業務の停止を命ずることとできる。

一 第五十四條又は第六十二條に規定する申請書又はこれに添えた書類に、虚偽の事實を記載した場合

二 免許状記載事項に違反した場合

三 この法律又はこの法律に基く選挙委員会規則に違反した場合

四 前条に關係ある他の法令又は國際法に違反した場合

五 第六章に規定する罪を犯し刑に處せられた場合

六 正當な理由がなく引續き一月以上選挙を休止した場合

選挙委員会が前項の取消の場合において、第五章に定める審理手續を怠らなければならぬ。但し、第五條による場合を除く。

第五章 審理手續、再審理及び訴訟

(審理手續)

第六十九條 第三十八條、第六十三條及び第六十八條の規定により、放送委員会が審理手續を行う場合は、第六十九條乃至第七十五條の規定するところによる。

2 放送委員会、前項に掲げる場合の外、議分を行うにあたり必要と認めるときは、職権により前項の審理手續を行うことができる。

(審理手續の開始)

第七十條 審理手續の開始は、申請人及び放送委員会の必要と認める關係人に對し、専断の要旨、審理期日及び場所並びに出頭を求める旨の通知をした審理開始通知書を送達してこれを行う。

2 前項に挙げる以外の者で、審理の結果に利害關係を有すると認めるときは、關係人として、この手續に参加することができる。

(代理人)

第七十一條 申請人若しくは關係人は、辯護士その他適當と認める者を代理人に選任することができる。

(調査)

七十二條 放送委員会は、審理上必要と認めるときは、申立により又は職権を以て、申請人若しくは關係人を審理し、又は参考人に出頭を求めて審理し、且つ、これらの者より意見を徴し若しくは報告させることができる。

2 放送委員会は、審理上必要と認めるときは、申立により又は職権を以て、左に掲げる行為をすることができる。

- 一 帳簿書類その他の物件の所持者に対し、その提出を求めること
- 二 申請人若しくは關係人の取送品その他必要な場所を臨んで、設備、業務、帳簿書類その他について實地検査すること
- 三 放送委員会の職員をして、前項の行為をさせる場合は、その旨の證書を携帯させなければならない。
- 四 第一項に定める参考人は、放送委員会規則の定めるところにより、所要の費用及び手當を請求することができる。

(主張と立證)

第七十三條 申請人若しくは關係人は自己の主張を述べ、證據を申出で、且つ、前條第一項により、提出した申請人、關係人若しくは参考人を訊問することができる。

(審理の公開等)

第七十四條 審理は、これを公開しなければならぬ。但し、個人の秘密を保つため、又は公益上必要あるときは、この限りでない。

2 審理は、委員長(委員を事故あるときは、副委員長以下同じ)がこれを指揮する。

3 審理に於ては、調書を作成しなければならぬ。

(處分の議決及び通知)

第七十五條 放送委員會が、審理手続を経て處分を決しようとするときは、委員及び三人以上の委員の合議によりなければならぬ。

2 前項の合議は、出席委員の過半数を以て、これを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 前項の合議は、これを公開しない。

4 第一項の議決による處分は、書面によりこれを通知しなければならぬ。

5 前項の通知書は、放送委員會の認定した事實及び理由を示さなければならぬ。

6 處分の効力は、通知書が送達されたときにこれを生ずる。

(再審理)

第七十六條 すべて放送委員會の處分に不服のある者は、充分な理由があるときに限り、放送委員會に對して、再審理を申請することができる。

2 再審理の申請は、處分の通知を受けた日より三十日以内、理由を記載した再審理申請書を、放送委員會に提出して、これを行わなければならない。

3 再審理の申請は、原處分の執行を停止しない。但し、放送委員會が必要と認めるときは、この限りでない。

(申請の却下)

第七十七條 取送委員會は、再審理申請書に基き、再審理を行う充分の理由がないと認めるときは、申請書を受理した日より三十日以内に申請を却下することを得る。

2 前項による却下は、通知書により、これを申請人に通知する。

(再審理の開始)

第七十八條 前條により却下する場合を除き、取送委員會は、申請書を受理した日より三十日以内に再審理を開始しなければならぬ。

(審理手続規定の準用)

第七十九條 第七十八條乃至第八十二條の規定は、再審理に準用する。

(決定)

第八十條 取送委員會が、再審理を終えたときは、決定を以て、原處分を維持し若しくは変更し又は取消す。

2 第八十三條各項の規定は、前項の決定にこれを準用する。

3 決定書は、委員及び合議に出席した委員が、これに署名捺印しなければならぬ。

ければならぬ。

4 決定書は、少数意見を附記することができる。

(訴の提起)

第八十一條 取送委員會の處分に對しては、再審理を申請した後でなければ裁判所に對し、訴を提起することができない。

2 前項の訴に關しては、取送委員會を被告とする。

3 訴の提起は、再審理申請却下の通知書又は再審理による決定書に對して送達を受けた日より三十日以内にこれを行わなければならない。

4 再審理申請の却下に對する訴は、東京地方裁判所の管轄に屬する。

5 決定に對する訴は、東京高等裁判所の管轄に屬する。

(決定の效力)

第八十二條 訴の提起は、處分又は決定の執行を停止しない。但し、裁判所が必要と認めるときは、この限りでない。

(記録の送付)

第八十三條 決定に對する訴の提起があつたときは、裁判所は漏漏なく

必委員會に對し當該事項の記録の送付を求めなければならぬ。

(專管認定の拘束力)

第八十四條 前條による訴訟については、以送委員會の認定した專管は、これを立證する充分な證據があるときは、裁判所を拘束する。

2 前項に規定する充分な證據の有無は裁判所がこれを判断するものとする。

(事件の差戻)

第八十五條 裁判所は、決定を変更することを相當と認むるときは、以送委員會に差戻すことのできる。

(決定の取消及び變更)

第八十六條 裁判所は、決定が左の各號の一にあたる場合は、これを取消し又は變更する事ができる。

- 一 決定が訴訟の目的を達しない場合
- 二 決定が憲法その他の法令に違反する場合

又或る不當であると認めるときは、これを變更することができる。

(規則委任事項)

第八十七條 この法律に定めるものを除き、本意に定める事項は、手続及び再審控に關し必要を事項は、放送委員會規則でこれを定める。

第六章 罰 則

（不法建設の罪）

第八十八條 第五十七條第一項（第三十七條に於て準用する場合を含む。）の免許を受けないで放送設備をした者は、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

2 前項の未遂罪はこれを備する。

（不法放送の罪）

第八十九條 左の各號の一に該當する者は、三年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に處する。

一 第三十七條第一項又は第五十七條第一項の規定による許可又は免許を受けないで放送した者

二 第六十條第一項（第三十七條に於て準用する場合を含む。）の規定による使用承認がないのに放送した者

三 第六十二條（第三十七條に於て準用する場合を含む。）の規定

による許可を受けないで免許事項を變更して放送した者

四 第六十八條の規定により業務を停止された後放送した者

（目的外使用の罪）

第九十條 第六條の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に處する。

（風俗擾亂事項放送等の罪）

第九十一條 放送設備によつて風俗を害する事項を放送した者は、二年以下の懲役又は五萬圓以下の罰金に處する。

2 放送設備によつて、日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する放送をした者は、七年以下の懲役に處する。

（就職制限違反の罪）

第九十二條 第十九條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

（報告又は届出義務違反等の罪）

第九十三條 第八條第一項第 一 號、第四十一條但書、第四十三條又は第六十六條による報告、資料の提出若しくは届出を怠り又は虚偽の報告、資料を提出し若しくは虚偽の届出をした者は、六ヶ月以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

（業務執行妨害の罪）

第九十四條 第八條第一項第 二 號若しくは第 三 號、第四十三條又は第七十二條第二項第二號により、官吏が調査、検査又は監査する場合、これを拒み、妨げ若しくは忌避した者は、六ヶ月以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

（兩罰規定）

第九十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し第八十八條乃至第九十一條、第九十三條又は前條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰す

る外、その法人又は人に對しても各本條の罰金刑を科する。

（出頭、陳述をしない罪等）

第九十六條 左の各號の罪に該當する者は、之れを五百圓以下の過料に處する。

一 第七十二條第一項の規定による申請人、關係人又は参考人に對する處分に違反して出頭せず、陳述をせず若しくは虚偽の陳述をし又は報告をせず若しくは虚偽の報告をした者

二 第七十二條第二項第一號による物件の所持者に對する處分に違反して物件を提出しない者

〔有線放送〕

第九十七條 公衆の受信に供する目的を以て、電線路を使用して時事、教養、演藝等に関する事項を傳送するものに関しては、第三條、第四條、第六條、第五十五條、第六十四條及び第六十八條（免許の取消の場合を除く）の規定を準用する。

〔改 廢〕

第九十八條 内閣總理大臣は、この法律施行の日から五年以内において、國内各層の放送に關し意見ある十五名以上の委員からなる審議會を設置して、放送に關する政策を調査せしめ、この法律の

存續、改正又は廢止についてその勸告を求め、且つ放送委員會の意見を徴さなければならぬ。

2. 内閣總理大臣は、前項の期間内において必要があるを認めるときは、何時でも前項の規定による勸告及び意見を徴することかできる。

附 則

(施行期)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超した日からこれを施行する。

(第一期委員の任期)

第二條 取締役委員の第一期の委員の任期は、内閣総理大臣の定めるところにより、天々一年、二年、三年、四年とし委員長たる委員は五年とする。

(協会の設立)

第三條 日本放送協會は、この法律施行の日から六十日以内にこれを設立する。

2. 社団法人日本放送協會は、この法律施行の日現在の帳簿價格によるその資産及び負債の他一切の権利義務並びに従業員を、前項の期間内に、協会に引き渡さなければならぬ。但し會員出資額は、天々これを協会に返還するものとする。

3 成歩委員會は、設立委員をして、協会設立の事務を處理させる。

4 設立委員は、定款を作成して、成歩委員會の認可を受けなければならぬ。

5 前項の認可があつたときは、設立委員は、適當なく第二項の引き継ぎをしなければならぬ。

6 前項の引継ぎを終つたときは、設立委員は適當なくその事務を協会の會長に引き継がなければならない。

7 協会が前項の業務の引継ぎを受けたときは、會長、副會長、理事及びその他の委員は、適當なく設立の登記をしなければならない。

8 協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

9 協会が成立したときは、この法律施行の證明を有する社団法人日本放送協會と同一とする。

10 (この法律施行前になされた許認可) 第四條 この法律の施行前になされた許認可は、この法律の規定に基き、取消、變更又は更新されるものはこれを有效とする。

一登録税法の改正

第五 登録税法の一部を次のように改正する。

第六條の二第一項中「恩給金庫カ恩給債券」を恩給金庫又ハ日本
放送協會カ恩給債券又ハ放送債券」に「恩給債券又ハ」を「恩給
債券若クハ放送債券又ハ」に改める。

第十九條第七號中「法令ニ依ル公團」の下に「、日本放送協會」
を「公團ニ歸スル法令」の下に「、放送法」を加える。

一この法律施行前の行為

第六條 この法律施行前に生じた事項については、なお従前の例に
よる。

わが國放送事業の沿革

大正 九年十一月

米國ピッツバーグ市において、ウエステングハワース電機會社D&A局から世界

十二年十二月

波初の費用放送開始

無線電波法に基き、逓信省令第九十八號を

十三年十一月

を以て放送用私設無線電波規則を公布施行

十年一月

財団法人 東京放送局設立許可

十四年二月

名古屋

十四年三月

東京放送局試験及假放送開始

十五年八月

東京、大阪、名古屋の各放送局解散し、財

財団法人日本放送協會設立

一 日本放送協會の沿革

一 財団法人 民法により逓信大臣設立許可監督實施

二 放送施設 無線電波法により、逓信大臣許可監督實施

三 日本放送協會による放送事業の独占經營

無線電波法、放送用私設無線電波規則は強款の事業者のあり得べき形で規定されてゐる（過去においては東京、名古屋、大阪の三事業体があつたことは前記のとおり）か、日本放送協會の設立後は行政方針として他に許可を與えてゐない。

四 日本放送協會の組織

會員 一口、五〇〇圓、昭和二十一年六月までは二〇〇圓（以上の出資をした者で會長の承認を要する。）

一口につき、該會の役員一組をもつ。

現在會員数 六五三八名

出 資 額 YEN 1000000

役員

人選 三〇名以内 (評議員會にて選挙) (職員を認
めず)

内々 専任職員一 常務理事四名を互選

二 理事三名以内 (評議員會にて選挙)

三 評議員六〇名 (本會にて選挙) 但し役員は十五名以
内を推薦できる (評議員會を組織す)

四 評議員三名以内を置くことかである。

(註) 一、二、三はすべて會員たることを要する。

現在在の主要役員氏名

會長 高野 岩三郎

専任理事 吉 垣 貞 氏 (編成局長兼事務部長)

常務理事 坂 田 保之助 (庶務部長兼)

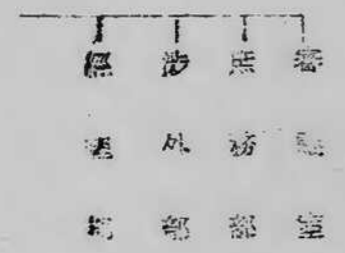
・ 渡 井 愛 二 (評議員部長兼)

・ 小 松 隆 一 (技術部門部長)

・ 藤 田 弘 雄

常任職員 松 尾 寅 雄

事業 務 機 構



會長
事務部長

編成局

技術局

事務局

放送文化研究所

技術研究所

職員養成所

監査部

甲府、長野、新潟
松本放送局

中央放送局 (札幌、仙台、名古屋、大阪、廣島、松山、熊本) 放送局

六 放送施設

(1) 放送施設に對する従来の方針は、わが國の地理的時差から大電力線、中・地方局、小電力局を併用してきた。
 (2) 主として最時差建設された中継局、送電所を除き、それぞれローカル放送局を出発せよりに演藝室設備を備つてゐる。
 (3) 現在の第一放送局で設備に於いては全國世帯数の八〇％は國民型受信機で接收出来ると状態である。
 (4) 放送局間の送電の中継および送電は送電管の電線線を専用してあり、有線放送時に備えて無線中継によつて放送が繼續出来るようになつてゐる。
 八 放送局

五〇、五〇、一一一一一 一局

西六局

一〇、一一一一一 六局
 〇五、一一一一一 三〇局
 〇三、一一一一一 五局
 〇一、一一一一一 三局
 〇五、一一一一一 一局

二 放送施設所

四四局
 〇五、一一一一一 一所
 〇三、一一一一一 四三所

六 従軍記者

本年四月一日現在七七三七名（一四六名の兵隊休戦者を含む）
 なかには、連合艦隊については、昨年十二月「産別」脱退を機に三派分立の形であつたが、現在は於ては「日本放送協会組合」の組合員が

四〇〇名)を主幹として「日本放送協会労働組合」(組合員八一五名)がある。

八 専断財 賦

収入の大宗は専断料(昭和二十三年度収入見込額に現在専断料利率として約十二億二千萬圓)に存する。現行専断料利率十七億三十萬圓は昭和九年九月から改正實施をみたものであるが、その後の専断料率により専断の利率は極めて困難となつてゐる。そこで目下資金改正につき物價騰、選賃後において利率を行つてゐる。

専断料の現在までの變遷は左のとおりである。

大正十五年	一圓	昭和二十一年四月	二圓五十錢
昭和七年四月	七十五錢	昭和二十一年九月	五圓
昭和二十年四月	五十錢	昭和二十二年九月	十七圓五十錢
昭和二十年四月	一圓		

九 放送 専断

1. 國內放送

第一放送(全放送局所) 朝五時から夜十時半まで 十七時間
 第二放送(主要十六放送局) 朝六時半から夜十時五分まで 九時間

2. 進駐軍向放送

(1) 協會が進駐軍に放送及びその保守を擔持してゐるもの
 東京(一五〇回) 大阪(一〇〇回) 名古屋(一〇〇回)
 横濱(三回) 札幌(七回)

(2) 進駐軍向けであつて、協會が保守を擔持してゐるもの
 空襲(一〇回)

この會は何等關係なく通敵軍において施設・運用しているものに

山口 (2001KW) 吳 (200KW) 鹿野 (200KW)

小倉 (200KW) 美浜 (200KW) 岡山 (200KW)

「註」(1) 回線開通の諸般準備は既成電線敷設

2. 在外邦人向放送

支那大陸・滿洲・南方方面に強留している日本人向けに國內の状況を放送しているもので、選信設備を専用にしている。

送信所	送出電力	送信方向	放送時間
河内送信所	七、五 KW	臺北、上海向	自午前六、五〇
	五 KW	天津、北京 長春向	至午後一〇、三〇

一〇 聴取者

一戸一受信機を目標として普及につとめ、遂次その數を増加し、昭和十九年における七百四十七萬かその最高であつた。しかし嚴寒時のために減少して、昭和二十一年には五百七十萬となり、その後、先漸次回復し、本年三月末現在においては六百四十萬で、その普及率は一〇〇兆倍當り四〇、六である。

普及状況

年 度	現在數	普及率
大正十三年	1,150,000	0.1
十五年	3,400,000	0.3
十七年	4,100,000	0.5
昭和十一年	5,900,000	0.8

昭和十九年 四月廿六日
二十二年 六月三十日

なお最近の受信機の生産状況は月六萬八千臺で、眞鍮管は八十三萬七千八百九十六個（本年三月）になつてゐる。

受信機としては、前工省に対し、受信機及真空管その他保守用部品の増産を要請してゐる。

一、ラジオ受信機の型式試験

受信機では製造管理に必要とする受信機最低技術基準を定め、本年二月一日からラジオ受信機の製造業者が前品として販賣する受信機に對して、その性能を試験し、試験に合格したものでなければ原簿としてラジオの施設を許可しないことになつてゐる。

五月二十現在において、製造業者から百二十件の試験の申請が

あり、試験済の受信機二十一件は全額不合格であつたが、試験方法を若干緩和したので今後は相違合格するものが出ると思ふ。

従来販賣されてゐたラジオ受信機は大部分粗悪なものであつたが、この型式試験の實施によつて、受信機の品質が改善され、一般に優良受信機が普及すると共に電波管理上の弊害も除去される。

一、ラジオ税

昭和二十一年九月地方税の改正案論議、地方財政の一財源として、ラジオ税が採り上げられ、青森、大蔵西大臣の許可を得て、六期（秋田、群馬、岩手、栃木、宮城、鹿角）十五市町村においてラジオ税の賦課が開始された。

この市町村決定案成立の多くは、昭和二十一年度限りを許可期限としていたが、山形県六期と三島、札幌市が許可期限二

十三年まで本館の設備が整えられていた。
 なお通電線ではこのラジオ税創設に際し電力反響し、同局、大
 阪府内に於し強硬に廢止の申入をした結果、財政委員会では今後
 ラジオ税を許可しない方針をとっている。

府県市町村	電報局数	ラジオ聴取者数	収入見込額
秋田	5	600	100
岩手	5	600	100
青森	5	600	100
山形	5	600	100
福島	5	600	100
茨城	5	600	100
群馬	5	600	100
栃木	5	600	100
群馬	5	600	100
山梨	5	600	100
長野	5	600	100
新潟	5	600	100
富山	5	600	100
石川	5	600	100
福井	5	600	100
岐阜	5	600	100
愛知	5	600	100
三重	5	600	100
滋賀	5	600	100
京都	5	600	100
大阪府	5	600	100
兵庫県	5	600	100
奈良	5	600	100
和歌山	5	600	100
徳島	5	600	100
香川	5	600	100
高松	5	600	100
愛媛	5	600	100
高知	5	600	100
福岡	5	600	100
佐賀	5	600	100
熊本	5	600	100
大分	5	600	100
宮崎	5	600	100
鹿児島	5	600	100
沖縄	5	600	100
計	150	15000	2500

一三 放送委員会

昭和二十年十二月連合軍總司令部の發令により、日本放送協會を
 再組織するため、國民各層から選出した委員會を設け、協會會長
 候補者の推薦を仰い新會長の決定後はこれの諮問機關となつて協
 會の政務決定について必要な發言を與え、また協會の再組織及び
 放送の倫理規範の決定につき考慮すべきことか當時の逓信院總裁
 に進達せられた。
 そのため逓信院では、總司令部と打合せの上、右委員會委員（十
 七名）を決定し、昭和二十一年一月二十二日第一回の委員會を開
 いた。
 委員會は先ず新會長候補者の選出を行い、その後は協會業務の改
 善のために努力している。

現在の委員は左のとおりである。

委員長 實業 井 一

常任 農 務 近 藤 康 男

委員 技 術 及 濱 田 成 徳

新聞出版 渡 邊 寧

財 政 小 林 勇

常任 演劇藝術 大 村 英 之 助

學 界 土 万 與 志

學 界 矢 内 原 忠 雄

常任 勞 働 島 上 善 五 郎

宗 教 徳 澤 克 巳

婦 人 加 藤 壽 枝

常任 官 本 百 合 子

常任 青 年 爪 生 忠 夫

なお放送協會ではこの委員会の運営費として年額二十八萬六千五百七十圓を充てている。

一 時 許 料

放送用私設無線電話規則第十條によつて、放送施設者が毎會計年度の始めに前年度末現在の聴取契約一箇につき二十錢の割合で聴

御答へ納めたるものなる。但し官廳に施設および送附大臣の公印
上の印裏から御印料の差違を告示したるものにしては御許料を納
致することゝなつてゐる。

従つて御印料二十二兩は、御許料を納付せしめ、三十七兩五匁
たるもの五匁七厘五十三匁を納付せしめた。

なほ目下は御印料の御許料では御印料の御許料はならぬこと
にしてある。

一 日本放送協会の設立経緯

我が國における放送は、大正十四年三月二十二日東京放送局が東京芝浦で開局を期したのが最初である。これは大正九年十一月米國のウエスタンツハリス無線社が、ビツツバイク市のWDA放送局から行つた世界最初の放送に連れること四年四月である。東京に於いて、同月には、大陽、六月には名古屋の冬放送局が放送を開始した。

東京放送局は、大正十二年十一月、名古屋、大阪放送局は、それぞれ大正十四年一月及び二月に設立され、各地域において、放送事業運営を開始したが間もなく翌十七年八月、これら三局は解散して、財団法人日本放送協会の設立したのである。

二 協会の性格

日本放送協会は、民法総則第二章の規定に基く公益社団法人であつて、主務大臣たる逓信大臣によつてその設立を許可され、その監督を受けている。また放送施設については、無線電信法の規定に従つて、逓信大臣の監督を受けている。

我が國における放送事業は、法上は複数の経営主体を認められてゐるが、事實上他のものに許可されていなかつたため、日本放送協会が獨占的經營を行つてゐるのである。

三 協会の組織

協会は會員六五五八を有し、その役員は、理事三十名以内、監事三名以内、五名以内の委員、六十名の評議員をもつて構成される。理事、監事、評議員は會員たることを要する。理事會は評議員會で選出し、理事の互選によつて會長一、専務理事一、常務理事四が定められてゐる。なお、職員總数は、本年四月一日現在、十七三名であつて、部長を除く職員は労働組合を組織してゐる。

事業機構

放送協會本部には、會長、専務理事の下に、審議室、庶務部、渉外
部、經理部、編成部、募集部、放送文化研究所、技術研究所、職員養
成所、監査部を置き、地方には、中央放送局、放送局、支局、分局、
中継放送所、が置かれている。

事業財政

放送協會財政は、戦争による被害は、逓信省の電報施設等に比較す
れば割合が少いが、想像大なる損害を蒙つた。更にそれよりも重大な
問題は協會の主たる収入源をなす聴取者の大巾の減少と聴取者の疎離
移動等による聴取料収入の減少である。
即ち聴取料の減少と戦災施設の復舊、その他施設の建設に要する資金
の借入難になやむ反響番組内容の改善に要する経費の増加とインフレ
ーションによる

六

物價復金の値上げ等によつて財政的に非常な苦境に立つに至り、従來
五十餘年つた聴取料を二十年四月には一圓に、二十一年四月には二圓
五十錢に、同年九月には五圓に引上げ昭和二十二年夏頃初においては
収支各四億四千万圓の予算を作成したが、これまた、未だ未だ破たん
を來かし同年九月には聴取料を十七圓五十錢に引上げ總額九億九千万
圓の改訂予算を組んだがこの聴取料額は、物價の騰貴が強く過ぎる
ことと、その後のインフレーションによつて益々經營に困難を來とし
目下更に値上げを物價騰貴と打撃中である。
放送施設は、中央放送局八局、地方放送局三十八局、中継放送所四
十四所を有し、全網が送及が地方放送を行う区は、主要局においては
第二放送を行っている。
更に終戦後海外放送は、中止したが、在外邦人の對しては、國內の状
況を知らせる必要があるので、大體統一放送と同じプログラムを海外
で放送している。
右の如く、連年軍の行方放送に當りて、その施設及保守運用費用を提
供している。
聴取者は、昭和十九年約七、七〇〇、〇〇〇であつたが、戦後で五、
七〇〇、〇〇〇に減少した。しかし、その後送次増加を示し、昭和二十
三年三月末現在六、四〇〇、二〇〇に達した。

原本不明瞭

大政方針

戦後改革の進歩のめざすは、国民生活の向上を代表するものとして、
経済復興と産業の振興、社会の刷新と刷新の促進を第一とする。右
の如き任務を達成して、国家の発展と繁栄を期するものである。

今後の展望

戦後の日本は、戦前とは異なる状況にあり、国民生活の向上を期する
ことより、進歩的政府、改革の進歩の進んでいくことを期す。その
中に美観な力を拂つてゐる。即ち、その具々の諸問題、経済復興の
の要であり、民間企業振興の要であり、各地方の発展を期する。そ
の発展の要として、民間企業振興の要であり、各地方の発展を期する。
また、戦後改革の目的は、日本の発展を期する。その発展を期する
ことより、進歩的政府、改革の進歩の進んでいくことを期す。その
中に美観な力を拂つてゐる。即ち、その具々の諸問題、経済復興の
の要であり、民間企業振興の要であり、各地方の発展を期する。そ
の発展の要として、民間企業振興の要であり、各地方の発展を期する。

戦後改革の進歩のめざすは、国民生活の向上を代表するものとして、
経済復興と産業の振興、社会の刷新と刷新の促進を第一とする。右
の如き任務を達成して、国家の発展と繁栄を期するものである。